

令和 4 年度

枚方市包括外部監査結果報告書

〔 委託料に係る財務事務の執行について 〕

令和 4 年 12 月

枚方市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	4
8. 補助者	4
9. 利害関係	4
第 2 監査対象の概要	5
1. 委託業務の概要	5
(1) 地方公共団体における民間委託の必要性	5
(2) 地方公共団体における民間委託の留意点	5
(3) 委託業務の概要	6
(4) 委託契約の概要	6
2. 枚方市における委託業務	9
(1) 枚方市における民間委託に係る取組	9
(2) 枚方市における委託料の推移	9
(3) 枚方市における委託業務に係る契約事務	11
(4) 枚方市における契約事務に係る規則等	17
3. 監査対象の選定	18
(1) 監査対象部署の選定	18
(2) アンケート調査の実施	19
第 3 監査の結果及び意見（総論）	27
1. 監査の結果及び意見の総括	27
(1) 契約事務の適正性	27
(2) 委託事業の経済性・効率性・有効性	35
2. 監査の結果及び意見の一覧	38
3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）	43
第 4 監査の結果及び意見（各論）	61
1. 市長公室広報プロモーション課	61
【概要】	61
(1) 枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務	62
(2) 令和3年度「広報ひらかた」配布業務委託	64
(3) 令和3年度点字版広報作成委託・令和3年度録音版広報作成委託	67
(4) 枚方市ホームページCMS更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託	69
(5) 「ひらかた聖火イベント」業務委託	76

2.	総合政策部DX推進課（旧：ICT戦略課）	79
	【概要】	79
(1)	DX推進課における共通的事項	81
(2)	ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託	82
(3)	番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託	85
(4)	データ入力業務委託	86
(5)	光ファイバ保守委託	87
(6)	電子計算機室空調機器保守点検委託	89
3.	市民生活部市民室	92
	【概要】	92
(1)	郵送請求対応業務委託	94
(2)	マイキーID設定委託	96
(3)	北部支所空調設備保守点検委託	97
(4)	津田支所清掃委託	99
4.	総務部総務管理室	101
	【概要】	101
(1)	総務管理室における共通的事項	102
(2)	庁舎清掃業務委託	103
(3)	庁舎樹木剪定除草等管理委託	105
5.	健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課（旧：障害福祉担当）	107
	【概要】	107
(1)	枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）委託	109
(2)	障がい者福祉システム運用保守委託他	116
(3)	枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業・通学支援事業）委託	118
(4)	旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託	121
6.	環境部循環型社会推進室東部資源循環センター（旧：施設管理室東部清掃工場担当）	123
	【概要】	123
(1)	広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託	125
(2)	枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託	126
(3)	令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3年契約）	130
(4)	令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託	131
(5)	令和3年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託	136

7.	都市整備部施設整備室	137
	【概要】	137
(1)	施設整備室における共通的事項	139
(2)	令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託	141
(3)	学校空調設備保守点検業務委託	144
(4)	学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託（R3-1）	146
8.	土木部みち・みどり室	147
	【概要】	147
(1)	みち・みどり室における共通的事項	149
(2)	令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託	151
(3)	枚方市保存樹林保全業務委託	153
(4)	枚方市プレーパーク運営委託	154
(5)	中部別館施設総合管理委託	157
(6)	枚方市公園点検・清掃業務委託	160
(7)	北部地区街路樹管理委託	162
(8)	公園等草刈作業委託（北部A地区）	164
(9)	楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託	167
9.	総合教育部おいしい給食課	169
	【概要】	169
(1)	小学校給食炊飯業務委託	170
(2)	枚方市中学校給食炊飯業務委託	173
(3)	枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託	174
(4)	学校給食ごみ資源化処理委託	176
(5)	学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託	177
(6)	第三学校給食共同調理場警備委託	179
10.	学校教育部学校教育室教育研修課（旧：教育研修担当）	182
	【概要】	182
(1)	GIGAスクールサポーター業務委託	183
(2)	子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託	187
(3)	教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託	188
	おわりに	191

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、枚方市が公表している資料、又は、所管課（室）から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

委託料に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

枚方市における普通会計部門の常勤職員数は、中核市への移行に伴う事務権限の移譲などによる増加は見られるものの、ピーク時であった平成7年度の2,881人から令和3年度には2,099人にまで減少している。この常勤職員数の減少は、行政サービスの多様化や働き方の変化に伴う常勤職員以外の者の活用等もあるが、事務事業の外部委託化の推進も大きく影響しているものと思われる。実際、一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）における委託料の執行額を見ると、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対応という特殊要因による増加が含まれるとはいえ、平成24年度の13,739百万円から令和3年度には24,759百万円となり、この10年間で11,020百万円も増加している。

さらに、枚方市における令和2年度から令和5年度までの行政改革の方向性を示す「行財政改革プラン2020」においても「民間活力の活用や協働を推進する」との基本方針が掲げられており、今後、以前にも増して事務事業の外部委託化が進む可能性が高いと考えられる。

外部委託は、経費削減やサービスの向上を図る有効な手段となりうるが、受託者の行為を適切に統制するマネジメント能力が必要となり、枚方市が自ら直接行う事務事業とは異なった管理手法が必要となる。枚方市としては、外部委託化の拡大により、これまで組織内に蓄積していたノウハウが継承されなくなる可能性もある中、このようなマネジメント能力を発揮していかなくてはならない。また、ある委託業務を担う事業者が少数である場合には、委託金額が高止まりしたり、事業者の撤退により当該事業の継続が危ぶまれる状況となったりする可能性もある。

委託料の執行は全庁的に行われている事務であるため、上記のような認識を踏まえ、第三者の立場から、当該事務の執行が関係法令等に基づき適正になされているか、また、その手続について経済性、効率性及び有効性の観点から改善すべき事項はないか等について、全庁横断的に検証することは有用であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和3年度

(必要に応じて令和2年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、以下のとおりである。

【契約事務の適正性】

仕様書	業務内容を簡潔かつ明瞭に記載しているか。
	前例踏襲で仕様内容を決定していることはないか。
	特定の者しか対応できないような過度に限定された仕様を盛り込んでいることはないか。
	監督や検査の方法を仕様書に記載しているか。
予定価格	予定価格調書を作成しているか。
	予定価格は適正な積算根拠をもとに算定しているか。
	契約方式（制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約（見積合せ等）の選択は適切に行われているか。
	指名業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていることはないか。
契約方式の選択	随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けた改善について検討しているか。
	正当な理由なく契約を分割し、少額随意契約によっているものはないか。
	正当な理由なく変更契約を締結しているものはないか。
	入札事務の執行は枚方市契約規則等に準拠して適切に行われているか。
情報管理	公表前の入札に関する情報の漏洩を防止するための措置が講じられているか。
契約締結	契約書には枚方市契約規則に規定する必要事項を漏れなく記載しているか。
	委託業務の内容に即して、情報セキュリティや個人情報保護に係る特記仕様書など、必要な事項を契約条項に盛り込んでいるか。
	枚方市契約規則及び契約規程の要件を満たしていないにもかかわらず、契約書又は請書の作成を省略していないか。
履行確認	契約書及び仕様書等をもとに契約内容が適切に履行されたことを確認しているか。
	再委託が行われている場合の承諾手続は適切に行われているか。
支出	請求書受領後、速やかに支払を行っているか。

【委託事業の経済性・効率性・有効性】

- ・事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事実は見当たらぬいか。
- ・委託費の無理な削減が受託者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
- ・直営ではなく、委託でなければならない理由に合理性はあるのか。
- ・長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・長期継続契約（複数年度契約）の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

【監査対象事業の概要把握】

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

【関連資料の閲覧と所管課に対する質問】

監査対象事業について、予算の執行に関する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、受託者に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管課に対し質問を実施している。

【現地又は現物の視察】

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の実施状況を視察した。

また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

【監査報告書の作成】

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

6. 監査対象部署

総務部契約課及び各委託業務所管課を対象とした。

ただし、公営企業会計を除く。

7. 監査の実施期間

令和4年6月29日から令和4年12月26日まで

8. 補助者

公認会計士 金 志煥
公認会計士 道幸尚志
公認会計士 中川美雪
公認会計士 野田敏男
弁 護 士 福岡智彦
公認会計士 脇山侑典

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 委託業務の概要

(1) 地方公共団体における民間委託の必要性

公共サービスの担い手がいかにあるべきかについては、その時代背景が密接に関わっている。

すなわち、かつての高度経済成長期には、税収の増大とともに、市民からの公共サービスの拡充に向けた要望も高まりを見せたことに対応し、行政において自ら直接事業を実施する形態(直営方式)やいわゆる外郭団体を設置してサービスを実施する形態によりサービスの拡充が図られてきた。

しかし、その後、経済が低成長となり、税収が伸び悩む時代に入ると、従来の方式でサービスを拡充し続けることは困難となつたが、一方で、少子高齢化時代の到来を背景に、公共サービスに対する市民のニーズは、ますます多様化、高度化することとなつた。

また、人口減少や少子高齢化の進展に起因する労働力人口の減少に伴い、今後、多様化、高度化する市民のニーズに対応しうる優秀な職員を確保することが困難になる可能性もある。

このような背景のもと、全国の地方公共団体において、行財政改革への取組が必須となり、公共サービスの見直しの一環として、「民間委託の拡大」が行われているところである。

そもそも、公共サービスの提供主体は、必ずしも行政に限られるものではない。例えば、電気、ガス、公共交通などのように民間により担われるものもあり、公共サービスの提供の担い手となりうる市民公益団体や地域の団体等も存在している。

今後の地方公共団体においては、従来行政が担ってきた公共サービスについても、真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、積極的に、市民公益団体、地域の団体等や民間事業者に委託する、あるいは、PFIなどの官民協働のための取組を行うといったことが重要かつ必要な対応になっている。

(2) 地方公共団体における民間委託の留意点

このように、「民間委託の拡大」は今日の時代背景からすると、不可避的な流れといえるが、単にどのような主体が公共サービスを担うのかという観点だけではなく、いかにして、公共サービスの質の確保につなげていくのかという観点が重視されるべきである。

この点、事業を民間事業者等に委託する理由の一つとして、コスト削減による経済性の確保を追求することが挙げられるが、これは、事業の目的が想定どおりに達成されることが大前提となる。

例えば、近隣市において発生した、受託者における業務の実施体制が整わなかったために学校給食の配達の中止を余儀なくされた事例や、受託者における個人情報紛失の事例は記憶に新しいところである。

これらの事例を鑑みると、公共サービスの質の確保のため、民間委託による場合、第三者である受託者の状況を適切に把握したり、その行為を適正に統制したりするなど、直営方式による場合とは異なったマネジメント能力を発揮する必要があることに留意すべきである。

(3) 委託業務の概要

委託業務とは、経済合理性や政策目的の追求のために、行政の内部事務や公共サービスを行政の外部の民間事業者等に委託するものである。

国や地方公共団体は、事務事業を直接処理せず、監督権等の行政責任を果たす上で必要な権限を留保した上で、民間事業者等に委託することとなる。

また、その他にも、一般廃棄物の収集・運搬・処分等の委託などのように、個別法の枠組みで実施されるものや、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）など特別な法的枠組みもある。

(4) 委託契約の概要

① 契約とは

契約とは、一定の法律効果の発生を目的とする2個以上の相対する意思表示の合致により成立する法律行為をいい、地方公共団体を当事者とする契約は、公法上の契約と私法上の契約に区分される。

このうち、私法上の契約とは、地方公共団体が私人と同じように事務用品を買ったり、土地を貸借したりするなど、私法的効果の発生を目的とする契約のことであり、委託契約は私法上の契約に当たる。

民法上の契約類型としては、委託契約というものはないが、委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約（民法第632条）や準委任契約（民法第656条）に当たる。

契約の手続については、地方自治法第9章「財務」第6節「契約」に詳細に規定されている。

② 契約の方法

地方公共団体における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている。このうち一般競争入札が原則的な契約方法であり（地方自治法第234条第1項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、政令で定める一定の要件に該当する場合に限って認められる方法である（同条第2項）。

なお、せり売りとは、買受者が口頭をもって価格の競争を行う方法（いわゆる競売）であるが、この方法を採用できるのは動産の売払いと当該契約の性質がせり売りに適している場合のみであるため、委託契約においては採用されるものではない。

③ 入札と随意契約

入札とは、契約の内容について複数の者を競争させ、そのうち最も有利な内容を提供する者を相手方として契約しようとする場合において、競争に参加する者に価格その他の条件を表示させることをいう。

また、随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法をいう。

枚方市における入札方式のうち、委託契約に関連するものの概要は、【表 1】のとおりである。

【表 1】枚方市における委託業務の入札方式

入札方式	対象入札
制限付き一般競争入札	
総合評価一般競争入札	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込した者を落札者とする競争入札
業務希望型	予定価格（税込）が 500 万円以上の建設コンサルタント業務等及び予定価格（税込）が 500 万円以上のその他委託業務のうち市長が必要と認めるものの入札
指名競争入札	予定価格（税込）が 50 万円超のもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに規定する随意契約に該当しない場合に、入札者を原則として 3 名以上指名し、特定多数で行う競争入札
随意契約	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当するもの（見積合せ等）

（出所：「枚方市入札・契約制度の概要（令和 4 年 4 月）（枚方市総務部契約課）」より
監査人作成）

随意契約は、入札よりも事務手続が簡易であり、事務負担の軽減や効率化を図り、特定の能力や信用のある業者を任意に選ぶことができる長所がある反面、相手方の選択に偏りが生じ、不利な条件で契約を締結するおそれがある等の短所があるため、【表 2】に記載の場合に適用が限定されている（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項、枚方市契約規則第 19 条の 2）。

【表2】随意契約によることができる場合

適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項各号の内容及び随意契約できる条件												
第1号	地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき ■枚方市契約規則第19条の2第1項 <table border="1"> <tr> <td>工事又は製造の請負</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr> <td>財産の買入れ</td><td>800,000円</td></tr> <tr> <td>物件の借入れ</td><td>400,000円</td></tr> <tr> <td>財産の売払い</td><td>300,000円</td></tr> <tr> <td>物件の貸付け</td><td>300,000円</td></tr> <tr> <td>前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>500,000円</td></tr> </table>	工事又は製造の請負	1,300,000円	財産の買入れ	800,000円	物件の借入れ	400,000円	財産の売払い	300,000円	物件の貸付け	300,000円	前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円
工事又は製造の請負	1,300,000円												
財産の買入れ	800,000円												
物件の借入れ	400,000円												
財産の売払い	300,000円												
物件の貸付け	300,000円												
前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円												
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき												
第3号	障害者支援施設等において製作された物品を買い入れるとき、及び当該施設等から役務の提供を受けるとき												
第4号	新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき												
第5号	緊急の必要により、競争入札に付することができないとき												
第6号	競争入札に付することが不利と認められたとき												
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき												
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき												
第9号	落札者が契約を締結しないとき												

(注) 適用条項は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号を示す。

(出所：監査人作成)

随意契約を締結しようとするときは、契約の性質又は目的により契約の相手方を1人に特定せざるを得ない場合などを除き、2人以上から見積りを徴するものとされている（枚方市契約規則第19条第3項）。

2. 枚方市における委託業務

(1) 枚方市における民間委託に係る取組

枚方市では、平成8年に「行政改革大綱」を策定して以降、様々な事務事業において民間事業者等への業務委託を進めており、令和2年度から令和5年度までの行政改革の方向性を示す「行財政改革プラン2020」では、基本方針5として、「民間活力の活用や協働を推進する～市民・事業者など様々な主体との連携・協力の推進～」が掲げられている。

【「行財政改革プラン2020」（抜粋）】

基本方針5

民間活力の活用や協働を推進する～市民・事業者など様々な主体との連携・協力の推進～

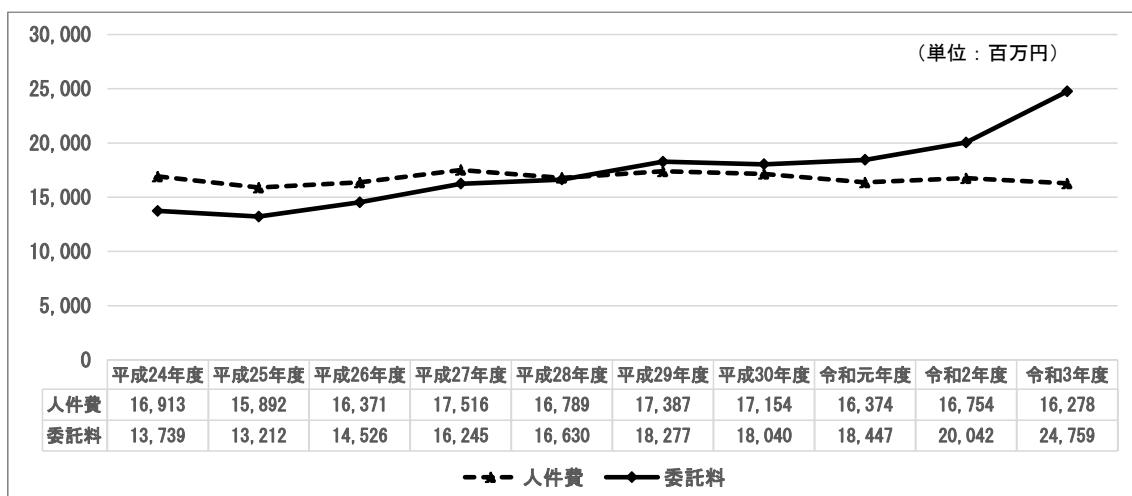
今後も市として必要な施策・事業を実施し、持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、本市に関わる多くの人々がそれぞれの役割をしっかりと踏まえ、力を結集し、強みを生かすことで、施策展開の最適化を図ることが重要です。

基本方針5では、市民への情報発信の推進や指定管理者制度の拡大など、これまで以上に、民間の持つノウハウや知見を活用した事業の拡大や、地域と協力し地域防災力向上をめざした取り組みを行います。また、包括連携協定に基づく活動の推進やシティプロモーション推進プラットホームの活用など、市民や市民団体、事業者等、様々な主体との連携・協力の可能性を探りながら、取り組みを推進します。

(2) 枚方市における委託料の推移

【図1】は、枚方市における一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の人件費及び委託料の執行額の推移を示したものである。

【図1】人件費及び委託料の推移



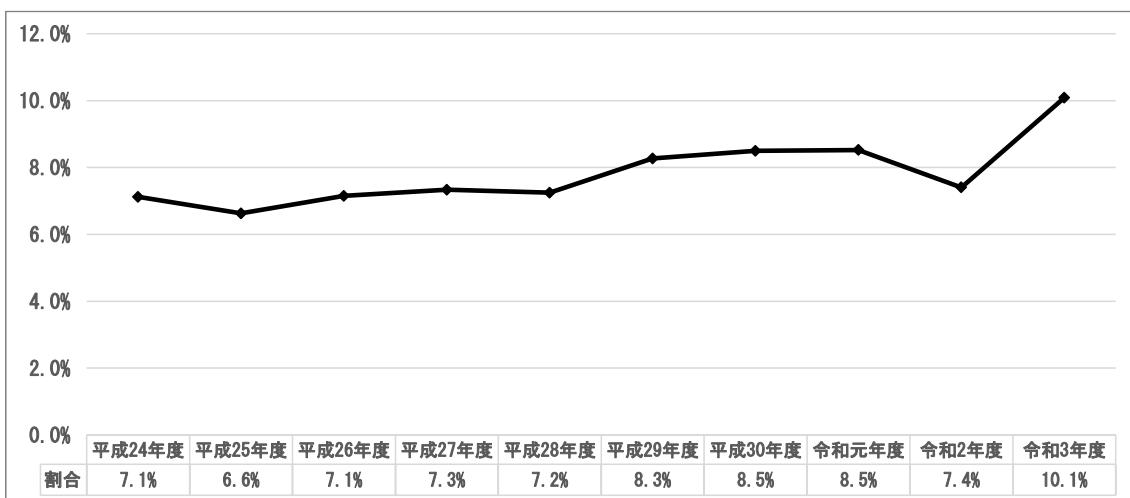
(注) 1. 一般会計及び特別会計（国民健康保険、土地取得、自動車駐車場、財産区、介護保険、後期高齢者医療及び母子父子寡婦福祉資金貸付金）の合計額を示している。

2. 人件費は、給料及び職員手当等の合計である。

【図1】を見ると、令和3年度において、新型コロナワイルスワクチン接種関連の業務委託が発生していることにより、委託料が大幅に増加しているが、そのような特殊要因を除いても漸増傾向にある反面、人件費は漸減傾向にあることがわかる。このことから、枚方市における行政サービスの担い手の外部化が進んでいることがうかがわれる。

また、【図2】は、枚方市における一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の歳出合計に占める委託料の割合の推移を示したものである。

【図2】歳出合計に占める委託料の割合



令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種助成等が実施されたことにより、負担金補助及び交付金の決算額が多額となつたため、委託料の割合は減少に転じているが、令和3年度においては、新型コロナワイルスワクチン接種関連の業務委託の発生により、歳出合計に占める委託料の割合は10%を超えることとなった。

(3) 枚方市における委託業務に係る契約事務

① 契約課の事務分掌と委託業務所管課との分担

枚方市事務分掌規則は、契約課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 契約事務の総括に関すること。
- (2) 工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。
- (3) 物品の売買及び賃借契約に関すること。

契約課の事務分掌のうち、(2)において、「業務委託契約に関すること」が掲げられているが、具体的な事務については、次のとおり、契約課と委託業務所管課において分担して行われている。

ア) 契約締結までの分担

委託契約の契約事務（入札又は見積合せ）は、原則として、契約課において行われることとなっているが、【表3】に記載した各所管課において契約締結できる契約については、各所管課において契約事務が行われている。

また、入札を行おうとする場合には、予定価格を定めるものとされており（枚方市契約規則第30条）、随意契約により契約を締結しようとするときにおいても、原則として予定価格を定める必要があるが（枚方市契約規則第19条第1項、第2項）、各所管課が予定価格の設定に当たって、参考見積を必要とする場合がある。その際、参考見積を徴取するための業者の選定についても、各所管課から契約課に対して依頼することになっており、各所管課からの依頼を受け、契約課では、3者程度の参考見積業者を選定している。

【表3】主管課専決で契約締結が可能なものの

枚方市事務決裁規程 別表第13表(2)表2項	
需用費	消耗品費
	新聞、追録及び音楽CD
	80万円未満の書籍（辞典及び加除式台本を除く。）
	5万円未満の自動車用部品
	単価契約のあるもの
	単価契約のないもので1万円未満のもの
	燃料費
	単価契約のあるもの
	食糧費
	5万円未満のもの
役務費	印刷製本費
	単価契約のあるもの
	写真現像焼付け
	5万円未満の青写真焼付け及び製本
	光熱水費
	供給者が特定されているもの
	修繕料
	年間保守契約のあるもの
	30万円未満のもの（車検を除く。）
	賄材料費
委託料	30万円未満のもの（児童福祉施設等に係るものを除く。）
	飼料費
	30万円未満のもの
	医薬材料費
	単価契約のあるもの
	通信運搬費
	30万円未満のもの
	広告料
	30万円未満のもの
	手数料
使用料及び賃借料	不動産の鑑定に係るもの
	法令、条例又は規則に定めのあるもの
	30万円未満のもの
	保険料
	法令、条例又は規則に定めのあるもの
	30万円未満のもの
	工事の施行に伴うガス管、水道管等の移設工事の委託
	30万円未満の委託（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号から第7号までの規定に基づく随意契約によるものに限る。）
	単価契約のあるもの
	工事の施行に伴う不動産の賃貸借
工事請負費	工事の施行に伴う不動産の賃貸借以外の不動産の賃貸借
	単価契約のあるもの
原材料費	小規模修繕等の請負
	小規模工事の請負
備品購入費	単価契約のあるもの
	単価契約のないもので1万円未満のもの
扶助費	5万円未満の書籍
補償、補填及び賠償金	30万円未満のもの
	工事の施行に伴う移転補償
別表第2の6の表(5)表10の項の規定により契約課が承認した契約（契約の相手方があらかじめ特定されている契約（工事の請負契約に係るものを除く。））	
30万円未満の情報処理システムの利用及び保守点検委託に係る契約（情報機器の借入に係るものを除く。）	

(注) 委託料に関する部分について監査人が着色した。また、下線は監査人が追加した。
 (出所：契約課提出資料)

【表3】の下線部（契約の相手方があらかじめ特定されている契約）については、枚方市事務決裁規程において、「契約の締結を承認すること」が契約課の個別専決事項とされている。そのため、各所管課が契約の相手方があらかじめ特定されているとする理由について、契約課が確認し、契約の締結を承認した後、各所管課において契約事務を行うことになっている。

この取扱いは、令和3年度より開始しており、各所管課において契約事務を行う件数が、令和2年度以前と比較して大幅に増加することとなった。

随意契約について各所管課において契約締結の事務を行う場合も、契約課において随意契約理由を確認する取扱いとしている点は枚方市の特徴といえる。

一方、契約課において契約事務が行われる場合には、各所管課は、委託契約手続依頼書に事業の執行に係る回議書、設計書、設計図書、前年度の契約書、参考見積の写しなどを添付し、契約課に手続を依頼することになっている。

イ) 契約締結後、業務完了までの分担

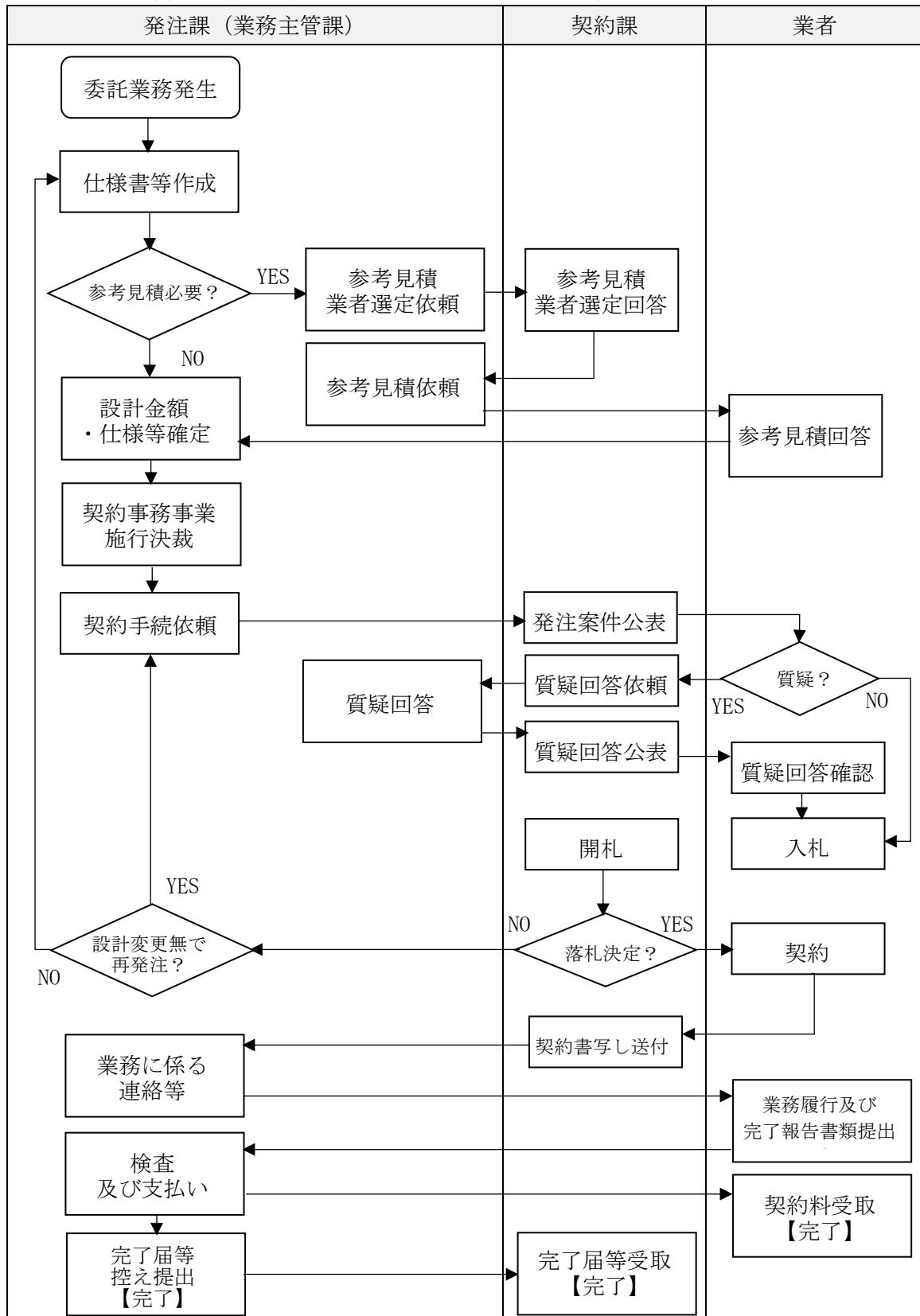
契約締結後、委託業務が開始されると、各所管課と受託者が直接、連絡・調整を行うことになり、業務完了時の履行確認についても、各所管課において行っている。

各所管課が受託者から受け取った業務完了届等については、控えを契約課に提出することになっているが、各所管課における具体的な履行確認の手続について、契約課における確認が行われているわけではない。

以上のように、枚方市における契約課と委託業務所管課との分担の特徴として、契約締結までは契約課に比較的多くの事務が集約されているのに対して、契約締結後は各所管課において分散して事務が行われている点が挙げられる。

このような委託業務の発生から業務完了までの流れ（入札案件の場合）を図示すると、【図3】のとおりである。

【図3】契約課への委託業務（入札案件）依頼から業務完了までの流れ



(出所：契約課提出資料)

② 契約締結及び契約保証金の納付

契約課における入札（随意契約の場合には見積合せ）により、又は各所管課において受託者が決定した場合、当該業者と契約を締結することになるが、その際の契約書に添付される約款については、原則として、契約課が作成し、枚方市のホームページに掲載された所定のものを使用することとされている。

また、枚方市契約規則第42条の規定により、委託契約の場合、契約金額の100分の5に相当する以上の額の契約保証金を納付させるものとされているが、契約相手方が同規則第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがあるとされている。

【枚方市契約規則第43条第1項（抜粋）】

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約(第6号から第8号までに規定する契約を除く。)を締結する場合において、当該契約を締結する日の属する年度及び過去2年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約(国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。)を2回以上にわたり締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売り払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約金額が1,300,000円未満のとき。
- (7) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (8) 前2号に掲げる場合のほか、随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 市長が特に認めるものであるとき。

なお、契約保証金の免除については、国の通知（「入札保証金及び契約保証金について（平成12年4月18日自治行第19号行政局長通知）」）において、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる場合として、次の6つが掲げられている。

【入札保証金及び契約保証金について

(平成 12 年 4 月 18 日自治行第 19 号行政局長通知) (抜粋)】

- 1 契約の相手方が保険会社との間に当該地方公共団体を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき大蔵大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 か年の中に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 5 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- 6 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

両者の項目を比較すると、国の通知の項目中、3 には適用できる契約に限定がないが、枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 3 号は物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約に適用を限定している点に特徴がある。

(4) 枚方市における契約事務に係る規則等

① 契約事務の関係規則等

枚方市における契約事務の関係規則等は、【表 4】のとおりである。

【表 4】契約事務の関係規則等

名称	内容
枚方市契約規則	枚方市が行う契約の締結に関し基本となる事項を定めるもの。
枚方市契約規程	地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定により定める長期継続契約を締結することができる契約を定めたもの。
枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱	委託業務のうち総合評価一般競争入札により入札を行うものに関して意見を述べ、もって総合評価一般競争入札の適正かつ公正な執行を図るため、枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員の設置に関する定めたもの。
枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱	枚方市暴力団排除条例第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、公共工事等からの暴力団の排除のために講じる措置に関する定めたもの。
枚方市入札参加、指名停止等の措置に関する要綱	一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者に対する一般競争入札への参加停止、指名競争入札に係る指名停止等の措置に関する定めたもの。
枚方市随意契約事務処理要綱	随意契約事務（不動産に関するものを除く。）の執行に関する定めたもの。

(出所：監査人作成)

また、内部統制制度におけるリスク評価シート（業務リスク）では、府内ネットワークの「ファイル管理」に契約課が掲載している次のマニュアル等を確認することを求めている。

- ・【委託】仕様書作成における留意事項
- ・【委託】委託契約手続マニュアル

② 約款

契約課において、契約書に添付する 10 種類の約款を作成しているが、このうち、委託契約に関する約款は、次のとおりである。

「(3) 枚方市における委託業務に係る契約事務 ② 契約締結及び契約保証金の納付」で述べたとおり、枚方市では、所定の契約書（鑑）に約款を添付したものを使用して契約を締結することを原則としている。

- ・測量設計
- ・建築設計 B
- ・業務委託
- ・業務委託（長期継続契約）

3. 監査対象の選定

(1) 監査対象部署の選定

今回の包括外部監査の実施に先立ち、個別検証の対象とする委託契約を抽出する方法を検討したが、枚方市では、契約課及び各所管課のそれぞれで契約事務が行われた委託契約を網羅したリストは作成されていなかった。

このため、財務会計システムにおける委託料の執行データ及び契約課において契約事務が行われた契約のうち、契約金額が 500 万円以上の契約のリストを入手し、その件数、金額を勘案するとともに、過去 5 年間の包括外部監査の対象となった部署を除外するなどして、契約課のほか、【表 5】の監査対象部署を抽出した。

【表 5】監査対象部署

令和 3 年度名称	令和 4 年度名称
市長公室 広報プロモーション課	広報プロモーション課
総合政策部 I C T 戦略課	D X 推進課
市民生活部 市民室 総務・地域サービス担当 市民室 戸籍・住基担当	地域サービス課 市民課
総務部 総務管理室 総務管理担当 総務管理室 財産管理担当	総務管理課 財産管理課
健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当	障害企画課 障害支援課
環境部 施設管理室 東部清掃工場担当	循環型社会推進室 東部資源循環センター
都市整備部 施設整備室 総務・計画担当 施設整備室 建築担当 施設整備室 設備担当 施設整備室 管理担当	施設計画課 建築課 設備課 施設管理課
土木部 みち・みどり室 維持緑化担当 みち・みどり室 整備管理担当	道路公園管理課 維持補修課 工事委託課
総合教育部 おいしい給食課	おいしい給食課
学校教育部 学校教育室 教育研修担当	教育研修課

(2) アンケート調査の実施

① アンケート調査の概要

個別の委託契約について検証を行う対象とする部署については、(1)において記載した方法により選定することとしたが、枚方市における委託料の執行の状況を俯瞰するために、個別の委託契約の検証と並行して、令和3年度中に契約を締結した委託契約について、全庁的にアンケート調査を実施することとした。

アンケート調査においては、契約課において契約事務が行われた契約については、各契約の基本情報（件名、契約形態、契約金額、予定価格等）をあらかじめ記載しておき、次の項目について回答を求めるとした。

【アンケート調査における調査項目】

- ①予定価格の積算方法
- ②見積書の入手件数（随意契約の場合）
- ③プロポーザルの有無（随意契約の場合）
- ④長期継続契約の有無
- ⑤同一契約先との継続契約年数
- ⑥再委託の有無
- ⑦再委託金額

また、所管課において契約事務が行われた契約については、各契約の基本情報を含めて回答を求めるとした。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のため、業務が繁忙となっている健康福祉部保健所保健医療課及び保健予防課については、調査の対象から除外することとした。

この結果、951件の契約について回答を得たが、単価契約のうち、予定総額（契約単価×予定数量）についての回答が得られなかった129件については、集計の対象に含めていない。（集計の対象に含めていない契約の主なものには、新型コロナウイルスワクチン接種関連の業務委託や私立保育所保育に対する保育委託料などがある。）

このため、本アンケート調査の集計結果は、枚方市における委託料の執行を網羅したものとはいえないが、以下の分析は、枚方市における委託料の執行について、全般的な傾向を把握するためには有用であると考える。

なお、アンケート調査の集計は、各部署からの回答をもとに集計したものであり、回答内容の正確性、信憑性についての確認は行っていない。

② アンケート調査の集計・分析

ア) 部局ごとの集計・分析

アンケート調査の結果について、部局ごとの件数及び契約金額を集計すると、【表6】のとおりである。

【表6】アンケート結果の集計（部局別）

(単位：件、千円)

部局名	契約課契約分		所管課契約分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
危機管理部	4	35,849	23	87,332	27	123,181
市長公室	2	1,344	17	77,963	19	79,308
総合政策部	3	122,565	21	42,761	24	165,326
市駅周辺まち活性化部	2	2,326	0	-	2	2,326
市民生活部	17	200,881	44	208,768	61	409,650
総務部	23	333,598	23	100,122	46	433,720
観光にぎわい部	68	80,036	34	215,703	102	295,739
健康福祉部 ^(注)	47	207,418	71	444,060	118	651,478
子ども未来部	22	28,883	34	35,567	56	64,451
環境部	51	125,069	20	87,228	71	212,297
都市整備部	58	476,824	19	140,394	77	617,218
土木部	79	864,140	22	48,284	101	912,425
会計管理者	1	35,640	0	-	1	35,640
総合教育部	28	521,546	17	1,237,956	45	1,759,503
学校教育部	19	95,418	28	48,451	47	143,869
選挙管理委員会	14	54,065	11	5,448	25	59,513
合計	438	3,185,609	384	2,780,041	822	5,965,650

(注)保健所保健医療課及び保健予防課は調査の対象から除外した。

※各部からの回答をそのまま集計しているため、「令和3年度事務概要」と一致しない場合がある。

(出所：監査人作成)

前述のとおり、枚方市では、令和2年度までは、契約の相手方があらかじめ特定されている契約（主に随意契約（第2号及び第3号））についても、契約課において契約事務を行っていたが、令和3年度以降、これらの契約については、契約課による契約締結の承認を受けた後、所管課において契約締結の事務を行うことになった。

これに伴い、令和3年度においては、集計の対象とした契約全体の46.7%に当たる384件の契約事務が所管課において行われている。

イ) 契約金額の集計・分析

アンケート調査の結果について、契約金額の区分ごとに集計すると、【表7】のとおりである。

【表7】アンケート結果の集計（契約金額区分）

	件 数 (件)	金 額 (千円)		
		構成比	構成比	
～5,000 千円	633	77.0%	747,274	12.5%
5,000 千円～10,000 千円	82	10.0%	571,354	9.6%
10,000 千円～50,000 千円	90	10.9%	1,760,624	29.5%
50,000 千円～	17	2.1%	2,886,396	48.4%
合 計	822	100.0%	5,965,650	100.0%

(出所：監査人作成)

件数ベースで見ると、5,000千円超の取引は23.0%に過ぎないが、金額ベースで見ると、87.5%を占めていることがわかる。

ウ) 契約形態の集計・分析

アンケート調査の結果について、契約形態別に集計すると、【表8】のとおりである。

【表8】アンケート結果の集計（契約形態別）

	件 数 (件)	金 額 (千円)		
		構成比	構成比	
制限付き一般競争入札				
総合評価一般競争入札	1	0.1%	277,200	4.6%
業務希望型	126	15.3%	2,174,782	36.5%
指名競争入札	162	19.7%	415,500	7.0%
随意契約	533	64.8%	3,098,167	51.9%
合 計	822	100.0%	5,965,650	100.0%

(出所：監査人作成)

随意契約は、件数ベースで64.8%、金額ベースで51.9%を占めているが、その根拠条項別に集計すると、【表9】のとおりである。

【表9】アンケート結果の集計（随意契約の根拠条項）

	件 数 (件)	金額 (千円)	
		構成比	構成比
第1号	137	25.7%	60,703 2.0%
第2号	339	63.6%	2,683,787 86.6%
(うちプロポーザル)	(3)	(0.6%)	(23,150) (0.7%)
第3号	18	3.4%	62,269 2.0%
第5号	9	1.7%	148,100 4.8%
第6号	28	5.3%	141,989 4.6%
第7号	2	0.4%	1,316 0.0%
合 計	533	100.0%	3,098,167 100.0%

(注) 第1号から第7号までは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号(8ページ参照)を示す。

(出所：監査人作成)

随意契約の根拠条項を第2号とするものが、件数ベースで63.6%、金額ベースで86.6%を占めているが、このうち、プロポーザルが行われているのは、3件、23,150千円に過ぎない。

また、随意契約(第2号)について、見積書の入手状況を集計すると、【表10】のとおりである。

【表10】アンケート結果の集計（随意契約（第2号）の見積書入手状況）

	件 数 (件)	金額 (千円)	
		構成比	構成比
複数者から入手	9	2.7%	49,339 1.8%
1者から入手	310	91.4%	2,578,157 96.1%
入手なし	20	5.9%	56,290 2.1%
合 計	339	100.0%	2,683,787 100.0%

(出所：監査人作成)

随意契約(第2号)については、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合に、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、1者に限定して受託者を選定しているため、通常、受託者から徴取する見積書のみによって契約金額が決定されることとなる。このため、受託者の選定の合理性及び契約金額の妥当性について留意する必要がある。

また、少數ながら、複数者から見積書を入手している旨の回答もあるが、これらの契約については、受託者が特定の者に限定されない可能性もあり、随意契約の根拠として第2号を適用することは適切でなかった可能性もある。

エ) 予定価格の積算方法の集計・分析

アンケート調査の結果について、予定価格の積算方法別に集計すると、【表 11】のとおりである。

【表 11】アンケート結果の集計（予定価格の積算方法）

	件 数 (件)	契約金額 (千円)	
		構成比	構成比
1 者から見積書入手	347	42.2%	2,734,868
複数者から見積書入手	148	18.0%	1,320,355
前年度予定価格を参考	162	19.7%	434,536
独自に積算	165	20.1%	1,475,889
合 計	822	100.0%	5,965,650

(出所：監査人作成)

予定価格の積算に当たっては、複数者から見積書を入手したり、独自に積算したりすることにより、価格の妥当性を検証することが求められるが、【表 11】のとおり、1 者からの見積書により予定価格を積算しているものが、件数ベースで 42.2%、金額ベースで 45.8% を占めている。その主なものは、随意契約（第 2 号）によるものであり、複数者から見積書を入手することは困難であると考えられるが、随意契約（第 2 号）によるもの以外については、複数者からの見積書を入手する必要がある。

また、前年度予定価格を参考としているものが、件数ベースで 19.7%、金額ベースで 7.3% を占めているが、この場合、予定価格が前年度踏襲となり、見直しが適時に行われない可能性があるため、留意する必要がある。

オ) 契約保証金の徴収・免除の集計・分析

アンケート調査の結果について、契約保証金の徴収・免除の状況を集計すると、【表 12】のとおりである。

【表 12】アンケート結果の集計（契約保証金の徴収・免除）

	件 数 (件)	金 額 (千円)		
		構成比	構成比	
徴 収	80	9.7%	737,060	12.4%
免 除 ^(注)	742	90.3%	5,228,590	87.6%
第 1 号	128	15.6%	3,221,075	54.0%
第 2 号	28	3.4%	213,972	3.6%
第 3 号	5	0.6%	4,904	0.1%
第 6 号	380	46.2%	225,601	3.8%
第 7 号	42	5.1%	133,040	2.2%
第 8 号	135	16.4%	1,200,831	20.1%
第 9 号	8	1.0%	35,274	0.6%
第 10 号	16	1.9%	193,890	3.3%
合 計	822	100.0%	5,965,650	100.0%

(注) 第 1 号から第 10 号までは、枚方市契約規則第 43 条第 1 項各号 (15 ページ参照) を示す。
(出所：監査人作成)

【表 12】のとおり、契約保証金が免除されているものが、件数ベースで 90.3%、金額ベースで 87.6% を占めている。

なお、契約保証金の免除について規定した枚方市契約規則第 43 条第 1 項各号のうち、第 3 号は、物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約に適用されるものであり、委託契約には適用されないため、第 3 号に該当するものとして回答された契約については、適用号数を誤っている可能性がある。

また、第 9 号は、契約の相手方が国、地方公共団体等の場合に適用されるが、契約の相手方が国、地方公共団体等でない者の場合に適用されているものも見受けられ、第 10 号の「市長が特に認めるものであるとき」は、枚方市契約規程第 35 条において、契約の相手方が出資団体である場合などに適用が限定されているが、必ずしもその相手方ではない場合に適用されているものも見受けられた。

力) 繼続契約年数の集計・分析

アンケート調査の結果を同一の受託者との継続契約年数ごとに集計すると、【表 13】のとおりである。

【表 13】アンケート結果の集計（継続契約年数の状況）

(単位：件、千円)

	入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1年	188	1,359,678	195	480,701	383	1,840,379
2年	30	221,432	28	205,155	58	426,587
3年	20	135,961	26	46,665	46	182,627
4年	6	10,195	28	78,221	34	88,417
5年以上	45	1,140,215	256	2,287,423	301	3,427,639
合計	289	2,867,483	533	3,098,167	822	5,965,650

(出所：監査人作成)

委託契約全体で見ると、継続契約年数が 5 年以上であるものは、36.6%に当たる 301 件であるが、そのうち 256 件 (85.0%) が随意契約によるものとなっている。

また、継続契約年数が 5 年以上の随意契約 256 件のうち、206 件は随意契約（第 2 号）によるものである。当初、契約を締結した際には、受託者の唯一性について十分に検討されていたとしても、時間の経過により受託者の唯一性が妥当しなくなる可能性が否定できないため、随意契約の理由については、不斷の見直しが求められる。

この点、枚方市では、契約期間が終了し、再度契約する場合にも、契約課の承認を得ることとなっているが、今後も引き続き、随意契約（第 2 号）における受託者の唯一性についての定期的な検証を求めたい。

キ) 再委託の有無の集計・分析

アンケート調査の結果から、再委託の有無と再委託がある場合の再委託金額の把握状況について集計すると、【表 14】のとおりである。

【表 14】アンケート結果の集計（再委託の状況）

	件 数 (件)	金 額 (千円)		構成比
		構成比		
無	765	93. 1%	4, 842, 320	81. 2%
有	57	6. 9%	1, 123, 330	18. 8%
(再委託金額の把握状況)				
不 明	44	5. 4%	843, 743	14. 1%
具体的な金額を把握	4	0. 5%	82, 441	1. 4%
500 万円以上か否かを把握	9	1. 1%	197, 144	3. 3%
合 計	822	100. 0%	5, 965, 650	100. 0%

(出所：監査人作成)

再委託については、約款（業務委託）第 7 条において、あらかじめ枚方市の承諾を得る必要があるものとされており、再委託先との契約金額が 500 万円以上の場合には、再委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、枚方市に提出しなければならないものとされている。

しかし、再委託が行われている 57 件のうち、再委託契約が不明のものが 44 件を占めている。このほか、誓約書の提出が必要となる 500 万円以上か否かのみ把握しているものが 9 件であり、具体的な金額が把握されていたのは、4 件に過ぎなかった。

委託業務の履行状況を確認するに当たっては、業務の実施体制を検証することが求められるが、十分な確認が行われているのか、疑問な面がある。

また、【表 15】のように、随意契約（第 2 号）のうち、29 件について再委託が行われている。再委託の範囲は不明であるが、随意契約（第 2 号）において、業務の主要な部分を再委託している場合には、そもそも、随意契約とする根拠に疑義が生じることとなる。

【表 15】アンケート結果の集計（再委託の状況（随意契約（第 2 号）））

	件 数 (件)	金 額 (千円)		構成比
		構成比		
無	310	91. 4%	2, 368, 614	88. 3%
有	29	8. 6%	315, 172	11. 7%
合 計	339	100. 0%	2, 683, 787	100. 0%

(出所：監査人作成)

第3 監査の結果及び意見（総論）

令和4年度枚方市包括外部監査「委託料に係る財務事務の執行について」における監査の結果及び意見の総括は「**1. 監査の結果及び意見の総括**」のとおりである。

また、「**2. 監査の結果及び意見の一覧**」では本報告書における監査の結果及び意見の項目名を一覧形式でまとめており、「**3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）**」では個別の委託業務について検証を行った各所管課に対する監査において検出された事項を踏まえ、全局的に対応が求められる事項を記載している。

なお、監査の結果とは、主に合規性の観点から枚方市に対して是正、改善を求めるものであり、意見とは、監査の結果には該当しないが、枚方市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものである。

1. 監査の結果及び意見の総括

(1) 契約事務の適正性

① 約款の条項と実態の乖離

「**第2 監査対象の概要 2. 枚方市における委託業務 (3) 枚方市における委託業務に係る契約事務**」で述べたように、枚方市における契約課と委託業務所管課との分担は、契約締結までは契約課に比較的多くの事務が集約されている点に特徴があり、契約の相手方があらかじめ特定されている随意契約についても契約課で契約締結に係る事務が行われていた令和2年度以前は、さらにその傾向が強い状況であった。

このため、【表16】の「**第4 監査の結果及び意見（各論）**」における監査の結果のとおり、契約書に添付する約款には詳細な規定が置かれているにもかかわらず、所管課においてその内容についての認識が十分でなく、約款の条項に則って受託者から書面の提出を受けたり、受託者に書面を交付したりしておらず、実態として、口頭による指示等にとどまっている事例が多く見受けられた。また、受託者から受け取る書面（特に、請求書）の枚数について、取扱いが統一されていない状況も見受けられた。

【表 16】約款の条項と実態の乖離に関する監査の結果（各論）

所管課	契約名等	監査の結果	ページ
D X 推進課	共通的事項	契約金額内訳書等の入手について【監査の結果 6】	81
市民室	北部支所空調設備保守点検委託	提出書類の日付について【監査の結果 11】	98
	津田支所清掃委託	工程表の微取について【監査の結果 13】 複数の請求書原本の存在について【監査の結果 14】	99 99
総務管理室	共通的事項	複数の請求書原本の存在について【監査の結果 15】	103
	庁舎樹木剪定除草等管理委託	提出書類の日付について【監査の結果 19】	106
東部資源循環センター	枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託	契約書及び仕様書における提出書類の不備について【監査の結果 23】	127
おいしい給食課	第三学校給食共同調理場警備委託	部分払における請求書の枚数について【監査の結果 39】	181

この点に関連して、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表 17】の意見を記載した。

【表 17】約款の条項と実態の乖離に関する意見（総論）

意 見	ページ
受託者への指示等に使用する書式の整備について【意見 2】	43
受託者から提出を求める書類の整理について【意見 3】	44

② 隨意契約理由の適切性

契約の相手方があらかじめ特定されている随意契約について、各所管課において契約締結に係る事務が行われることになったことに伴い、契約締結前に契約課による承認が求められているとはいえ、各所管課において随意契約理由を適切に説明できるようにすることが、従前にも増して求められることになる。

この点、随意契約（第 2 号）を適用している委託契約について、真に特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができないのか、すなわち受託者の唯一性について、更なる根拠づけや説明が必要と思われる事例や随意契約（第 6 号）を適用している契約における参考見積の微取について、「第 4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表 18】の意見を記載した。

【表 18】随意契約理由の適切性に関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
D X 推進課	電子計算機室空調機器保守点検委託	随意契約の妥当性の検討について【意見 33】	90
市民室	マイキーID 設定委託	参考見積の徴取について【意見 35】	96
福祉事務所	枚方市障害者地域生活支援事業(相談支援事業・地域活動支援センター) 委託	公募時の仕様書における契約期間の記載について【意見 38】	112
	旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託	随意契約の継続について【意見 39】	114
	枚方市保存樹林保全業務委託	見積書の内訳書の入手について【意見 44】	122
みち・みどり室	枚方市保存樹林保全業務委託	一者随意契約の手続について【意見 56】	153
教育研修課	GIGA スクールサポート業務委託	随意契約（第 2 号）の要件充足について【意見 71】	186

また、枚方市では、単価契約について、随意契約（第 2 号）に該当するものとして整理している点について、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表 19】の意見を記載した。

【表 19】随意契約理由の適切性に関する意見（総論）

意 見	ページ
単価契約を随意契約（第 2 号）とすることの妥当性について【意見 8】	54

③ 再委託に関する課題

再委託とは、委託業務の受託者がその業務の一部又は全部を他の事業者に実施させることである。

枚方市では、約款において、再委託を原則として禁止しており、受託者から再委託の承諾の申請を受け、枚方市が承諾した場合に限って再委託が可能となる。

再委託の承諾に当たっては、所管課において内容を精査した上で、その可否を決定し、書面により承諾の可否を受託者に通知すべきであるが、「第 4 監査の結果及び意見（各論）」における【表 20】の監査の結果及び意見のとおり、再委託の承諾申請が漏れていたり、承諾の通知を口頭により行っていたりする事例が多くみられたため、改善が必要である。

【表 20】再委託の承諾に関する監査の結果及び意見（各論）

所管課	契約名等	監査の結果及び意見	ページ
広報プロモーション課	令和3年度「広報ひらかた」配布業務委託	再委託の承諾について【監査の結果1】	65
DX推進課	番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託	再委託に係る申請書への日付記載と承諾通知について【監査の結果7】	86
	光ファイバ保守委託	再委託の承諾通知について【監査の結果9】	88
市民室	北部支所空調設備保守点検委託	再委託の承諾漏れについて【監査の結果12】	98
総務管理室	庁舎樹木剪定除草等管理委託	再委託内容の確認について【意見37】	106
福祉事務所	障がい者福祉システム運用保守委託他	再委託承諾申請の提出及び承諾について【監査の結果20】	118
東部資源循環センター	枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託	再委託の承諾について【監査の結果24】	128
施設整備室	共通的事項	再委託承諾申請書の提出漏れについて【監査の結果29】	139
	令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託	再委託割合に係る承諾基準について【意見50】	143
みち・みどり室	共通的事項	再委託の承諾通知について【監査の結果31】	150
おいしい給食課	小学校給食炊飯業務委託	指定工場の選定に係る承諾について【意見66】	172

一方、このような承諾があれば、再委託が可能となるのではあるが、再委託に付する割合が極めて高いような場合には、受託者の業務履行能力に疑義が生じることになる。随意契約（第2号）の場合に、そのような状況になっているのであれば、契約相手方の唯一性がなく、随意契約を行う理由が消滅してしまうことになる。また、随意契約（第2号）の場合だけでなく、入札による場合であっても、結果的に、履行能力のない者が応札したことになるため、入札参加要件の設定等が適切であったか、検証する必要がある。

この点、再委託の承諾に当たっての判断基準を設ける必要があると考えられるため、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表 21】の意見を記載した。

【表 21】再委託の承諾に関する意見（総論）

意 見	ページ
再委託の承諾のあり方について【意見6】	50

④ 個人情報保護に関する課題

最近、近隣市において受託者の従業員が個人情報の入った USB メモリを紛失した事案が発生したこともあり、受託者が取り扱う個人情報の適正な管理についての関心が高まっている。

枚方市では、個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報を取り扱う可能性のある委託業務について、仕様書において個人情報の取扱いを定めることとしており、コンプライアンス推進課において、個人情報の保護に関する特記仕様書（以下「個人情報仕様書」という。）の例を作成し、各所管課に周知している。

しかし、個人情報仕様書の添付の要否の判断が全序的に一定していない状況が確認されたため、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表 22】の意見を記載した。

【表 22】個人情報保護に関する意見（総論）

意 見	ページ
個人情報の特記仕様書の添付の基準について【意見 11】	57

これまで、地方公共団体の個人情報保護については、地域の特性に応じ、それぞれの条例によって、個人情報の取扱いに関する規律が定められることとされていたが、令和 5 年 4 月に施行される改正後の個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体を含め、一元的なルールが適用されることとなる。

改正後の個人情報の保護に関する法律においては、第 66 条第 2 項第 1 号において、「行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者」についても、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる対象であることが明確に規定されている。

このような法体系の一元化を機に、コンプライアンス推進課において、改めて個人情報仕様書の添付に係る判断基準を各所管課に周知し、運用の統一化を図る必要がある。

また、個人情報仕様書においては、保護責任者及び作業従事者を定め、これらの者から秘密の保持に関する誓約書を提出させることを規定しているが、【表 23】のとおり、「第 4 監査の結果及び意見（各論）」において、誓約書の提出が網羅的に行われていないなどの課題も見受けられた。

【表 23】個人情報保護に係る誓約書の提出に関する監査の結果及び意見(各論)

所管課	契約名	監査の結果及び意見	ページ
広報プロモーション課	令和 3 年度録音版広報作成委託	個人情報の取扱いに係る作業従事者等の届出の遅延について 【監査の結果 2】	68
DX推進課	ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託	個人情報保護と従事者名簿の提出について【意見 29】	84
	光ファイバ保守委託	個人情報保護に係る誓約書の署名について【意見 32】	89
市民室	郵送請求対応業務委託	個人情報の取扱いに係る誓約書の記載について【監査の結果 10】	95
福祉事務所	障がい者福祉システム運用保守委託他	再委託承諾申請の提出及び承諾について【監査の結果 20】	118
おいしい給食課	枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託	個人情報保護に関する誓約書の提出について【監査の結果 37】	175

⑤ 履行確認に関する課題

今回の包括外部監査における監査の結果及び意見には、委託業務の履行確認に関連する事項も多かった。

履行確認に関する課題の一つ目は、仕様書における業務の内容の記載が抽象的なものとなっており、そもそも、どのような内容を確認すればよいのか、明確になっていない事例であり、「第 4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表 24】の監査の結果及び意見を記載した。

【表 24】履行確認に関する監査の結果及び意見（各論）その 1

所管課	契約名	監査の結果及び意見	ページ
DX推進課	光ファイバ保守委託	巡視点検に係る仕様書及び点検報告書の記載について【監査の結果 8】	88
東部資源循環センター	令和 2 年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3 年契約）	清掃業務の実施確認及び仕様書への明記について【監査の結果 26】	131
	令和 3 年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託	点検項目明確化の必要性について【意見 45】	132
		現地作業報告書における点検種別の記載について【監査の結果 28】	134

履行確認に関する課題の二つ目は、所管課における履行確認の手続について、事後的に、誰がいつどのような内容の確認を行ったのかについて記録が残されていない事例であり、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表25】の監査の結果及び意見を記載した。

【表25】履行確認に関する監査の結果及び意見（各論）その2

所管課	契約名	監査の結果及び意見	ページ
市民室	郵送請求対応業務委託	履行確認の証跡について【意見34】	95
福祉事務所	旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託	作業実施報告書の記載内容の充実について【意見43】	121
施設整備室	共通的事項	履行確認手続の明確化について【意見47】	140
みち・みどり室	共通的事項	検査結果通知書の交付漏れについて【監査の結果32】	150
		委託検査調書に添付するチェックリストについて【意見54】	150
	枚方市プレーパーク運営委託	ひらかたプレーパーク実行委員会の履行確認について【監査の結果34】	155
	中部別館施設総合管理委託	履行確認の不備について【監査の結果35】	158
おいしい給食課	第三学校給食共同調理場警備委託	部分払における請求書受領時の履行確認について【監査の結果38】	179

これらの点に関連して、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表26】の意見を記載した。

【表26】履行確認に関する意見（総論）

意 見	ページ
業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について【意見13】	59

なお、契約課において業務ごとの標準仕様書が作成され、令和4年10月以降の契約締結において適用されているが、当該標準仕様書の適用により、全庁的に同種業務の履行確認が同一の水準で実施されることになることを期待したい。

⑥ 内部統制制度の全庁的な浸透に向けて

平成 29 年の地方自治法改正に伴い都道府県及び指定都市に対し、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられ、その他の市町村は努力義務とされている。

中核市である枚方市においては、他の中核市における内部統制制度の実施状況及び内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる効果を勘案し、当面、地方自治法の規定の適用を受ける内部統制制度ではなく、独自の制度として構築することとしている。

具体的には、地方自治法に基づく内部統制制度では、少なくとも財務に関する事務全般におけるリスクの洗い出しやリスク対応策の整備等を行う必要があるが、枚方市においては、内部統制の対象となる事務の絞込み等を行うこととしていたり、監査委員による内部統制評価報告書の審査を実施しないこととしていたりするなど、所管課における作業負担を過度に増やさないことに留意した制度設計とし、令和 3 年度から運用を開始している。

そして、契約事務に関しては、令和 3 年度においては、委託・物品を対象として業務リスクの発生を低減させるための対応策が実施できているか否か、所管課による自己評価が行われている。さらに、令和 4 年度においては、契約の監督及び検査に係るリスク項目を追加するなど、継続的な取組が行われている。

この点、今回の包括外部監査において、契約事務の適正性に関して、上記①から⑤に記載したような課題が見受けられたところであるが、業務リスクの発生を低減させるための対応策の実施状況に係る所管課による自己評価において、これらの課題が明示的に記載されていることはなかった。

内部統制制度の運用は開始されたばかりであり、今後、その趣旨を全庁的に浸透させるための継続的な取組が求められるが、今回の包括外部監査における監査の結果及び意見についても、業務リスクやその対応策の洗い出しに当たって見直すべき点はないか、再確認するための検討材料とし、改善に向けた取組を検討されたい。

また、リスク評価シートにおける「具体的なリスクの予防策」には、「契約課ファイル管理に掲載のマニュアル等を確認する。」との記載が多く、契約課において、マニュアル等をわかりやすく整理した上で、所管課に提供していることが前提となる。

この点に関連して、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表 27】の意見を記載した。

【表 27】内部統制制度に関する意見（総論）

意 見	ページ
契約事務マニュアルの整備の必要性について【意見 1】	43

(2) 委託事業の経済性・効率性・有効性

① 委託事業の質の確保

事業を民間事業者等に委託する理由の一つとして、コスト削減による経済性の追求が考えられるが、これは事業の目的が想定どおりに達成されることが前提となる。また、地方公共団体においては、一般競争入札が原則とされ、広く民間事業者が公平な競争を行う環境を整備することが求められる。

しかし、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、一般競争入札において委託業務の質の確保が十分に確保されていないと思われるものが、【表28】のとおり、見受けられた。

【表28】委託業務の質の確保に関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
施設整備室	令和3年度学校トイレ改修他実施設計委託	受託者の業務履行能力の確認について【意見49】	142
みち・みどり室	公園等草刈作業委託（北部A地区）	制限付き一般競争入札（業務希望型）の仕様の見直しについて【意見61】	164

この点に関連して、「3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）」において、【表29】の意見を記載した。

【表29】委託業務の質の確保に関する意見（総論）

意 見	ページ
契約事務の公平性と委託業務の質の確保の両立について【意見14】	59

一方で、企画提案審査への参加資格が厳格過ぎるものであったため、応募者が少数となり、要件を緩和した上で、再募集した事例や仕様書上の作業時間を拡大することで入札参加者の増加につながる可能性のある事例に関連して、【表30】の意見を記載した。

【表30】仕様書の要件の緩和に関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
広報プロモーション課	枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託	企画提案審査への参加資格について①【意見21】	70
D X推進課	データ入力業務委託	仕様書における作業時間帯の記載について【意見31】	87

事業の有効性と経済性がトレードオフの関係になることはある程度は仕方ないとしても、両者のバランスをどのように確保するのかという点を十分に意識した上で、契約課及び各所管課において、各業務に適切な契約形態を検討して頂きたい。

② 契約形態の見直しによるコスト削減

長期継続契約（複数年度契約）の導入や単価契約から総価契約への変更によって、コスト削減の可能性の検討を求めるものとして、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表31】の意見を記載した。

【表31】契約形態の見直しに関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
総務管理室	庁舎樹木剪定除草等 管理委託	契約期間の複数年度化について 【意見36】	106
みち・みどり室	枚方市公園点検・清掃 業務委託	シルバーとの単価契約について 【意見59】	160
	北部地区街路樹管理 委託	街路樹維持管理計画の策定の必 要性について 【意見60】	163
	楠葉中央公園他浄化 設備他点検管理委託	長期継続契約によるトータルコ ストの削減について 【意見62】	167

なお、契約課によると、市内中小事業者の受注機会の確保の観点から、分割発注を進めているとのことであり、その趣旨は理解できるところではあるが、引き続き、コスト削減とのバランスを考慮して対応を検討されたい。

③ 事業そのものの今後のあり方等の検討

事業の有効性の観点からの意見として、事業の実績が低調な状態となっており、更なる周知が必要と思われるものとして、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表32】の意見を記載した。

【表32】事業の更なる周知に関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
広報プロモーション 課	令和3年度点字版広 報作成委託・令和3年 度録音版広報作成委 託	点字版広報及び録音版広報の發 行部数について 【意見20】	69

一方、現時点では、事業の有効性を確保できていると考えられる場合であっても、今後の更なる取組を期待するものや、中長期的な課題に対応することを求めるものとして、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、【表33】の意見を記載した。

【表33】事業の今後の取組や中長期的な課題に関する意見（各論）

所管課	契約名	意 見	ページ
広報プロモーション課	枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務	委託内容や契約金額の不断の見直しについて【意見17】	63
	枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託	ホームページ活用事業の効果測定について【意見26】	76
みち・みどり室	令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について【意見55】	菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について【意見55】	151
	枚方市プレーパーク運営委託	枚方市プレーパーク運営事業の今後の展開について【意見57】	156
教育研修課	GIGAスクールサポーター業務委託	今後の学校現場のICT機器の更新や保守・運用の手法の検討について【意見72】	186

2. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における監査の結果は40件、意見は74件であり、その一覧は【表34】のとおりである。

【表34】監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第3 3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）			
契約事務マニュアルの整備の必要性について	43		1
受託者への指示等に使用する書式の整備について	43		2
受託者から提出を求める書類の整理について	44		3
約款における契約保証金の免除に係る規定について	47		4
契約規則第43条第1項第8号を適用する場合の契約保証金免除申請について	49		5
再委託の承諾のあり方について	50		6
暴力団排除の誓約書の範囲拡大について	54		7
単価契約を随意契約（第2号）とすることの妥当性について	54		8
受託者様式による契約書の条項の検証について	55		9
仕様書等の契約書との一体化（袋綴じ）について	57		10
個人情報の特記仕様書の添付の基準について	57		11
部分払の履行確認において提出を求める書類について	58		12
業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について	59		13
契約事務の公平性と委託業務の質の確保の両立について	59		14
ホームページにおける随意契約（第2号）の概要の公表について	60		15
第4 1. 市長公室広報プロモーション課			
枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務			
受託者様式による契約条項の検証について	63		16
委託内容や契約金額の不断の見直しについて	63		17
令和3年度「広報ひらかた」配布業務委託			
再委託の承諾について	65	1	
請書の取扱いについて	66		18
個人情報仕様書の添付について	67		19
令和3年度点字版広報作成委託・令和3年度録音版広報作成委託			
個人情報の取扱いに係る作業従事者等の届出の遅延について	68	2	
点字版広報及び録音版広報の発行部数について	69		20
枚方市ホームページCMS更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託			
企画提案審査への参加資格について①	70		21
企画提案審査への参加資格について②	71		22

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
契約書における契約保証金の記載について	72		23
仕様書の記載について	73	3	
企画提案審査における仕様書の取扱いについて	73		24
個人情報の保護に関する規定について	74		25
履行確認の不備について	74	4	
ホームページ活用事業の効果測定について	76		26
「ひらかた聖火イベント」業務委託			
複数回の変更契約を行う場合の原契約の記載について	77		27
第4 2. 総合政策部DX推進課			
共通的項目			
契約書における契約保証金の記載について	81	5	
契約金額内訳書等の入手について	81	6	
ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託			
入札時の仕様書の記載内容の充実について	83		28
個人情報保護と従事者名簿の提出について	84		29
契約金額の市長部局と上下水道局の按分比率について	84		30
番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託			
再委託に係る申請書への日付記載と承諾通知について	86	7	
データ入力業務委託			
仕様書における作業時間帯の記載について	87		31
光ファイバ保守委託			
巡視点検に係る仕様書及び点検報告書の記載について	88	8	
再委託の承諾通知について	88	9	
個人情報保護に係る誓約書の署名について	89		32
電子計算機室空調機器保守点検委託			
随意契約の妥当性の検討について	90		33
第4 3. 市民生活部市民室			
郵送請求対応業務委託			
個人情報の取扱いに係る誓約書の記載について	95	10	
履行確認の証跡について	95		34
マイキーID設定委託			
参考見積の徵取について	96		35
北部支所空調設備保守点検委託			
提出書類の日付について	98	11	
再委託の承諾漏れについて	98	12	
津田支所清掃委託			
工程表の徵取について	99	13	
複数の請求書原本の存在について	99	14	

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)		
		結果	意見	
第4 4. 総務部総務管理室				
共通的事項				
複数の請求書原本の存在について	103	15		
庁舎清掃業務委託				
特定個人情報の管理について	104	16		
モニタリングの実効性の確保について	104	17		
業務提案実施状況に対する自己評価の未実施について	104	18		
庁舎樹木剪定除草等管理委託				
契約期間の複数年度化について	106		36	
提出書類の日付について	106	19		
再委託内容の確認について	106		37	
第4 5. 健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課				
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）委託				
公募時の仕様書における契約期間の記載について	112		38	
随意契約の継続について	114		39	
決算未到来の法人の財務状態確認資料について	115		40	
相談記録等の把握について	116		41	
障がい者福祉システム運用保守委託他				
再委託承諾申請の提出及び承諾について	118	20		
誓約書（作業従事者用）の入手について	118	21		
枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業・通学支援事業）委託				
保険証書の確認について	120		42	
旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託				
作業実施報告書の記載内容の充実について	121		43	
見積書の内訳書の入手について	122		44	
第4 6. 環境部循環型社会推進室東部資源循環センター				
広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託				
契約保証金の免除に係る決裁について	125	22		
枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託				
契約書及び仕様書における提出書類の不備について	127	23		
再委託の承諾について	128	24		
委託料の支払方法について	129	25		
令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3年契約）				
清掃業務の実施確認及び仕様書への明記について	131	26		
令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託				
点検項目明確化の必要性について	132		45	
工程表における点検実施日の記載について	133	27		

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
現地作業報告書における点検種別の記載について	134	28	
令和3年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託			
仕様書上の資格者の記載について	136		46
第4 7. 都市整備部施設整備室			
共通的項目			
再委託承諾申請書の提出漏れについて	139	29	
履行確認手続の明確化について	140		47
令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託			
予算の見積り方法について	142		48
受託者の業務履行能力の確認について	142		49
再委託割合に係る承諾基準について	143		50
学校空調設備保守点検業務委託			
契約保証金免除条項について	144	30	
定期点検報告事項の対応管理について	145		51
学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託 (R3-1)			
受託者様式による契約条項の検証について	146		52
第4 8. 土木部みち・みどり室			
共通的項目			
受託者様式による契約条項の検証について	149		53
再委託の承諾通知について	150	31	
検査結果通知書の交付漏れについて	150	32	
委託検査調書に添付するチェックリストについて	150		54
令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託			
菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について	151		55
枚方市保存樹林保全業務委託			
一者随意契約の手続について	153		56
枚方市プレーパーク運営委託			
契約書における契約保証金の記載について	155	33	
ひらかたプレーパーク実行委員会の履行確認について	155	34	
枚方市プレーパーク運営事業の今後の展開について	156		57
中部別館施設総合管理委託			
個人情報仕様書の不必要的条項について	158		58
履行確認の不備について	158	35	
枚方市公園点検・清掃業務委託			
シルバーとの単価契約について	160		59
北部地区街路樹管理委託			
街路樹維持管理計画の策定の必要性について	163		60

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
公園等草刈作業委託（北部 A 地区）			
制限付き一般競争入札（業務希望型）の仕様の見直しについて	164		61
楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託			
長期継続契約によるトータルコストの削減について	167		62
第 4 9. 総合教育部おいしい給食課			
小学校給食炊飯業務委託			
仕様書及び委託要領における指定工場の位置づけの明記について	171		63
指定工場における衛生責任者の把握の必要性について	172		64
指定工場に対する立ち入りなどの検査に関する規程について	172		65
指定工場の選定に係る承諾について	172		66
枚方市中学校給食炊飯業務委託			
衛生責任者の配置に関する届出について	173		67
枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託			
サービス品質保証協定の締結について	175	36	
個人情報保護に関する誓約書の提出について	175	37	
学校給食ごみ資源化処理委託			
廃棄物の処理委託契約の場合の契約書のあり方について	176		68
学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託			
受託者様式の委託契約書の内容について	178		69
第三学校給食共同調理場警備委託			
部分払における請求書受領時の履行確認について	179	38	
部分払のあり方について	180		70
部分払における請求書の枚数について	181	39	
第 4 10. 学校教育部学校教育室教育研修課			
GIGA スクールサポーター業務委託			
契約締結後における業務履行方式の変更について	184	40	
随意契約（第 2 号）の要件充足について	186		71
今後の学校現場の ICT 機器の更新や保守・運用の手法の検討について	186		72
子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託			
著作権の帰属について	188		73
教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託			
個人情報保護に関する特記仕様書の締結について	189		74

3. 監査対象に係る共通的事項（主に契約課において対応すべき事項）

ア) 契約事務マニュアルの整備の必要性について【意見1】

令和3年度以降、契約の相手方があらかじめ特定されている契約（主に随意契約（第2号及び第3号））の締結が、契約課の承認を受けた後、各所管課において行われることになったことに伴い、各所管課において、従前に増して、契約事務に係るノウハウを蓄積することが求められることとなる。

この点、契約課においては、各所管課における事務の執行に資するため、府内ネットワークの「ファイル管理」に各種資料（契約事務に使用する書式や研修資料）を掲載し、各所管課に提供していることである。しかし、契約事務の全体像を示すマニュアル等が作成されていないため、現状では、契約事務に係るノウハウに乏しい所管課にとって、どういった局面でどの資料を確認すればよいのか、把握するのが困難な状況となっている。

契約課においては、各所管課から問合せを受けて、資料の掲載場所を案内するなど、個別の対応を行っているとのことであるが、今後は、契約事務マニュアルを作成し、そのマニュアルの中で契約締結から履行確認に至る各局面において実施すべき手続や使用する書式を明記することにより、個別の対応ではなく、全局的な業務の標準化につなげることが求められる。

このような課題については、契約課においても認識しており、今年度中に契約事務マニュアルを作成する予定とのことであるが、以下で述べる主に契約課において対応すべきと思われる課題への対応方針を決定した上で、作成を予定している契約事務マニュアルに集約し、全庁的に周知を図る必要がある。

イ) 受託者への指示等に使用する書式の整備について【意見2】

約款において、「指示等及び協議の書面主義」として、次のとおり規定されている。

【約款（業務委託）（抜粋）】

（指示等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（注）測量設計、建築設計B及び業務委託（長期継続契約）の約款にも同様の規定がある。

そして、約款に規定されている指示等のうち、多くの契約において、共通的に発生すると思われるものは、【表 35】のとおりである。しかし、これらの指示等を行うための書式について、全庁的に統一的なものが整備されていない状況となっていた。

【表 35】枚方市が指示等を行うべき事項と整備すべき様式

約款の条項	内容	整備すべき様式
第 7 条第 1 項	再委託承諾の通知	再委託承諾通知書
第 9 条第 1 項	監督職員の通知	監督職員通知書
第 16 条第 2 項	検査結果の通知	検査結果通知書

(注) 約款の条項は、業務委託の約款のものである。

測量設計及び建築設計 B の約款では「監督職員」は「調査職員」とされている。

このため、約款第 2 条の規定があるにもかかわらず、全庁的に書面による指示等の必要性についての認識が浸透しておらず、受託者への指示等を口頭のみとしているものが多く見受けられた。また、書面による指示等を行っている場合においても、各所管課が独自に作成した書式が使用されていた。

【表 35】は一例として示したものであるが、これらの指示等に限らず、約款等の規定に基づき、発生する頻度が高い指示等について、契約課において、統一的な書式を整備する必要がある。

なお、再委託の承諾については、「**力) 再委託の承諾のあり方について【意見 6】**」(50 ページ)、監督及び検査については、「**ス) 業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について【意見 13】**」(59 ページ) を参照されたい。

ウ) 受託者から提出を求める書類の整理について【意見3】

約款において、受託者が提出すべき書類として、【表 36】の書類が定められている。

【表 36】受託者が提出すべき書類

約款の条文	提出時期	書類名
第 3 条	契約締結後すみやかに	契約金額内訳表
		工程表
		業務責任者等届
第 16 条	業務を完了したとき	完了届
第 17 条	検査に合格したとき	請求書

(注) 約款の条項は、業務委託の約款のものである。

測量設計及び建築設計 B の約款では「契約金額内訳表」の規定はなく、「業務責任者」は「管理技術者」とされている。

一方、契約締結後、受託者に「提出書類一覧表」を交付し、業務の進捗に応じ、監督職員に提出すべき書類を伝達している。「提出書類一覧表」の内容を一部抜粋すると、【表 37】のとおりである。

【表 37】「提出書類一覧表」の内容（一部抜粋）

様式名	作成部数	提出期限	必須
業務委託料内訳書	2	契約後すみやかに	
工程表	2	契約後すみやかに	○
業務責任者等届	2	契約後すみやかに	○
業務責任者等経歴書	2	契約後すみやかに	○
着手届	2	着手の日	○
完了届	2	業務完了の日	○
完了払金請求書	3	請求しようとする日	○

この約款及び「提出書類一覧表」に記載された受託者から提出を求める書類について、以下の事項を整理する必要があると考える。

1) 契約金額内訳表及び工程表について

契約後すみやかに提出を求めていたりする書類のうち、業務責任者等届については多くの契約において提出されていたが、契約金額内訳表及び工程表については、提出されていないものが多く見受けられた。

契約金額内訳表については、委託料の内訳を検証するとともに、翌年度以降の積算に役立てる意義があると考えられるが、随意契約（第 2 号）の場合には、契約締結前に契約金額の妥当性を確認していることが前提であり、改めて契約金額内訳表入手する意義が乏しいとも考えられる。また、単価契約による場合には、どのような内容の契約金額内訳表の作成を求める事になるのか、判然としない。

一方、工程表については、一定の業務の完成に向け、業務の進捗が把握できるような内容の契約であれば作成する意義があると考えられるが、契約期間を通じて、継続的に一定の業務を実施する内容の契約については作成する意義が乏しいとも考えられる。

このようなことから、全ての業務委託において、一律に契約金額内訳表及び工程表の作成を求める必要はないとの判断もあり得るところである。

さらに、契約金額内訳表は、約款においては必ず提出すべきものとされているが、「提出書類一覧表」では、業務委託料内訳書が必須とはされておらず、約款と「提出書類一覧表」の記載が整合していない点も適切とはいえない。

現在、契約課において提出書類の内容について見直し中とのことであるが、全ての契約において契約金額内訳表及び工程表の提出を求めるのか、業務の性質によって提出を求める契約を限定するのか、改めて検討する必要がある。また、提出を求める契約を限定するのであれば、全庁的に統一的な取扱いとなるよう、判断基準を明確化する必要がある。

2) 提出書類の作成部数について

「提出書類一覧表」において、作成部数が 2 部となっている書類については、所管課及び契約課においてそれぞれ 1 部ずつ保管することとしており、3 部となっている書類については、所管課及び契約課に加えて、会計課で保管することとしているとのことであった。

しかし、現実には、作成部数が 2 部となっている書類を契約課に提出していない所管課もあり、提出していたとしても、入手の都度提出している所管課もあれば、業務完了時にまとめて提出している所管課もあるなど、契約課への提出に係る取扱いは一定していない。

一方、「提出書類一覧表」において、作成部数が複数になっている様式の取扱いについては、令和 3 年 4 月に次のとおり変更されている。

【変更前】 作成部数が複数枚の様式については、原本 1 部及び原本の写しでも可です。

【変更後】 作成部数が複数枚の様式については、原本 1 部及び原本の写しを提出してください。

特に、請求書について、変更前の取扱いによる場合、原本が 3 部提出される可能性があるが、請求書の原本が複数存在することにより、意図的に、あるいは誤って二重に支払うといった事態が発生することも否定できない。よって、請求書の原本を複数提出させることは差し控えるべきである。

なお、令和 3 年度以降、各所管課において契約の締結事務を行うこととなつた、契約の相手方があらかじめ特定されている契約について、新たに作成された「提出書類一覧表」においては、請求書を含む全ての書類について、提出部数が 1 部とされている。この場合、会計課へは請求書の原本を提出し、所管課においてはコピーを取って保管する取扱いとなっており、契約課において締結される契約についても、必ずしも受託者に複数部の提出を求めずとも、必要に応じてコピーを取る取扱いで差し支えないと考えられる。

このように、過去において、提出書類の作成部数を設定した際に前提としていた事務処理の流れが、時間の経過により妥当しなくなっているため、改めて提出書類の作成部数を複数とする必要があるのか、検討する必要がある。

エ) 約款における契約保証金の免除に係る規定について【意見4】

約款（業務委託）において、契約の保証について、次のように規定している。

【約款（業務委託）における契約の保証】

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保証

（第2項から第5項まで省略）

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (2) 契約金額が1,300,000円未満のとき。
- (3) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (4) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

（第7項省略）

（注）測量設計、建築設計B及び業務委託（長期継続契約）の約款にも同様の規定がある。

一方、枚方市契約規則第43条第1項における契約保証金の免除に関する規定は、次のとおりである。

【枚方市契約規則における契約保証金の免除】

(契約保証金の納付の免除)

第43条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 物品の買入れ及び借り入れ又は物品の修繕に係る契約(第6号から第8号までに規定する契約を除く。)を締結する場合において、当該契約を締結する日の属する年度及び過去2年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約(国又は他の地方公共団体との契約にあつては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。)を2回以上にわたつて締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売り払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約金額が1,300,000円未満のとき。
- (7) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (8) 前2号に掲げる場合のほか、随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 市長が特に認めるものであるとき。

(第2項省略)

この点、約款と枚方市契約規則の規定を比較すると、【表38】のとおりである。

【表38】約款及び枚方市契約規則における契約保証金の規定の整理

約款第4条			契約規則
第1項	第1号	現金	金融機関等の保証を含め、納付(現金又は担保の提供)として規定されている。 (第49条により入札保証金に係る第22条の規定を準用している。)
	第2号	有価証券	
	第3号	金融機関等の保証	
	第4号	公共工事履行保証証券	
	第5号	履行保証保険契約	
第6項	第1号	担保提供	第2号 第1号 第4号 第6号 第7号 第9号 第10号
	第2号	1,300,000円未満	
	第3号	単価契約	
	第4号	国、地方公共団体等	
	第5号	市長等が特に認める	

(出所：監査人作成)

【表38】のとおり、約款の第4条第1項には枚方市契約規則において「納付」と整理されるものと「免除」と整理されるものが混在している。また、枚方市契約規則第43条第1項の免除事由のうち、第3号、第5号及び第8号が約款に記載されていない。このうち、第3号については、物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約に限定されており、また、第5号については物品の売り払いの契約に限定されているため、業務委託の約款に記載する必要はないが、第8号に相当する免除事由は記載しておく必要がある。

一方、業務委託契約書の鑑は、契約保証金について、現金等の納付方法の別又は免除する場合は枚方市契約規則第43条第1項の該当号数を記載しており、約款第4条の各号を参照する形にはなっていない。

これらの点を鑑みると、約款の契約保証金に係る規定について、枚方市契約規則第43条第1項の規定を参照する形で整理することにより、よりわかりやすいものとすることができると考える。

以下に、変更案を提示するので、参考にされたい。

【約款（業務委託）における契約の保証（変更案）】

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（第2項から第5項まで省略）

6 第1項の規定にかかわらず、枚方市契約規則第43条各号（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当すると発注者が認めたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（第7項省略）

オ) 契約規則第43条第1項第8号を適用する場合の契約保証金免除申請について 【意見5】

枚方市契約規則第43条第1項の契約保証金の免除事由のうち、第8号（随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）は、令和3年度以降、契約の相手方があらかじめ特定されている契約の締結を各所管課において行うことになったのに先立ち、

各所管課において契約保証金の收受が発生しないよう、令和2年10月に追加されたものである。

およそ、随意契約（第2号）である以上、契約を履行しないこととなるおそれがある場合は想定しにくいため、令和3年度以降、各所管課において締結することとなった随意契約（第2号）は、原則として、本免除事由が適用できることとなる。

しかし、枚方市契約規則第43条第1項は、「免除することがある」との規定であり、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、受託者からの申請に基づき、所管課において決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。

この点、業務委託には適用されないが、枚方市契約規則第43条第1項第3号に該当する場合にあっては、契約保証金免除申請書の提出が求められている。

枚方市契約規則第43条第1項第8号に該当する場合にあっても、第3号に該当する場合と同様に、受託者に契約保証金免除申請書の提出を求めることとすべきである。

よって、契約課において、第8号を適用する場合の契約保証金免除申請書の書式を作成した上で、所管課において随意契約を締結する際に、受託者から契約保証金免除申請書の提出を受け、決裁を行うといった事務手順を構築されたい。

力) 再委託の承諾のあり方について【意見6】

委託契約に係る全庁的なアンケート調査を実施した際の各所管課からの問合せとして、再委託に関する質問が比較的多く、再委託についての認識が全庁的に十分に浸透していないという印象を受けた。

再委託の承諾について、以下の事項を整理する必要があると考える。

1) 再委託に係る約款の規定の統一化について

再委託の承諾に係る約款の規定は、次のとおりであり、測量設計、建築設計B及び業務委託の約款における規定の内容が異なっている。

【約款（測量設計）（抜粋）】

（一括再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第8条 受注者は、業務の全部又は設計図書において指定した主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（第4項から第7項まで省略）

【約款（建築設計B）（抜粋）】

（一括再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（第3項から第6項まで省略）

【約款（業務委託・業務委託（長期継続契約））（抜粋）】

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第7条 受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（第2項から第4項まで省略）

（注）下線は監査人が追加。

契約課によると、それぞれの約款について改正を重ねるうちに、結果的に規定が異なることになっているとのことであり、業務により異なった規定とする積極的な理由はないとのことであった。

現状では、測量設計の約款が最も詳細に規定されていることから、他の約款の規定を測量設計の約款の規定に合わせて改正する必要がある。

2) 再委託に関するガイドラインの策定について

現在のところ、枚方市では、再委託に関して特段の指針やガイドラインが策定されていないが、「1) 再委託に係る約款の規定の統一化について」で述べたように、測量設計の約款の規定に合わせるのであれば、再委託を禁止する「主たる部分」や再委託の承諾を要しない「軽微な部分」を仕様書等において明示するための考え方を整理し、ガイドラインを策定する必要がある。

例えば、豊中市においては、「再委託に関するガイドライン」を策定し、次のように、再委託の可否を整理している。

【豊中市「再委託に関するガイドライン」（抜粋）】

◇再委託できないものとして指定する主たる※部分の考え方

- ア 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- イ 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

※主たる部分の例は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等です。

◇再委託できる部分の考え方

- ・第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）
- ア 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、附随的な業務
- イ 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な業務（承諾を得ずに再委託できるもの） <p>簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）</p>
--

また、同ガイドラインにおいては、「設計図書等に主たる部分の明示ができない場合は、概ね契約金額の二分の一以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するものとします。」としており、再委託を禁止する金額基準も明示している。

枚方市においても、このような他市の事例を参考にして、再委託に関するガイドラインを策定すべきである。

3) 再委託承諾申請書の様式について

受託者が再委託の承諾を申請する場合、次ページの「下請負（委任）承諾申請書」を所管課に提出することになっている。

この申請書においては、再委託の予定量をパーセントで記載する箇所はあるが、再委託の金額については、500万円未満か500万円以上かを選択する形式となっている。これは、後述の「キ) 暴力団排除の誓約書の範囲拡大について【意見7】」(54ページ)において述べる暴力団排除の誓約書の徴収対象か否かを判断することが、申請書の提出を求める主たる目的となっていることに起因すると考えられる。

しかし、再委託承諾の申請を求める目的としては、暴力団排除のためだけでなく、受託者の履行体制の確認を行うことも重視すべきである。この点、「2) 再委託に関するガイドラインの策定について」において紹介した豊中市では、「再委託承諾申出書」において、再委託に付す委託金額を具体的に記載させるとともに、再委託契約の締結後には契約書の提出を求める取扱いとしている。

枚方市においても、「下請負（委任）承諾申請書」に再委託に付す委託金額を具体的に記載させるとともに、事後的に、実際の再委託の内容を確認する仕組みを構築する必要があると考える。

また、「イ) 受託者への指示等に使用する書式の整備について【意見2】」(43ページ)において述べたように、受託者に対して再委託の承諾を通知する書式が作成されていないため、書面による承諾の通知が行われず、口頭による通知のみとなっていることが多くみられた。

例えば、現状の「下請負（委任）承諾申請書」に、枚方市による承諾の通知を記載する箇所を追加した上で、受託者から2部提出を求め、所管課における決裁の後、1部を所管課において保管し、1部を受託者に交付する方法とすることにより、所管課における再委託の承認が適切に行われた記録を残すとともに、受託者に対する書面による承諾の通知が可能となると考えられる。

【「下請負（委任）承諾申請書」の様式】

様式13

年　月　日

(宛先)

枚方市長

枚方市上下水道事業管理者

枚方市病院事業管理者

枚方寝屋川消防組合管理者

所 在 地

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

印

下請負（委任）承諾申請書

年　月　日　付けで業務委託契約を締結した下記業務について、業務の（全部・主体的部分）を、下記により（請け負わせたい・委任したい）ので、承諾を申します。

記

業務名	
-----	--

下請負等に付する 業種及び 予定期量	%
下請負等に対する 期間	自 年 月 日 至 年 月 日
下請負者等の 住所・会社名 ・代表者名	
下請負等に付する 理由	
下請契約金額	500万円未満　・　500万円以上 上記のいずれかに丸印をつけること。 なお、500万円以上を下請負人等に下請けさせる場合（元請と下請等との下請契約、又は下請等と第二次下請等との下請間契約も含む）は、別途、下請負人等による「誓約書」及び「役員等に関する調書」を本様式とともに工事担当課に提出すること（受注者を通じ提出：次頁参照）。

キ) 暴力団排除の誓約書の範囲拡大について【意見7】

受託者は再委託を行う場合、次の約款の規定のように、再委託先から枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書を徴収して、枚方市に提出しなければならないこととされている。

【約款（業務委託）（抜粋）】

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第7条 （第1項省略）

2 受注者は、受任者又は下請負人が、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

（第3項、第4項省略）

（注）測量設計、建築設計B及び業務委託（長期継続契約）の約款にも同様の規定がある。

この点、大阪府においても、従前は500万円という基準を採用していたが、平成29年度包括外部監査において、「500万円未満であれば排除されない」という誤ったシグナルを暴力団関係企業に与えることになる」などの意見が示されたこともあり、令和2年12月25日以降、金額にかかわらず誓約書を徴収する取扱いに変更している。

枚方市においても、改めて500万円という基準を採用することの妥当性を検討することが望ましい。

ク) 単価契約を随意契約（第2号）とすることの妥当性について【意見8】

「枚方市随意契約事務処理要綱」は、枚方市において処理する随意契約事務（不動産に関するものを除く。）の執行に関し、必要な事項を定めるものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている随意契約の適用についての運用基準を定めている。

この中で、随意契約（第2号）の運用基準として、次のように記載されている。

【枚方市随意契約事務処理要綱（別表（第2条関係））（抜粋）】

区分	運用基準
2. 施行令第167条の2第1項第2号の規定によるもの	(6)総数量の定めがなく、単価を主とする基本的事項を定めたにすぎない単価契約をする場合

単価契約とは、物品又は役務の給付に係る数量が確定していない場合において、その単価を契約金額とし、具体的な支払金額はその実績によって算定する契約である。単価契約には、単価のみを定めた契約を締結した上でこれに基づいて必要に応じて個別に契約を締結するものと、履行が完了するまで数量が確定しないために単価による契約を締結した上で実績によって支払うこととするものがあり、前者については個別の契約において数量を指示し、後者においては事前に数量の指示はないことになる。

この点、枚方市においては、総数量が確定していないことをもって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）に該当するものとして取り扱っている。このため、単価契約については、入札を行わず、見積合せにより契約相手方を選定している。

しかし、一般的に、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合など、契約相手方の唯一性が求められることになり、総数量の定めがない単価契約が、全てこの要件に該当すると考えるのは無理がある。

また、実際に、単価契約を行うに当たっては、単価だけでなく、予定数量が重要な要件になると考えられることから、安易に「総数量の定めがない」とすべきものではない。

よって、単価契約については、原則として、予定単価に予定数量を乗じた金額に基づき、随意契約（第1号：少額随意契約）に該当するかどうかを判定とともに、契約相手方に唯一性が認められる場合のみ随意契約（第2号）に該当するものとし、随意契約に該当しない場合には、入札の手続を行うべきである。

なお、契約保証金の免除事由を定めた枚方市契約規則第43条第1項第7号の「単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。」についても、同様の趣旨から、限定期的に適用することとすべきである。

ケ) 受託者様式による契約書の条項の検証について【意見9】

枚方市においては、契約課が作成した契約書及び約款を使用して契約を締結することを原則としているが、業務によっては、受託者様式による契約書を使用して契約を締結する場合がある。

約款の規定はかなり詳細なものであり、約款を使用すれば、枚方市契約規則第38条第1項に規定された次の11項目は網羅的に規定されることとなる。

【枚方市契約規則第38条第1項（契約書の記載事項）】

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期間又は履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延損害金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任(以下「契約不適合責任」という。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

一方、受託者様式による契約書を使用する場合には、これらの項目の一部が脱漏してしまう可能性がある。

ただし、枚方市契約規則においても、「契約の性質又は目的により該当のない事項については、省略することができます。」とされていることから、必ずしも、全ての項目が記載される必要はない。また、記載がなかったとしても、危険負担や契約不適合責任については、民法の原則に戻ることとなるため、実務上の弊害はないものと思われる。

しかし、約款には、受託者の一般的な不履行の場合には契約金額の100分の5に相当する違約金、談合等の場合には契約金額の10分の2に相当する賠償金の支払を求める規定があるが、これらについては、合意があってこそ徴収できるものである。

受託者様式による契約書を使用する場合、このような違約金等の規定がないことが多いと思われるが、特に所管課において契約を締結する場合、十分に検討することなく、枚方市にとって不利な内容で合意してしまう可能性がある。

もちろん、受託者との合意に至らず、約款と同等の内容の条項が盛り込まれない可能性はあるが、各所管課において契約条項の意味や必要性を十分に認識した上で、受託者との協議に当たることが可能となるよう、契約課において、受託者様式による契約書を使用する場合のチェックリストを作成し、各所管課に提供する必要がある。

コ) 仕様書等の契約書との一体化（袋綴じ）について【意見10】

約款においては、次のように、契約書と仕様書は別冊で存在することを前提とした規定が置かれている。

【約款（業務委託）（抜粋）】

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書（以下これらを「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（第2項から第9項まで省略）

（注）測量設計、建築設計B及び業務委託（長期継続契約）の約款にも同様の規定がある。

しかし、仕様書は、委託業務の具体的な内容を定めるものであり、契約書の一部を構成するものであることから、袋綴じその他の方法により契約書と一体化しておくことが望ましいと考える。

実際、受託者様式による契約書を使用している場合にあっては、契約書と仕様書を袋綴じしているものが多く見られ、民間においては、契約書と仕様書を袋綴じする実務が浸透していることがうかがえる。

この点、枚方市では、令和4年10月以降、順次、電子契約を導入しているが、電子契約による場合、契約書のデータに加えて、仕様書のデータについてもシステムにアップロードすることが可能とのことである。

よって、今後は、電子契約のシステム上、契約書と仕様書を一体のものとして管理し、枚方市と受託者の間でその内容を共有する仕組みを構築すべきである。

サ) 個人情報の特記仕様書の添付の基準について【意見11】

近隣市において、個人情報を含むUSBメモリの紛失事案が発生したこともあり、委託業務における個人情報の厳格な管理が求められている。

枚方市においては、コンプライアンス推進課が保護責任者及び作業従事者の明確化や秘密の保持に関する誓約書の提出について定めた個人情報仕様書の例を用意しており、各所管課において個別の業務委託ごとに必要性を判断して、個人情報仕様書の添付の要否を決定している。

この点、個人情報仕様書の添付の要否の判断が全序的に一定していない状況が確認された。

具体的な状況は【表39】のとおりである。

【表 39】個人情報仕様書の添付の状況

所管課名	契約名	業務の内容	個人情報仕様書の有無	報告書記載ページ
広報プロモーション課	令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託	受託者が配布先を把握して、「広報ひらかた」を配布	無	67
DX 推進課	ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託	ネットワークの運用、管理業務、ヘルプデスク業務等	有	84
	光ファイバ保守委託	光ファイバ網の保守点検業務	有	89
市民室	郵送請求対応業務委託	各種証明書の郵送請求への対応	有	95
みち・みどり室 維持補修課	中部別館施設総合管理委託	土木部中部別館の施設総合管理	有	158
学校教育室 教育研修課	教育系ウイルス対策サーバ等設定業務委託	ウイルス対策ソフトを新ソフトウェアにアップロードするもの	無	189

【表 39】のうち、「令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託」は枚方市が配布先の名簿を提供するものでなく、受託者が自ら収集する個人情報を使用して業務を行っていることから、個人情報仕様書を添付していないとのことであったが、受託者が自ら収集する個人情報であったとしても、万一、流出事案が発生した場合の影響は甚大なものとなる可能性が否定できない。

コンプライアンス推進課によると、特記仕様書の添付の要否の判断基準となる「枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準」にいう「保有個人情報」には、受託者が収集する個人情報も含むと解釈されることであるため、添付の必要性があったと考えられる。

他方、「光ファイバ保守委託」及び「中部別館施設総合管理委託」のように、直接的に個人情報を取り扱うことのない業務についても、個人情報仕様書を添付しているものがあったが、受託者が個人情報に触れる可能性が皆無といえないのであれば、添付しておいた方が無難という考え方もあり得るところである。

以上のように、個人情報仕様書の添付の要否の判断が全序的に一定していない状況にあるため、コンプライアンス推進課において、改めて判断基準を各所管課に周知し、運用の統一化を図る必要がある。

シ) 部分払の履行確認において提出を求める書類について【意見12】

警備業務や清掃業務のように継続的に一定の業務を実施する内容の契約において、部分払により毎月委託料を支払う場合がある。約款においては、業務の全体が完了したときには、受託者に完了届の提出を求めるなどの規定があるが、毎月委託料を支払う場合において、どのような書類の提出を求め、監督職員や検査職員においてどのような履行確認を行うか、明確に記載されていない。

また、「提出書類一覧表」に示された様式として、「業務出来高報告書」があるが、一定の業務の完成に向け、業務の進捗が把握できるような内容の契約を前提としたものであり、警備業務や清掃業務には使用しにくいものとなっている。

この点、毎月委託料を支払う内容の業務委託については、次のように、その都度、月次業務完了届を提出すべきことを規定することが考えられる。

【約款（毎月委託料を支払う場合）の規定（案）】

（検査及び引渡し）

第〇条 受注者は、毎月の業務について、翌月〇日までに月次業務完了届を提出しなければならない。

そして、月次業務完了届についても、通常の完了届と同様に、検査職員による検査等の手続を実施した上で、委託料を支払うことが考えられる。

ス) 業務委託の監督及び検査に係る規程の整備について【意見13】

枚方市では、工事請負契約に関しては、請負工事監督規程及び請負工事検査規程が策定されているが、業務委託の監督及び検査に係る規程は策定されていない。

業務委託に関しては、工事と異なり、様々な業務内容があることから監督や検査に係る定型的な手続や作成すべき統一的な書式を定めにくい面があることは理解できる。

しかし、契約課において、業務委託に共通して求められる手続や作成すべき書式を示す規程やチェックリストを整備し、各業務委託において固有の事項については、所管課において個別のチェックリストを作成するなどして、監督及び検査の状況を記録として残すことにより、どの業務委託においても、一定水準の履行確認を実施していることを事後的に検証可能な体制を整備する必要がある。

セ) 契約事務の公平性と委託業務の質の確保の両立について【意見14】

地方公共団体の契約においては、競争性、透明性、経済性の確保が求められることから、一般競争入札によることが原則とされているが、個別検証の対象とした契約の中には、委託業務の質が十分に確保されていないと思われるものが受けられた。

例えば、施設整備室における「令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託」においては、「業務量が多い」ことを理由として再委託の承諾が申請され、再委託の業務予定量は80%となり、受託者の業務の履行能力に疑義が生じるものがあった（142ページ参照）。また、みち・みどり室における「公園等草刈作業委託」においては、工程の進捗遅れが常態化している状況となっていた（164ページ参照）。

この点、契約事務の公平性の確保は当然の前提であるが、委託業務の質の確保のために合理的な範囲において、入札参加要件に一定の制限を加えることは許容されると考える。

各所管課において業務の特性や想定しうる入札参加要件を検討した上で、契約課と協議し、適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するための方策を検討する必要がある。

ソ) ホームページにおける随意契約（第2号）の概要の公表について【意見15】

枚方市においては、随意契約（第3号及び第4号）により、シルバー人材センター等と締結する随意契約については、発注の見通し、契約内容等及び契約締結状況をホームページにおいて公表している。

また、業務委託の場合、契約金額が300万円以上のものについて、行政資料コーナーに文書を配架する方法により、契約締結状況を公表するものとしているが、随意契約については、金額にかかわらず、随意契約理由書を行政資料コーナーに配架することとしている。

この点、近隣の中核市では、豊中市、吹田市及び八尾市において、随意契約（第2号）について、具体的な随意契約の理由等をホームページにおいて公表しており、これは、情報公開の観点から、評価し得る取組といえる。

枚方市においては、随意契約（第2号）について、所管課における契約締結を令和3年度から開始したばかりでもあり、現状では、ホームページにおける公表には至っていないが、今後、契約課による助言等により、随意契約の理由について各所管課が責任をもって記載できるようにした上で、随意契約（第2号）の概要をホームページにおいて公表することを検討されたい。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 市長公室広報プロモーション課

【概要】

① 広報プロモーション課の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、広報プロモーション課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 報道機関との連絡に関すること。
- (3) シティプロモーションの推進に係る企画、立案及び調整に関すること。

② 委託契約の状況

広報プロモーション課における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表40】のとおりである。

【表40】主な委託契約（広報プロモーション課）

（単位：千円）

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
コミュニティFMの番組制作・放送委託	(株)エフエム枚方	随意契約 (第2号)	48,437	
枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務	(株)さとふる	随意契約 (第2号)	37,210	(1)
令和3年度「広報ひらかた」配布業務委託	(株)関西ぱど 北大阪支社	単価契約 (見積合せ)	22,889	(2)
令和3年度点字版広報作成委託	(有)リブート	単価契約 (見積合せ)	2,864	(3)
令和3年度録音版広報作成委託	(特非)デイジー枚方	単価契約 (見積合せ)	1,102	
枚方市ホームページCMS更新等業務委託	キステム(株)	随意契約 (第2号)	7,840	(4)
枚方市公式ウェブサイトCMSデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託	(株)政策基礎研究所	随意契約 (第2号)	3,993	
「ひらかた聖火イベント」業務委託	TSP 西日本(株)	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	1,870	(5)

（注）項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

なお、【表40】のうち、「コミュニティFMの番組制作・放送委託」については、令和3年度末をもって、(株)エフエム枚方への委託を終了し、同社は令和4年3月末に解散したことから、監査対象から除外することとした。

(1) 枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務

① 概要

ア) 事業内容

ふるさと寄附金（ふるさと納税）とは、総務省のホームページによると、『「今は都会に住んでいても、自分を育んでくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか』（出典：「ふるさと納税研究会」報告書）、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれた』制度である。ふるさと納税では、原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税から控除されることになる。

ふるさと納税には、自治体間でこのような制度の趣旨を逸脱した競争に陥っているなどの課題が指摘されるが、歳入確保のためには重要な手段であり、枚方市においても、「プロバレーボール選手が放つスパイクが受けられる」といった特徴的な返礼品を打ち出すなどの取組を行っている。

そして、枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務は、受託者が構築、運用するインターネットシステム（ポータルサイト）を利用し、個人からの寄附の受付、収納から返礼品の購入、配送手配までの事務を委託するものである。

なお、本業務については、令和2年度までは、市民生活部税務室が所掌しており、令和3年度以降、広報プロモーション課において所掌することになった。そのため、令和2年度中に締結された令和3年度契約の締結に係る事務については、税務室で行われている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市ふるさと寄附金関係一括処理業務	（株）さとふる	37,210千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	・寄附金の12% ・返礼品代と 配送料の実費	・寄附金の12% ・返礼品代と 配送料の実費
契約期間		契約保証金
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
一者見積りによる		ふるさと納税ポータルサイトとしての寄附者における認知度や利用意向が非常に高く、より多くの寄附金を見込めるため

② 監査の結果及び意見

ア) 受託者様式による契約条項の検証について【意見16】

本契約においては、枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用しているが、枚方市契約規則第38条第1項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金や監督及び検査についての条項が置かれていなかった。

確かに、枚方市契約規則第38条第1項では、契約の性質又は目的により該当のない事項については省略することができるとされているが、契約保証金については地方自治法施行令第167条の16第1項の規定により、徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第43条の該当号を明記しておくべきである。

また、契約書とともに袋綴じされた個人情報取扱特記事項についても、受託者が作成したものであるため、コンプライアンス推進課が参考例として示している個人情報仕様書とは、条項が異なっている。例えば、個人情報仕様書の参考例においては、作業従事者等を明確化するため、その氏名や役職を書面により届け出ることを求めているが、本業務における個人情報取扱特記事項にはそのような記載はない。

契約条項は、委託者である枚方市と受託者との間の協議により、約款とは異なる内容で合意することはあり得るが、受託者の様式を安易に受け入れるのではなく、必要な事項が漏れなく記載されているか、約款の取扱いと異なる場合には合理的な理由があるかについて、十分に検証しておく必要がある。

イ) 委託内容や契約金額の不断の見直しについて【意見17】

本業務については、平成30年度にも包括外部監査の対象となっており、その際の意見と枚方市の対応は【表41】のとおりである。

【表41】平成30年度包括外部監査の意見（ふるさと寄附金）

監査の意見（趣旨）	意見への対応（R3.4末現在）
ふるさと寄附金推進事業について、プロポーザルの実施や競争入札の実施の可能性について議論され、大手のポータルサイトとの比較も実施された結果、現時点では掲載自治体数、委託料及び使用料並びに個人情報の観点から現状随意契約を行っている3社に優位性があり随意契約を継続するという結論が得られている。しかし、随意契約であるとしても、経済性の確保が必要であり、毎期委託料等の引下げの交渉をすべきである。	委託料等の引き下げ交渉については毎年度実施しており、今後も引き続き実施していくものである。

（出所：平成30年度包括外部監査の意見に対する措置等について）

このように、本業務の委託料については、意見への対応として、引き下げ交渉を実施しているとしているものの、寄附金の 12%相当額という委託料率については、当時と同一のまま経過している。

この間、ふるさと納税を巡る過当競争への対応として、令和元年 6 月 1 日に施行された地方税法の改正により、総務大臣による対象団体の指定制度が導入され、寄附金の募集の適正な実施に係る基準の一つとして、各年度において寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した寄附金の額の合計額の 100 分の 50 に相当する金額以下であるという要件が示された（総務省告示第 179 号）。

そして、「募集に要した費用」には、本業務のようなポータルサイトに係る委託料も含まれることから、必ずしも、委託料の引き下げにはつながるとは限らないものの、委託する事務の範囲や委託料率が適正な水準にあるか否か、また、現受託者が他の事業者と比較して依然として優位性があるか否かについては、他の地方公共団体の動向を調査するなど、今後も継続的に検証する必要がある。

(2) 令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、枚方市の広報紙「広報ひらかた」について、印刷会社からの搬入の受入れ、市内全域への各戸配布及び配布漏れや苦情への対応を行うものである。

「広報ひらかた」の規格等は、【表 42】のとおりである。

【表 42】広報紙「広報ひらかた」の規格等

名称	広報ひらかた
規格	A4 判冊子型（針金中綴じ） ①通常号 48 ページを 12 回 ②臨時号 4 ページを 1 回
発行時期	①通常号 毎月 1 日発行 ②臨時号 不定期で発行予定 ※臨時号は発行日の 15 日前までに確定。
配布部数	1 回あたり平均 18 万 8500 部

（出所：令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託 仕様書）

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託	(株)関西ぱど北大阪支社	22,889 千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約（見積合せ）	通常号：14.3 円/冊 臨時号：16.5 円/冊	通常号：9.33 円/冊 臨時号：9.00 円/冊
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 7 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
複数見積りによる	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 再委託の承諾について【監査の結果1】

本業務の契約書には、約款（令和 2 年 4 月 1 日改正）が添付されており、当該約款と本業務の仕様書における再委託の規定は、【表 43】のとおりとなっている。

【表 43】再委託に関する規定（令和 3 年度「広報ひらかた」配布業務委託）

契約書（約款）	仕様書
受注者は業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。	委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

このように、契約書では、承諾を受けた場合には再委託を認める旨の規定が置かれているが、仕様書では、再委託を一般的に禁止している。

しかし、実際には、受託者は年度当初から再委託を行っており、広報プロモーション課は、受託者から令和 3 年 8 月 30 日付けで再委託承諾申請書を受理し、令和 3 年 9 月 10 日付けで書面により承諾している。なお、受託者は、令和 2 年度も同業務を受託していたが、再委託承諾申請書には令和 2 年度においても、同一の事業者に再委託していた旨の記載があった。

新型コロナウイルスの感染拡大のため、配布員の確保が難しい面があるとのことであるが、仕様書において再委託を禁止しているにもかかわらず、業務開始当初から再委託を行っており、その承諾申請の手続も遅れていたことは適切とはいえない。

再委託を一般的に禁止するか否かは、業務の実態により異なるため、一概には判断できないが、仕様書に記載した以上、一貫した取扱いとなるよう留意しなければならない。

イ) 請書の取扱いについて【意見18】

本業務については、令和2年度において、監査委員による定期監査の対象となり、次のような指摘が行われている。

【令和2年度監査委員定期監査報告書（抜粋）】

〔広報プロモーション課〕

○広報活動に係る事務処理について

広報ひらかたの配布業務や広報点字版の作成等を委託により行っているが、枚方市契約規則に基づく契約手続が適切に行われていない事例もあった。

この指摘への対応状況について確認したところ、従来は、年度単位の業務委託契約書のみを締結していたところ、毎月、受託者から請書を提出させることに変更したことであった。

そして、例えば、令和3年5月における請書の作成日と当該月の「広報ひらかた」の配布期限を比較すると、【表44】のとおりとなっている。

【表44】「広報ひらかた」配布業務委託の請書の作成日・配布期限
(令和3年5月号)

	請書の日付	
	作成日	配布期限
5月	4/26	4/30

この点、請書には、配布部数が記載されているが、配布部数は配布が全て完了した時点で初めて把握できるものである。よって、請書は配布完了後に、遡及して作成されていることになる。請書は一般的に、発注者から注文を受け、受注者が作成するものであり、監査委員監査における指摘についても、請書を遡及して作成することを求めているものとは考えられない。

さらに、令和3年10月1日に枚方市契約規程が改正され、請書の提出を省略できる場合として、「単価契約に基づく契約を締結するとき」が追加されたため、現在においては、請書を作成する必要はない。

受託者が請書を作成するに当たっては、印紙税の負担を強いることにもなり、今後は、請書の作成を求める必要はないと考える。

ウ) 個人情報仕様書の添付について【意見19】

本業務においては、受託者において「広報ひらかた」の配布先リストを作成することとなっており、後述の点字版広報作成委託及び録音版広報作成委託とは異なり、広報プロモーション課から受託者に配布先リストを提供することができないため、本業務の仕様書には、個人情報仕様書が添付されていない。

しかし、枚方市が提供するものではないとはいっても、受託者が個人情報を含む配布先リストを取り扱うことには変わりはなく、万一、配布先リストの漏洩等が発生した場合の影響を勘案すると、個人情報仕様書を添付する方が望ましいと考える。

(3) 令和3年度点字版広報作成委託・令和3年度録音版広報作成委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市の広報紙「広報ひらかた」について、視覚障害者の方の利便に資するため、点字版広報及び録音版広報の作成を委託するものである。

いずれの業務においても、受託者は、活字版の「広報ひらかた」の点訳又は音訳を行い、指定された本数を作成した上で、広報プロモーション課が提供する名簿に基づき、利用者に直接送付することになっている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度 点字版広報作成委託	(有)リブート	2,864千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約（見積合せ）	点訳料：2.1円/バイト 点字印刷料：16.3円/枚 製本作業量：100円/冊	点訳料：1.1円/バイト 点字印刷料：11円/枚 製本作業量：11円/冊
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第7号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
一者見積りによる	—	

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度 録音版広報作成委託	(特非) デイジー枚方	1,102千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約（見積合せ）	マスターCD：8,000円/30分 コピーCD：722円/枚	マスターCD：5,000円/30分 コピーCD：500円/枚
契約期間		契約保証金
自 令和3年3月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第7号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
一者見積りによる		—

② 監査の結果及び意見

ア) 個人情報の取扱いに係る作業従事者等の届出の遅延について

【監査の結果2】

令和3年度録音版広報作成委託の仕様書には、個人情報仕様書が添付されており、当該仕様書には、作業従事者等の明確化として、次の規定が置かれている。

【個人情報の保護に関する特記仕様書（抜粋）】

（作業従事者等の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名及び役職を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

2・3 （略）

（秘密の保持）

第4条 （略）

2 受注者は、保護責任者に対し、秘密の保持に関する誓約書を提出させなければならない。

この点、本業務の契約締結日は、令和3年2月3日であったが、作業従事者等の届出及び保護責任者の誓約書が提出されたのは、業務着手後の令和3年5月に入つてからとなっていた。

個人情報仕様書の規定に基づき、業務の着手に先立ち、作業従事者等の届出及び保護責任者の誓約書の提出を受ける必要がある。

イ) 点字版広報及び録音版広報の発行部数について【意見20】

令和3年度点字版広報作成委託による点字版広報の作成部数は、各月8部から10部となっており、この中には、広報プロモーション課での検品・保管用としての1部も含まれているとのことであるから、実際に配布されているのは、各月7部から9部と極めて少ない状況となっている。

また、令和3年度録音版広報作成委託において配布の対象となる録音版広報(コピー)の作成部数は、各月39部から42部となっており、点字版広報と比較すると多いが、それでも少ない部数にとどまっているといわざるを得ない。

録音版広報と同様の内容については、ホームページにも掲載していることから、ホームページを閲覧している方もいらっしゃるものと考えられるが、点字版広報及び録音版広報は、視覚障害者の方にとって、情報を得るための重要な手段であることから、福祉事務所と連携して、更なる周知を図り、一定の発行部数を確保するよう努められたい。

(4) 枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市ホームページは、平成29年4月にコンテンツマネジメントシステム(CMS)を使用して再構築を行っており、運用開始後4年が経過した中で、利用者の約7割を占めるスマートフォン等のモバイル端末での表示対応など、多様化する閲覧者への対応や、掲載情報が多岐に渡る中で個々の閲覧者が目当てのページに円滑にたどり着けるよう、検索機能などナビゲーションの強化が課題となっていた。一方で、現CMSについてはウェブアクセシビリティへの対応や災害時における安定したホームページ環境を維持するためのASPクラウドへの対応等、CMSに求められる基本的な要件は満たしている。

このような状況のもと、枚方市ホームページCMS更新等業務委託(以下「CMS委託」という。)は、システムの更改に伴い発生するページ移行等の負担を最小限に抑えながら、現状の課題解決を図るため、現CMSを最新のバージョンにアップデートを行うものである。

また、CMSバージョンアップにあわせ、ホームページ利用者の利便性を向上するため、ホームページ全体のデザインをリニューアルするが、リニューアルに係るトップページの新デザイン案については、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託(以下「デザイン委託」という。)により、別途調達することとし、バージョンアップ後のCMSへ適応させる方法を採用している。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託	キステム(株)	7,840 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	7,840 千円	7,840 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 12 月 10 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	現 CMS は契約先事業者のみが取り扱うシステムであるため	
契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市公式ウェブサイトデザインインプレート及び定住促進サイト制作業務委託	(株)政策基礎研究所	3,993 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	3,993 千円	3,993 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 12 月 15 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	企画提案審査を実施し、最も優秀な結果を得たデザイン案を提案した事業者であるため	

② 監査の結果及び意見

ア) 企画提案審査への参加資格について①【意見21】

デザイン委託については、広くデザイン案を募集し、その内容について企画提案審査を実施したが、当初募集時には、参加資格が厳格であったため、応募者が 1 者となったことから、複数の応募者が参加できるよう、再募集を行っている。当初募集と再募集における参加資格の相違点は、【表 45】のとおりである。

【表 45】デザイン委託の企画提案審査の参加資格(当初募集・再募集)

当初募集	再募集
過去 10 年間においてウェブサイト構築の実績があり、かつアクセシビリティに対応（JIS X 8341-3:2016 の達成レベル「AA」準拠）したサイトの構築実績を有すること	過去 10 年間においてウェブサイト構築の実績を有すること

この点、広報プロモーション課によると、当初募集における参加資格は、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が利用することを前提とした国や地方公共団体のウェブサイトの構築実績がなければ充足することができないものであり、資格のある事業者が少数にとどまったことが、応募者が 1 者となった要因とのことであった。

ウェブサイトの構築は、CMS 委託で行うこととしており、デザイン委託では、デザインの提案を求めるものであることから、アクセシビリティに関する知識は必要ではあるものの、参加要件を限定し過ぎていたことは否めない。

また、再募集では、参加資格を緩和し、再募集により選定された事業者と契約を締結しているが、特段の問題は発生していない。しかし、デザイン委託の当初募集と再募集の経過は、【表 46】のとおりであり、結果的に、契約期間の開始が当初の見込みよりも遅くなつた一因となっている。

企画提案審査においては、一定の品質を確保するとともに、複数の応募者による競争性が確保できるよう、必要十分な水準の参加資格を設定する必要がある。

【表 46】デザイン委託の企画提案審査の経過

	実施要領公表	説明会	質疑応答	提案提出期限	プレゼンテーション	結果公表
当初	8月31日	9月6日	9月14日締切 9月16日回答	10月12日	10月19日	10月下旬
再	10月13日	なし	10月27日 ※要領には、記載なし	11月1日	11月4日	11月10日

イ) 企画提案審査への参加資格について②【意見22】

デザイン委託の企画提案審査における参加資格については、「ア) 企画提案審査への参加資格について①【意見 21】」で述べたもののほか、次のいずれもの条件を満たす者とされている。

【デザイン委託の企画提案審査への参加資格（再募集時）】

- (1)過去 10 年においてウェブサイト構築の実績を有すること（再掲）
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (3)枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 8 条の規定による措置を受けていないこと
- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (5)法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6)枚方市入札参加停止・指名停止等の措置に関する要綱に定める指名停止要件に該当していないこと

企画提案審査においては、広く事業者からの提案を募るため、枚方市の入札参加の有資格者であることを求めておらず、この参加資格は、必ずしも、入札参加資格と一致していない。

一方、枚方市では、入札参加資格申請時に暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取することとしているため、結果的に、入札参加の資格がない者が誓約書を提出せずに企画提案審査に参加できることになる。実際、デザイン委託の企画提案審査の結果、最優秀提案者となり、本業務の受託者となった株式会社政策基礎研究所は枚方市の入札参加の有資格者ではなかった。

この点、広報プロモーション課は同社から契約日（令和3年12月15日）に先立って、令和3年12月2日付けで誓約書の提出を受けているため、結果的に問題は生じていない。

しかし、最優秀提案者に選定された後、契約締結までに誓約書の提出を求めるのであれば、あらかじめ企画提案審査参加時の提出書類として位置づけておく方が適切であったと考える。

ウ) 契約書における契約保証金の記載について【意見23】

契約保証金については、枚方市契約規則第43条第1項第8号において、「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」は、免除があることとされており、CMS委託及びデザイン委託のいずれにおいても、同号を適用し、契約保証金を免除している。

一方、これらの業務の契約書は、契約課作成の約款（令和3年4月1日改正）を使用しているが、当該約款の第4条「契約の保証」においては、枚方市契約規則第43条第1項第8号に相当する免除事由が明記されていない。また、契約書の鑑においては、あらかじめ印字されている「契約保証金 現金」のうち、「現金」を二重線で削除している。

しかし、このような契約書の記載では、免除の事由が枚方市契約規則に基づく適切な事由によるものであったとしても、契約書において、免除の事実があることが判然としないと考えられる。

よって、契約書の鑑において、「契約規則第43条第1項第8号により免除」と明記すべきである。

なお、枚方市契約規則第43条第1項第8号は、令和2年10月の改正で新設された免除事由であるため、令和3年4月1日の改正によって、約款に反映されるべきであったと考えられる。しかし、約款は、その後、令和4年4月1日にも改正されているものの、未だに当該免除事由が反映されていない。契約課において、「第3 監査の結果及び意見（総論）3. 監査対象に係る共通的事項（主

に契約課において対応すべき事項) エ) 約款における契約保証金の免除に係る規定について【意見4】」(47ページ参照)で提示した変更案を参考に、約款を改正する必要がある。

エ) 仕様書の記載について【監査の結果3】

CMS委託の仕様書には、「枚方市ホームページCMS更新等業務委託仕様書」、「個人情報の保護に関する特記仕様書」及び「アクセシビリティ試験に関する特記仕様書」がある。

このうち、「個人情報の保護に関する特記仕様書」において、次のとおり、契約書(約款)の条文番号の記載が漏れているものが見受けられた。

【個人情報の保護に関する特記仕様書(CMS委託)(抜粋)】

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約第〇〇条による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(下線は監査人が追加した。)

「本契約〇〇条」は、約款の第23条が該当するのではないかと思われるが、仕様書のひな形を使用する際、条文番号を記載することを失念したものと思われる。

【業務委託契約書(約款)(抜粋)】

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(11) 略

発注者の解除権としては、約款の第23条のほか、第22条において「催告による解除権」、第25条において「談合その他不正行為による発注者の解除権」の定めがあり、いずれの規定に該当するかによって、発注者の催告が必要か否か、取扱いが異なることとなるため、正確に約款の条文番号を記載しておく必要がある。

オ) 企画提案審査における仕様書の取扱いについて【意見24】

デザイン委託の企画提案審査において、実施要領にあわせて仕様書を公表している。

この仕様書は、受託者を公募するための情報を示したものであり、実際の委託契約時には、事業者からの企画提案内容等を踏まえて、改めて作成するのが望ま

しいといえるが、改めて作成しないとしても、「本業務に係る提案募集手続において受託者が発注者に提出した企画提案書類（面接審査における回答を含む。）」も仕様書の一部とみなすことについて、契約書又は仕様書の文言に含めておくことが望ましい。

力) 個人情報の保護に関する規定について【意見25】

デザイン委託の仕様書において、個人情報の保護に関して、次のとおり記載されている。

【デザイン委託における個人情報保護に係る仕様書の定め】

受注者は、個人情報の保護にあたり、本業務開始時に発注者との間で枚方市個人情報保護条例及び枚方市情報セキュリティの規定により、別紙に示す「個人情報の保護に関する覚書」（以下、「覚書」という。）を交わすこと。

一方、「エ) 仕様書の記載について【監査の結果3】」（73ページ参照）において述べたように、CMS委託では、「個人情報の保護に関する特記仕様書」を作成することとなっており、デザイン委託と取扱いが異なっていた。

また、デザイン委託においては、個人情報を取り扱わないことから、実際には、覚書は交わされていなかった。

この点、平成30年度からは、全序的に個人情報仕様書を作成する形式に変更されているにもかかわらず、仕様書の定めが旧来のままとなっていたこと、仕様書を作成する時点で、個人情報を取り扱う業務であり、覚書を徴取する必要がある内容か否かの確認が十分でなかったことが、取扱いが異なることとなった要因であると考えられる。

なお、個人情報の取扱いの有無にかかわらず、一律に個人情報仕様書を添付する形式とすることも考えられる。

キ) 履行確認の不備について【監査の結果4】

CMS委託の契約期間は、令和3年12月10日から令和4年3月31日までとなっており、広報プロモーション課は、令和4年3月31日付けで受託者から完了届の提出を受け、完了検査を行い、令和4年4月28日に委託料の全額を支払っている。

しかし、【表47】のとおり、「枚方市ホームページCMS更新等業務委託仕様書」の「第5章 作業内容」に記載されている項目の一部が、令和4年3月31日までに完了していない状況が見受けられた。

【表 47】枚方市ホームページ CMS 更新業務委託の作業内容

作業内容	令和 4 年 3 月 31 日までに完了していない作業
1. CMS バージョンアップ・設定作業	(1) ホームページ構造設計
	(2) 情報設定
	(3) アクセシビリティ ○
2. リニューアル作業	(1) デザイン
	(2) テンプレートの作成
3. コンテンツ移行作業	

(出所：「枚方市ホームページ CMS 更新等業務委託仕様書」より監査人作成)

広報プロモーション課によると、アクセシビリティについては、総務省より配布された評価ツール等を用いた試験を行うなど、「アクセシビリティ試験に関する特記仕様書」に基づく試験（以下「JIS 試験」という。）を行うことを内容とするものとのことであるが、ホームページが公開された後に、初めて実施可能となる作業とのことであった。

この点、当初の見込みよりも契約日が後ろ倒しになったこともあり、令和 3 年度中に履行期間が十分に確保できておらず、契約の当初から、ホームページの公開を令和 4 年 3 月中とするよう、スケジュール調整が行われていた。

そのため、履行期間開始後、初回の広報プロモーション課と受託者の間での定例会資料として提出された「導入計画書」においても、JIS 試験については【表 48】のとおりのスケジュールが記載されていた。

【表 48】JIS 試験の実施スケジュール

項目	時期
JIS 試験の開始	2022 年 5 月 2 日
JIS 試験の完了	2022 年 6 月 24 日

(出所：「枚方市ホームページ CMS 更新等業務導入計画書」)

このように、少なくとも契約の時点において、作業内容の一部の完了が令和 4 年度になることが見込まれていたのであるから、本来は、予算の繰越手続を行い、完了検査については、契約に含まれる全ての作業内容が完了した時点で行うべきものであった。

なお、実際の JIS 試験の進捗状況を確認したところ、令和 4 年 6 月 27 日に完了したことであった。

今後においては、契約に含まれる作業内容について的確に進行管理を行い、適切な履行期間を設定するとともに、必要がある場合には、予算の繰越手続を行った上で、適切な時期に完了検査を行うよう、留意されたい。

ク) ホームページ活用事業の効果測定について【意見26】

CMS 委託及びデザイン委託は、事務事業評価において、ホームページ活用事業として位置づけられ、「年間ユーザー数」、「いいねの数」などの指標が設けられている。

一方、デザイン委託では、市の魅力発信に特化し、デザインを重視した「枚方市定住促進サイト」を新規で作成することとしており、提案書においては、20代から40代、受託者との打合せ議事録においては、10代から30代と若い世代をメインターゲットにしているとのことであった。

CMS 委託及びデザイン委託の成果として、令和4年4月にホームページがリニューアルされたが、今後は、想定どおりの効果があがっているのか、把握・分析する必要がある。

この点、広報プロモーション課では、毎月、課内で行っている会議において、ページ別アクセス数などを分析するなどの検討を行っているが、ホームページのリニューアル後、間がないことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナウイルス関連ページへのアクセスが上位を占めていることから、現在のところ、効果の分析が難しいところである。

今後、アクセス分析ツール（Google アナリティクス）により、性別、年齢に加え、地域、言語、興味といったホームページへの来訪者の属性や閲覧傾向を把握することも検討しているとのことであり、引き続き、有効な効果測定の手法について検討されたい。

(5) 「ひらかた聖火イベント」業務委託

① 概要

ア) 事業内容

東京2020オリンピック聖火リレーは、当初、令和2年3月から実施される予定であったが、東京オリンピックの延期に伴い、令和3年3月25日から121日間かけて実施されることになり、枚方市では令和3年4月13日に聖火リレーを実施することとなった。

そして、新型コロナ感染拡大防止措置を取りつつ、聖火リレーの最終ランナーの到着を祝うセレモニーをニッペパーク岡東中央で開催し、オリンピック開催に向けて気運醸成を図るとともに、これらを通じて枚方市の持つさまざまな魅力を国内外に発信し、PRする予定としていた。

本業務は、当該セレモニーの実施を委託するものであったが、令和3年4月の大坂府内への新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の適用に伴い、府内全域の公道での聖火リレーが中止されたため、合意解除することとなり、業務委託の進捗に応じた出来高部分のみを支払うこととなった。

聖火イベントの中止に至る経過は次のとおりである。

【「ひらかた聖火イベント」中止に至る経過】

令和2年3月24日：東京オリンピックの1年延期が決定
令和3年4月7日：まん延防止等重点措置の適用に伴い、府内全域の公道での聖火リレーの中止を公表

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
「ひらかた聖火イベント」業務委託	TSP 西日本(株)	1,870千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	5,504千円	(当初) 4,169千円 (変更) 1,870千円
契約期間	契約保証金	
自 令和2年2月19日 至 令和3年4月30日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
複数見積りによる	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 複数回の変更契約を行う場合の原契約の記載について【意見27】

本業務については、「①概要 ア) 事業内容」で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う東京オリンピックの延期やまん延防止等重点措置の適用により、複数回の契約変更が行われ、最終的には合意解除となっている。

本業務に係る変更契約及び合意解除の経過は【表49】のとおりである。

【表49】「ひらかた聖火イベント」業務委託の合意解除に至るまでの経過

契約	契約日	期間	金額
当初契約	令和2年2月19日	至 令和2年4月20日	4,169,000円
変更（第1回）	令和2年4月17日	至 令和3年3月31日	〃
変更（第2回）	令和3年3月24日	至 令和3年4月30日	〃
合意解除	令和3年4月26日	-	1,870,000円

(出所：監査人作成)

このうち、令和3年3月24日付の変更契約（第2回）には、次のように記載されている。

発注者と受注者との間に令和2年2月19日に締結した契約の一部を同第10条により次のとおり変更する。

この点、本業務の変更契約において変更される事項は、期間のみと比較的軽易なものであったが、一般的には、変更箇所が複数にわたる場合もあるため、2回目以降の変更契約書においては、次のように、過去の変更を定義しておく方が、変更箇所を明確化できると考える。

令和2年2月19日付で契約（令和2年4月17日付第1回変更契約）を締結した契約の一部を同10条により次のとおり変更する。

なお、枚方市では、変更契約書についても、システムから出力される様式を使用しているため、記載項目を自由に設定することはできないとのことであるが、合意解除契約書については、システム外で作成されたものであることから、現状においてもこのような対応は可能であったと考える。

2. 総合政策部DX推進課（旧：ICT戦略課）

【概要】

① DX推進課の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、DX推進課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 情報化の推進に係る調査研究、企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 情報機器の利用に伴う通信に関すること。
- (3) 情報機器の利用に伴う情報セキュリティに関すること。
- (4) 情報処理システムの開発、管理及び運用に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) パーソナルコンピュータ(他の課の所管に係るもの)の管理に関すること。
- (6) 社会保障・税番号制度の推進に係る企画及び調整に関すること。

なお、令和4年度の組織再編により、課の名称がICT戦略課からDX推進課に変更されている。

② 委託契約の状況

D X 推進課における令和 3 年度の主な委託契約の状況は、【表 50】のとおりである。

【表 50】主な委託契約（D X 推進課）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和 3 年度 支出額	項目
ネットワーク・サーバ等運用管理業務委託	富士通ネットワークソリューションズ株 関西事業所	随意契約 (第 2 号)	4,822	(1) (2)
ネットワーク運用管理業務委託	富士通ネットワークソリューションズ株 関西事業所	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	1,877	
ヘルプデスク業務委託(市長部局分)	中央コンピューター 株大阪事業本部	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	45,156	
番号連携サーバ運用・保守委託	富士通株関西支社	随意契約 (第 2 号)	10,261	(1) (3)
データ入力業務委託	(株)アイ・オー・プロセス	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	8,316	(1) (4)
光ファイバ保守委託	(株)きんでん大阪支社	指名競争入札	825	(1) (5)
光ファイバ移設・復旧作業委託 菅原 80(20-518)	(株)きんでん大阪支社	随意契約 (第 2 号)	1,639	
電子計算機室空調機器保守点検委託	日立グローバルライフソリューションズ 株関西サービスエンジニア	随意契約 (第 2 号)	534	(1) (6)
電子計算機室空調機保全整備作業委託	日立グローバルライフソリューションズ 株関西サービスエンジニア	随意契約 (第 2 号)	1,956	
無線アクセスポイント設置作業委託	伊藤忠テクノソリューションズ株	随意契約 (第 6 号)	1,100	(1) (3)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) DX推進課における共通的事項

① 概要

DX推進課において監査の対象とした委託業務において、共通的に見受けられた事項について、本項において取り上げることとし、個別の委託業務に対する監査の結果及び意見については、(2)以下で取り上げることとする。

② 監査の結果及び意見

ア) 契約書における契約保証金の記載について【監査の結果5】

光ファイバ移設・復旧作業委託菅原80（20-518）（後述(5)）及び電子計算機室空調機保全整備作業委託（後述(6)）における契約保証金について、契約書の鑑において、「契約規則第43条第1項第6号により免除」と記載し、免除している。

しかし、枚方市契約規則第43条第1項第6号は「契約金額が1,300,000円未満のとき」であるにもかかわらず、これら2契約の契約金額はそれぞれ1,639千円及び1,956千円で、適用誤りとなっている。

本来、これら2契約の契約保証金の免除については、枚方市契約規則第43条第1項第8号の「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」を適用すべきであった。

契約保証金の免除に当たっては、枚方市契約規則第43条第1項の各号のいずれに該当するか、慎重に判断し、適用する必要がある。

イ) 契約金額内訳書等の入手について【監査の結果6】

DX推進課においては委託契約の締結に当たり、基本的に所定の約款を使用している。

当該約款第3条には、「受注者は、この契約の締結後すみやかに、仕様書に基づいて、契約金額内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。」、第9条には、「受注者は、業務責任者及び業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。」という規定がある。

しかし、DX推進課においては、大半の契約において、受託者に契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求めていない。

なお、工程表が必要な契約については入手しているとのことである。

所定の約款を適用する契約については、規定に従って契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求める必要がある。

(2) ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託

① 概要

ア) 事業内容

ネットワーク・サーバ等運用管理業務委託及びネットワーク運用管理業務委託の業務内容は実質的に同一であり、前者は、ネットワーク機器の調達遅延により、機器更新までのつなぎとして従来の契約を令和4年1月から2月の2ヶ月間延長したものであり、後者は機器更新後の令和4年3月以降の契約である。なお、1か月当たりの金額が異なるのは競争入札を実施していることによる。

ネットワーク運用管理業務委託は、枚方市における情報通信ネットワークシステムを安全に効率よく運用し、また、日々のセキュリティインシデントに対応するため、専門的な知識と技術力を用い、常時継続的な運用・管理業務を委託するものである。なお、個別の機器に係るハードウェア保守は、別途契約しており、この契約の業務範囲には含まれない。

ヘルプデスク業務委託は、職員用PC(OS、Office含む)、職員が共通で利用する基盤システム(認証システムやグループウェア、メールシステム等)の障害切り分け・対応、技術支援等を行うヘルプデスク業務及びサーバ室内で稼働している情報システムの運用や、サーバその他周辺機器の稼働管理、サーバ室内環境の維持管理業務等を業務委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
ネットワーク・サーバ等運用管理業務委託	富士通ネットワークソリューションズ株関西事業所	4,822千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約(第2号)	4,822千円	4,822千円
契約期間	契約保証金	
自 令和4年1月1日 至 令和4年2月28日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
委託の延長契約のため、月額×2を予定価格として積算	既存の機器のリース延長に伴い、運用管理業務についても契約終了期間を延長する必要があったため	

契約名	契約先	令和3年度支出額
ネットワーク運用管理業務委託	富士通ネットワークソリューションズ(株)関西事業所	1,877千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	156,600千円	108,910千円
契約期間	契約保証金	
自 令和4年3月1日 至 令和8年12月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
前回調達時の金額を参考に予定価格を積算	—	

契約名	契約先	令和3年度支出額
ヘルプデスク業務委託 (市長部局分)	中央コンピューター(株) 大阪事業本部	45,156千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	192,496千円	180,624千円
契約期間	契約保証金	
自 令和2年10月1日 至 令和6年9月30日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積を参考に市長部局と上下水道局で按分して積算	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 入札時の仕様書の記載内容の充実について【意見28】

ネットワーク運用管理業務委託の入札において、ネットワーク等の範囲を記載した特記仕様書により、ネットワーク構成図が開示されているが、過去の運用状況やトラブル等の内容、件数等は開示されていない。新規参入業者にとっては、過去どのような状態でネットワークが運用されていたかは非常に有用な情報といえる。

既存業者が著しく有利とならないよう、情報セキュリティ上のリスクのある事項については、秘密保持契約を締結した上で、より多くの有用な情報開示を検討されたい。

イ) 個人情報保護と従事者名簿の提出について【意見29】

最近、他の地方公共団体で受託者の関係社員による USB メモリの紛失が発生し、委託業務における個人情報保護の対応が適切かについて関心が集まっている。

枚方市では、個人情報にアクセス可能な業務従事者から個人情報保護に係る誓約書を徴取することになっているが、本業務においては、個人情報にアクセスした業務従事者全てから、当該誓約書を徴取できているかについて、十分な検証がなされているとはいえない状況となっている。

個人情報保護に係わる全ての作業者から誓約書が提出されているかの確認のために、実際の業務従事者の名簿を提出させることを仕様書に記載することが有用であると考える。

ウ) 契約金額の市長部局と上下水道局の按分比率について【意見30】

ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託は、それぞれ上下水道局を含め、全市一体として実施されているが、市長部局分と上下水道局分に契約を分割して締結しており、その契約金額は、上下水道局分 1 に対して市長部局分 9 となっている。

公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計は受益者負担による独立採算制が要求されているため、その負担額は合理的に按分する必要がある。

ネットワーク運用管理業務における按分の主要な基準の一つはネットワークに接続されている端末の台数であるが、現状における同端末台数は上下水道局分 1 に対して市長部局分 15 となっていることである。また、ヘルプデスク業務における按分の主要な基準の一つはユーザー数であるが、これについては上下水道局分 1 に対して市長部局分 13 となっていることである。

ネットワーク運用管理業務委託及びヘルプデスク業務委託は、記録が遡れる限りにおいて、少なくとも平成 27 年度以前から契約が存在していることである。

契約が開始された時点では、按分比率が合理的に算定されたと考えられるが、長期間を経過すれば、組織体制の変更等により、当初の按分比率を踏襲することが合理性を欠く結果となる可能性も否定できない。

したがって、按分の基準を明確にし、実績に基づく定期的な按分比率の見直しを実施する必要がある。

(3) 番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託

① 概要

ア) 事業内容

番号連携サーバ運用・保守委託は、番号制度の運用に必要な宛名管理機能などを持つ番号連携サーバについて、安定して稼動させ、運用できるようにするためのシステムメンテナンスや保守（障害対応、データ整合性の確認、機能レベルアップ、制度改正対応等）、運用支援作業等を行うものである。また、毎年6月に予定されるデータ標準レイアウトの変更対応について、必要となる機器等の調達及び作業の全てを本業務内で行うものである。

また、無線アクセスポイント設置作業委託は、庁内において職員用端末で利用するために無線AP（20台）を設置し、無線LAN接続環境へ正常に接続できるよう適切に設定するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
番号連携サーバ運用・保守委託	富士通(株)関西支社	10,261千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	29,979千円	29,979千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	本パッケージシステムの運用・保守については、システム等に関する技術力やノウハウを唯一保有する開発元の業者でしか対応できないため	

契約名	契約先	令和3年度支出額
無線アクセスポイント設置作業委託	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	1,100千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第6号）	1,100千円	1,100千円
契約期間	契約保証金	
自 令和4年2月18日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りを参考に積算	対象機器の導入・設計・構築業者であるため	

② 監査の結果及び意見

ア) 再委託に係る申請書への日付記載と承諾通知について【監査の結果7】

番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託の契約書については、所定の約款が添付されており、第7条（再委託等の禁止及び誓約書の提出）において、「受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」となっている。

この規定に従い、2契約とも再委託承諾申請書（ともに日付空欄）がDX推進課に提出されている。しかし、無線アクセスポイント設置作業委託に関してはこれに係わる承諾書が作成されていない。また、番号連携サーバ運用・保守委託契約においては承諾書が作成されているものの、日付欄（年月日）が全て空欄となっており、いつ発行されたものか判別できない。ただし、受託者に渡した再委託承諾書には日付が記入されていると思われるとのことである。

再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。

また、再委託承諾申請書の提出に当たっては日付を記入するよう受託者に申入れを行い、承諾書を発行する場合は日付を記入する必要がある。

(4) データ入力業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、帳票や申請書などの書類を電算処理業務で取り扱うため、市役所別館6階のDX推進課横の作業室等に設置したパソコンで、電子データに変換するための入力作業を委託するものである。入力データは各種予防接種予約票、各種助成申請書及び所得申告書等のデータである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
データ入力業務委託	(株)アイ・オー・プロセス	8,316千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	12,374千円	8,316千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年1月28日 至 令和4年3月31日	415千円	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
契約先事業者からの見積りによる		—

② 監査の結果及び意見

ア) 仕様書における作業時間帯の記載について【意見31】

データ入力業務委託の仕様書において、作業時間が市役所開庁日の 12 時 45 分から 17 時 30 分となっているが、なぜ、このような時間帯となっているか不明とのことである。この作業時間帯の指定は、午前中に準備ができたデータを必ず当日中に入力しなければならないのであれば合理的といえるが、現状では当日準備ができたデータを翌日に入力することもあるとのことである。

この仕様書の作業時間帯では、通学する子どもを持つパート勤務従事者にとっては終業時刻が遅く、フルタイム勤務を望む従事者にとっては勤務時間が短いという弊害があり、当該業務の従事者の確保が困難となる可能性があるため、入札参加を躊躇する要因になりかねない。

よって、データ入力業務に支障がないのであれば、市役所の開庁時間に合わせることを検討されたい。

(5) 光ファイバ保守委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、枚方市が保有する本庁及び各拠点施設(庁舎分館、市立ひらかた病院、各小・中学校、生涯学習市民センター等)を結ぶ光ファイバ網(地域インターネット 1 次及び 2 次)について、設備を安定的にかつ継続して利用するため、保守点検業務を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和 3 年度支出額
光ファイバ保守委託	㈱きんでん大阪支社		825 千円
契約方法	予定価格	契約額	
指名競争入札	2,700 千円	2,420 千円	
契約期間	契約保証金		
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 1 号により免除		
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由		
契約先事業者からの見積りを参考に積算	—		

契約名	契約先	令和3年度支出額
光ファイバ移設・復旧作業委託 菅原 80(20-518)	(株)きんでん大阪支社	1,639 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	1,639 千円	1,639 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年6月4日 至 令和3年7月30日	契約規則第43条第1項第6号により免除 (本来は第8号【監査の結果5】参照)	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	本委託作業は、本市光ファイバの移設に関する準備作業を行い、敷設状況に関する情報を正確に把握している保守業者でないと行うことができないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 巡視点検に係る仕様書及び点検報告書の記載について【監査の結果8】

光ファイバ保守委託は枚方市役所の光ファイバ網の保守点検業務であり、発注仕様書には、「年2回以上巡視点検を実施し、巡視点検報告書を提出すること」と記載されているだけで、時期及び点検の方法について記載がない。光ファイバ網巡視点検報告書を閲覧したところ、点検日時は「令和3年4月1日～令和4年3月31日」、巡視結果は、「今回の巡視点検では不具合箇所がないことを報告致します。」と記載されており、具体的な点検をいつ、どこで、どのように実施したのかの記載がない。また、提出日付は「令和4年_月_日」と月日の欄が空欄となっている。

発注者として、どのような点検がいつ実施されたかを把握することは非常に重要であるため、仕様書で点検報告書に点検場所、点検内容及び時期等を記載するよう求めるべきである。また、巡視点検報告書の提出日を記入するよう求めるべきである。

イ) 再委託の承諾通知について【監査の結果9】

光ファイバ移設・復旧作業委託契約の契約書については、所定の約款が添付されており、その第7条（再委託等の禁止及び誓約書の提出）において、「受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

この規定に従い、再委託承諾申請書（令和3年6月1日付け）がDX推進課に提出されている。しかし、約款上、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合でなければ、再委託できないこととなっているにもかかわらず、これに対する書面による承諾が行われていない。

再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。

ウ) 個人情報保護に係る誓約書の署名について【意見32】

光ファイバ移設・復旧作業委託契約について、個人情報保護に係る誓約書を閲覧したところ、署名ではなく、記名のみで押印もないもの及び日付のないものが見受けられた。本契約では個人情報を取り扱う可能性は高くないものの、作業の過程で個人情報に触れる可能性があるため、誓約書の提出を受けているとのことである。

個人情報保護に係る誓約書は業務従事者本人に個人情報保護に係わるルールを遵守することを誓約してもらう意味合いから、必ず日付を記入し、自署して提出してもらう必要がある。

(6) 電子計算機室空調機器保守点検委託

① 概要

ア) 事業内容

電子計算機室空調機器保守点検委託は、サーバなどから発せられる熱を冷却し、室温を一定に保つために市役所庁舎内にあるサーバ室に 3 台の空調機を設置しているが、この空調機の保守点検をメーカー系列のメンテナンス会社に委託するものである。

電子計算機室空調機保全整備作業委託は、サーバ室の空調機の大規模な保守を実施するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
電子計算機室空調機器保守点検委託	日立グローバルライフソリューションズ(株)関西サービスエンジニア	534 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	1,605 千円	1,603 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	本機器の構造を熟知していることに加え、緊急時においては、部品の調達など迅速かつ適切な対応が必要であるが、他社では適正な履行ができないため	

契約名	契約先	令和3年度支出額
電子計算機室空調機保全整備作業委託	日立グローバルライフソリューションズ(株)関西サービスエンジニア	1,956千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約(第2号)	1,956千円	1,956千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年12月24日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第6号により免除 (本来は第8号【監査の結果5】参照)	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	本機器の構造を熟知していることに加え、緊急時においては、部品の調達など迅速かつ適切な対応が必要であるが、他社では適正な履行ができないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 随意契約の妥当性の検討について【意見33】

電子計算機室空調機器保守点検委託は、市役所庁舎内の電子計算機室に特別に設置している電算機用空調機器の保守点検を空調機器メーカー系列会社に一者随意契約とするものである。

随意契約理由書において「電子計算機室には、保守対象となる(株)日立製作所の空調機を設置しており、サーバなどから発せられる熱を冷却し、室温を一定に保つ重要な役割を担っています。日立グローバルライフソリューションズ(株)は、(株)日立製作所製の電子計算機室空調機の保守点検を専従に行っており、当該機種の構造を熟知しています。又、緊急時においては、部品の調達など迅速かつ適切な対応が可能であり、他社では適正な履行ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者に随意契約を依頼するものです。」としている。

一方、市役所庁舎以外のサーバ室は「輝きプラザきらら」にあるが、空調機点検保守委託契約は、別のビルメンテナンス会社が請け負っている。

それぞれの契約の概要は、【表51】のとおりである。

【表51】サーバ室空調機器の保守点検委託契約

契約名	対象	受託者	契約金額 (令和3年度分)	対象機器	点検回数
電子計算機室空調機器保守点検委託	市役所	日立グローバルライフソリューションズ(株)	534千円	3台	4回
サーバ室空調機点検委託	きらら	京阪ビルテクノサービス(株)	218千円	7台	4回

電子計算機室空調機器保守点検委託の発注仕様書によれば、「部品の取替は、次回の点検保守点検時まで機器が正常に稼働し得るかどうかを予想して施工するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。」としており、単なる機器の点検にとどまらないことが記載されている。

しかし、令和3年度において、市役所に設置されている空調機については、同一業者と電子計算機室空調機保全整備作業委託契約を締結し、大規模なメンテナンスを実施している。

このように、仕様書には部品の取替という保守項目が記載されているものの、保全整備作業が別途実施されていること、また、電子計算機室空調機器保守点検委託において実際なされた業務内容（令和3年11月に部品交換を実施）からみて、電子計算機室空調機器保守点検委託においては、実質的に保全業務といえるほどのことはなされておらず、点検業務に限られているといえる。

一方、サーバ室空調機点検委託の仕様書では「受注者は、点検業務実施中に機器等に重大な損傷を認めた時は、直ちに発注者監督員に報告すること。尚、軽微なものについては受注者の責任において修理すること。」となっており、軽微なものについては点検に止まらず、修理を実施することになっている。

電算機用空調設備であるため高出力の機器と思われるが、点検業務に限れば、メーカーかその系列会社しか実施できないということは考えにくいため、一者随意契約ではなく、競争入札により実施できないか、検討されたい。

3. 市民生活部市民室

【概要】

① 市民室の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、市民室の事務分掌について次のとおり定めている。

市民室 地域サービス課（旧：総務・地域サービス担当）

- (1) 支所において処理する戸籍に関すること。
- (2) 支所において処理する埋火葬の許可に関すること。
- (3) 支所において処理する住民基本台帳に関すること。
- (4) 支所において処理する印鑑登録に関すること。
- (5) 枚方市駅市民室サービスセンター管理規則(平成6年枚方市規則第32号)第3条に規定する業務に関すること。
- (6) 支所において処理する住居表示に関すること。
- (7) 支所において処理する公的個人認証サービスに関すること。
- (8) 支所において処理する個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関するこ
と。
- (9) 総合窓口(支所に限る。)において処理する児童手当に関すること。
- (10) 総合窓口(支所に限る。)において処理する国民年金に関すること。
- (11) 総合窓口(支所に限る。)において処理する国民健康保険に関すること。
- (12) 総合窓口(支所に限る。)において処理する介護保険に関すること。
- (13) 総合窓口(支所に限る。)において処理する後期高齢者医療に関すること。
- (14) 総合窓口(支所に限る。)において処理する医療助成に関すること。
- (15) 総合窓口(支所に限る。)において処理する身体障害者手帳及び療育手帳に関するこ
と。
- (16) 総合窓口(支所に限る。)において処理するし尿処理の受付に関するこ
と。
- (17) 支所において処理する税務関係の証明に関するこ
と。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (18) 支所において処理するマイキーID設定支援等に関するこ
と。
- (19) 総合窓口において処理する就学援助及び奨学金に関するこ
と。
- (20) 改葬の許可に関するこ
と。
- (21) 一般旅券に関するこ
と。
- (22) 火葬証明に関するこ
と。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (23) 支所並びに支所における地域住民の相談、要望等の連絡調整、地域住民団体の活動の協力及び市税、手数料その他の収納金の収納に関するこ
と。
- (24) 支所庁舎の維持管理に関するこ
と。
- (25) 枚方市駅市民室サービスセンターに関するこ
と。
- (26) パスポートセンターに関するこ
と。
- (27) おくやみコーナーに関するこ
と。

市民室 市民課（旧：戸籍・住基担当）

- (1) 戸籍に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 埋火葬の許可に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 特別永住者及び中長期在留者に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 印鑑登録に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (6) 住居表示に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 公的個人認証サービスに関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (9) 個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (10) 総合窓口（支所を除く。）において処理する児童手当に関すること。
- (11) 総合窓口（支所を除く。）において処理する国民年金に関すること。
- (12) 総合窓口（支所を除く。）において処理する国民健康保険に関すること。
- (13) 総合窓口（支所を除く。）において処理する介護保険に関すること。
- (14) 総合窓口（支所を除く。）において処理する後期高齢者医療に関すること。
- (15) 総合窓口（支所を除く。）において処理する医療助成に関すること。
- (16) 総合窓口（支所を除く。）において処理する身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (17) 総合窓口（支所を除く。）において処理するし尿処理の受付に関すること。
- (18) 税務関係の証明に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (19) マイキーID 設定支援等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (20) 住居表示改正審議会に関すること。

なお、地域サービス課及び市民課は、令和3年度までは「課」ではなく、市民室の中にある「総務・地域サービス担当」と「戸籍・住基担当」という形であったが、令和4年度の組織再編で「課」として位置づけられている。

② 委託契約の状況

市民室における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表52】のとおりである。

【表52】主な委託契約（市民室）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
郵送請求対応業務委託	株ジャパンクリエイト	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	26,070	(1)
マイキーID設定委託	パーソルテンプスタッフ(株)	随意契約 (第6号)	15,628	(2)
現金・有価証券等搬送業務委託	東洋テック(株)	随意契約 (第2号)	5,568	
北部支所空調設備保守点検委託	京阪ビルテクノサービス(株)	随意契約 (第2号)	1,293	(3)
津田支所清掃委託	株ホープ	指名競争入札	1,161	(4)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 郵送請求対応業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、戸籍全部事項証明書（謄本）・個人事項証明書（抄本）や住民票の写し、税の証明などの郵送請求に対応するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和3年度支出額
郵送請求対応業務委託	株ジャパンクリエイト		26,070 千円
契約方法	予定価格		契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	29,847 千円		26,070 千円
契約期間	契約保証金		
自 令和3年3月2日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除		
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由		
複数事業者からの見積りによる	—		

② 監査の結果及び意見

ア) 個人情報の取扱いに係る誓約書の記載について【監査の結果10】

本業務に係る契約書には、個人情報仕様書を添付し、従事者から枚方市個人情報保護条例等の遵守に関する誓約書を徵取している。

誓約書には会社名、所属及び氏名の記載が求められているが、当初から従事予定であった者の誓約書は適切に記載されていたものの、契約期間の途中から従事することとなった1名の誓約書については氏名の記載のみとなっていた。

契約期間の途中から従事した場合であっても誓約書が適切に記載されていることを確認する必要がある。

【個人情報仕様書（抜粋）】

（作業従事者の明確化）

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名及び役職を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

2・3 (略)

イ) 履行確認の証跡について【意見34】

本業務においては、毎月、受託者から前月分の日々の郵送請求への対応状況を記載した日報の提出を受け、市民室において、その内容を確認した上で、月次で委託料が支払われている。

しかし、日報には、検査職員による署名や押印が行われていなかった。

また、契約期間の満了後に受託者から提出を受けている完了届にも検査職員による署名・押印が行われていなかった。

履行確認が適切に行われた証跡として、日報や完了届への検査職員による署名・押印が必要である。

(2) マイキーID 設定委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント事業）の円滑実施のため、希望する市民のマイキーID 設定の補助等に対応するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
マイキーID 設定委託	パーソルテンプスタッフ株	15,628千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第6号）	15,628千円	15,628千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	同社と枚方市個人番号カード交付等関連業務の契約を締結しており、同社に委託することにより、委託費用が抑えられ、他の業者よりスピーディで連携した対応が可能になるため	

② 監査の結果及び意見

ア) 参考見積の徵取について【意見35】

本業務は、随意契約（第6号）によっている。

【地方自治法施行令（抜粋）】

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～五 略

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七～九 略

そして、随意契約理由書に記載された随意契約の理由は、次のとおりである。

【随意契約依頼理由書（抜粋）】

市民室では、先に「枚方市個人番号カード交付等関連業務」にてパーソルテンプスタッフ株式会社と契約を結んでおり、本件のマイキーID 設定委託についても同社に委託することにより、マイキーID 設定委託に係る業務責任者として兼任も可能となり、委託費用も抑えられ、他の業者よりスピーディで連携した対応が可能となることから随意契約するものです。

随意契約の理由にある枚方市個人番号カード交付等関連業務では、類似の業務について人口一定数以上の自治体への実績等の要件を付した制限付き一般競争入札で行われ、参加した2者から同社が選定されている。

一方、本業務の業務内容は次のとおりである。

【マイキーID 設定委託 仕様書（抜粋）】

業務内容

- (1) マイキーID 設定（マイナポイント申込から健康保険証の一括登録等を含む）を希望する市民に対し、ノートパソコン等の操作補助や支援に必要な対応を行う。
- (2) 消費活性化策及びマイナンバーカードに関する市民からの問い合わせ対応を行う。
- (3) 支援対応等の記録、報告
- (4) その他付随する業務

枚方市個人番号カード交付等関連業務のような実績要件はなく、本業務では複数の事業者から見積を徴取して価格を比較することができたと考えられるが、他の事業者から参考見積は徴取していない。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うのであれば、参考見積を徴取し、入札に付することが不利であることを明らかにすべきである。

(3) 北部支所空調設備保守点検委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、北部支所の施設管理を円滑に行うため空調設備の法定点検・清掃等を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
北部支所空調設備保守点検委託	京阪ビルテクノサービス(株)	1,293千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約(第2号)	5,078千円 ^(※)	5,160千円 ^(※)
契約期間	契約保証金	
自 平成31年4月1日 至 令和5年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	北部支所は指定管理者が運営する楠葉生涯学習市民センター、楠葉図書館と建物が一体となっている。円滑な施設管理のため、指定管理者の共同事業体構成団体のうち施設管理を担う京阪ビルテクノサービス(株)と随意契約を行うものである。	

(※) 契約額が予定価格を上回っているのは消費税等の増税による変更契約があったためである。予定価格は消費税率8%時の金額、契約額は消費税率10%への引上げに伴う変更契約による増額後の金額である。当初契約額は5,078千円である。

② 監査の結果及び意見

ア) 提出書類の日付について【監査の結果11】

約款において契約締結時や業務完了時等、適時に、工程表、業務責任者等届、業務責任者経歴書及び部分払金請求書等の提出が定められている。

また、これらの提出書類をまとめた「提出書類一覧表」について契約課から受託者に配付され、市民室の監督職員が確認することとなっている。

「提出書類一覧表」の注書きには、「書類は、その都度日付を記入のうえ、監督職員に提出してください。」と記載されているが、本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていた。

適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求める必要がある。

イ) 再委託の承諾漏れについて【監査の結果12】

再委託については、約款において、次のとおり定められている。

【約款（業務委託）（抜粋）】

(再委託等の禁止及び誓約書の提出)

第6条 受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本業務において再委託承諾申請書は提出されていなかったが、提出された報告書のうち、定期点検チェックシートのサービス指定店に受託者以外の社名が記載されており、事前の承諾なしに再委託が行われていたことが発覚した。

履行確認において、提出を受けた報告書等に記載された会社名を確認するとともに、再委託の事実が判明した際には、速やかに再委託承諾申請書を求め、再委託の内容に問題がないか確認することが必要である。

(4) 津田支所清掃委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、津田支所の施設管理を円滑に行うため清掃業務を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
津田支所清掃委託	(株)ホープ	1,161千円
契約方法	予定価格	契約額
指名競争入札	4,623千円	3,484千円
契約期間	契約保証金	
自 令和2年4月1日 至 令和5年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
複数事業者からの見積りによる	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 工程表の徵取について【監査の結果13】

約款において受託者は契約締結後すみやかに工程表を提出することになっていいるが、工程表が提出されていなかった。

本業務のような清掃業務委託においては、仕様書に定めた清掃の頻度などに従って業務を履行するものであり、改めて受託者に工程表の提出を求める必要性は乏しいとも考えられるが、約款に提出を求める規定を置いている以上、提出書類の漏れがないか、確認する必要がある。

イ) 複数の請求書原本の存在について【監査の結果14】

本業務においては、社印が押印された同じ請求書を3部受領しており、1部は日付が記入されており、2部は未記入となっていた。

「提出書類一覧表」では、請求書は3部提出することとなっているが、「提出書類一覧表」の注書きには「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しを提出してください。」と記載されている。

この「提出書類一覧表」の注書きについては、令和3年3月までは「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しでも可です。」と記載されており、契約期間の途中において、契約課において取扱いが変更されている。

しかし、この取扱いの変更についての周知が十分でなく、市民室において認識されていなかったことから、令和3年4月以降は、日付を記入した請求書1部とその写し2部を受領すべきところ、原本3部を受領しており、提出書類の管理が誤っていた。

請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、「提出書類一覧表」に記載の運用を徹底するか、提出を求める書類は原本1部のみとし、事務処理の必要に応じてコピーをとるといった運用の変更が必要である。

4. 総務部総務管理室

【概要】

① 総務管理室の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、総務管理室の事務分掌について次のとおり定めている。

総務管理室 総務管理課（旧：総務管理担当）

- (1) 名誉市民、有功者及び市民表彰に関すること。
- (2) 叙勲・褒章候補者の推薦に関すること。
- (3) 市制施行記念式典及び追悼式に関すること。
- (4) 後援名義に関すること。
- (5) 本庁舎の管理に関すること。
- (6) 公用車の管理に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (7) 公用車による事故及び紛争の調査及び処理の総括に関すること。
- (8) 統計に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (9) 自衛官に関すること。
- (10) 文書の受領及び発送に関すること。
- (11) 文書の浄書に関すること。
- (12) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (13) 他の課の所管に属さないこと。

総務管理室 財産管理課（旧：財産管理担当）

- (1) 市有財産の有効活用に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市営住宅の管理に関すること。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 行政財産の管理の総括に関すること。
- (5) 不動産の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定に関すること。
- (6) 不動産の取得に係る損失補償金の算定に関すること。
- (7) 市有財産の登記に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (8) 市有建築物等の損害共済及び賠償保険に関すること。
- (9) 寄附収受に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (10) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (11) 土地開発公社に関すること。
- (12) 財産区に関すること。

なお、総務管理課及び財産管理課は、令和3年度までは「課」ではなく、総務管理室の中にある「総務管理担当」と「財産管理担当」という形であったが、令和4年度の組織再編で「課」として位置づけられている。

② 委託契約の状況

総務管理室における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表53】のとおりである。

【表53】主な委託契約（総務管理室）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
庁舎清掃業務委託	(株)アカツキ	総合評価 一般競争入札	20,486	(1) (2)
庁舎周辺施設等警備委託	京阪ビルテクノサー ビス(株)	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	14,010	(1)
庁舎電気工作物保安管理 業務委託	近畿電設サービス(株)	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	1,796	—
庁舎樹木剪定除草等管理 委託	(株)中島組	指名競争入札	1,771	(3)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 総務管理室における共通的事項

① 概要

総務管理室において監査の対象とした委託業務において、共通的に見受けられた事項について、本項において取り上げることとし、個別の委託業務に対する監査の結果及び意見については、(2)以下で取り上げることとする。

【表54】は、次に述べる総務管理室において共通する意見を整理したものである。

【表54】総務管理室における共通事項

件名	ア) 複数の請求書
庁舎清掃業務委託（後述(2)）	—
庁舎周辺施設等警備委託	該当
庁舎樹木剪定除草等管理委託（後述(3)）	該当

② 監査の結果及び意見

ア) 複数の請求書原本の存在について【監査の結果15】

庁舎周辺施設等警備委託及び庁舎樹木剪定除草等管理委託において、社印が押印された同じ請求書を3部受領しており、1部は日付が記入されており、2部は未記入となっていた。

「提出書類一覧表」では、請求書は3部提出することとなっているが、「提出書類一覧表」の注書きには「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しを提出してください。」と記載されている。

この「提出書類一覧表」の注書きについては、令和3年3月までは「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しでも可です。」と記載されており、契約課において取扱いが変更されたものである。

しかし、この取扱いの変更についての周知が十分でなく、総務管理室において認識されていなかったことから、令和3年4月以降は、日付を記入した請求書1部とその写し2部を受領すべきところ、原本3部を受領しており、提出書類の管理が誤っていた。

請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、「提出書類一覧表」に記載の運用を徹底するか、提出を求める書類は原本1部のみとし、事務処理の必要に応じてコピーをとるといった運用の変更が必要である。

(2) 庁舎清掃業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、庁舎及び駐車場の日常清掃・定期清掃業務を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
庁舎清掃業務委託	(株)アカツキ	20,486千円
契約方法	予定価格	契約額
総合評価一般競争入札	71,100千円	61,459千円
契約期間		契約保証金
自 令和3年2月15日 至 令和6年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
複数事業者からの見積りによる		—

② 監査の結果及び意見

ア) 特定個人情報の管理について【監査の結果16】

本業務では、入札参加書類のうち、清掃作業に従事予定の者が枚方市内に居住していることの確認として、新規雇用予定者の本人確認書類を求めている。

本人確認書類は、住民票の写し又はマイナンバーカード等とされており、従事予定者の1名からはマイナンバーカードのコピーが提出されていた。

本人確認書類は、他の入札参加書類と合わせて契約課で管理されているが、マイナンバーカードのコピーについて、個人番号がマスキングされていない状態で保管されていた。

契約課では、今回の指摘を受けて、直ちに是正したことであるが、入札参加書類の保管時に不必要的個人情報はマスキングすることや、本人確認に不必要的情報はマスキングされた状態で入手するといった運用が必要である。

イ) モニタリングの実効性の確保について【監査の結果17】

仕様書では、発注者が行うモニタリングについて次のとおり記載されている。

【庁舎清掃業務委託仕様書（抜粋）】

状況及び実績の確認

①定期モニタリング

四半期毎に、発注者が実施する。受注者は、事前に各種報告書を提出のうえ、発注者が実施する書類審査・施設巡回・業務監視等のモニタリングに際し、立会い・説明・市要求書類の提出等を行うものとする。

②日常・随時モニタリング

必要に応じて随時発注者が実施する。発注者が実施する書類審査・施設巡回・業務監視等のモニタリングに際し、立会い・説明・市要求書類の提出等を行うものとする。

総務管理課では、仕様書に記載されたモニタリングのうち、書類審査として、受託者が作成したモニタリング報告書（清掃状況のチェック表）の閲覧を行っている。

一方、施設巡回・業務監視等についても、随時実施しているとのことであったが、その証跡が残されていなかった。

仕様書に記載されているモニタリングの実効性を確保し、委託業務の実施状況を的確に評価し、その実施結果の証跡を残すことで、今後の委託業務の仕様の検討に役立てていく必要がある。

ウ) 業務提案実施状況に対する自己評価の未実施について【監査の結果18】

枚方市契約規程では、金額や期間が一定規模以上で、労務提供型の性質を有する契約について、総合評価一般競争入札によることとしている。

【枚方市契約規程（抜粋）】

(総合評価一般競争入札の対象とする契約)

第25条 総合評価一般競争入札の対象とする契約は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格が5,000万円以上であり、かつ、委託期間が24月以上にわたる建物清掃業務、建物総合管理業務又は受付窓口業務の契約

(下線は監査人が追加した。)

そして、本業務については、総合評価一般競争入札によっていることから、仕様書において業務提案実施状況に対する評価について次のとおり記載している。

【庁舎清掃業務委託仕様書（抜粋）】

業務提案事項実施状況に対する評価の実施

- ①受注者は、契約期間中における各年度末において、業務提案書における各提案事項の実施状況について一年度間の自己評価を行い、発注者に提出しなければならない。
- ②発注者は、受注者による一年度間の業務提案書における各提案事項の実施状況について評価を行い、通知するものとする。なお、当該通知において業務改善等の指摘があるときは、受注者はすみやかに対処しなければならない。

この仕様書の規定に従って、受託者は一年度間の自己評価を行い総務管理課に提出する必要があるが、自己評価は行われていない。このため、総務管理課による評価も行われておらず業務提案書の達成状況が不明である。

総合評価一般競争入札の対象となっている重要性を鑑み、速やかに仕様書に沿った評価の実施が求められる。

(3) 庁舎樹木剪定除草等管理委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、庁舎周辺の美観・景観を保つため、庁舎周辺の樹木の剪定製枝、花壇管理、除草、灌水、周辺清掃等を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和3年度支出額
庁舎樹木剪定除草等管理委託	(株)中島組		1,771千円
契約方法	予定価格		契約額
指名競争入札	2,000千円		1,771千円
契約期間	契約保証金		
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除		
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由		
複数事業者からの見積りによる	—		

② 監査の結果及び意見

ア) 契約期間の複数年度化について【意見36】

本業務は令和元年度までは土木部の管轄で庁舎の他公園も含めて委託されていたものが、令和2年度から庁舎周辺について総務管理課が担当するようになった。

総務管理課では、現在のところ、樹木剪定除草等管理委託に関する仕様が定まっていない面があるため、単年度での契約期間としている。

本業務は総務管理課が担当して2年以上が経過しており、契約事務の効率化的観点から、市内中小事業者の受注機会の確保へ配慮しつつ、複数年での契約期間によることも検討されたい。

イ) 提出書類の日付について【監査の結果19】

契約書において契約締結時や業務完了時等適時に、工程表、業務責任者等届、業務責任者経歴書及び部分払金請求書等の提出が定められている。

また、これらの提出書類をまとめた「提出書類一覧表」について契約課から受託者に配付され、総務管理課の監督職員が確認することとなっている。

「提出書類一覧表」の注書きには、「書類は、その都度日付を記入のうえ、監督職員に提出してください。」と記載されているが、本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていた。

適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求めることが必要である。

ウ) 再委託内容の確認について【意見37】

本業務では、次の2者に再委託が行われている。

- ・甲者 専門業種のためとして樹木剪定の60%
- ・乙者 専門業種のためとして花壇の水やり、清掃等

再委託先の承諾は、再委託承諾申請書の内容の確認によって行われているが、申請書に記載の業務の内容や予定量が適切であるかどうかの確認までは行われていない。

受託者と再委託先の契約内容や支払状況を確認し、受託者が申請のとおりに再委託を行っているか、丸投げになっていないか等、実際の再委託の内容を検証する必要がある。

5. 健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課（旧：障害福祉担当）

【概要】

① 福祉事務所障害福祉担当の事務分掌

令和3年度の枚方市事務分掌規則は、福祉事務所障害福祉担当の事務分掌について次のとおり定めている。

福祉事務所 障害福祉担当

- (1) 障害者の福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 障害者福祉に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく入院同意に関すること。
- (4) 枚方市立障害者社会就労センターに関すること。
- (5) 介護給付費等の支給に関する審査会、障害者施設等整備審査会及び障害者地域生活支援事業者選定審査会に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

なお、令和4年度の組織再編によって、障害福祉担当は福祉事務所に属する障害企画課及び障害支援課という2つの「課」として位置づけられることとなった。

② 委託契約の状況

福祉事務所障害福祉担当における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表55】のとおりである。

【表55】主な委託契約（福祉事務所障害福祉担当）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業・地域活動支援センターI型事業）委託	特定非営利活動法人 パーソナルサポート ひらかた	随意契約 (第2号)	27,700	(1)
	社会福祉法人枚方市 社会福祉協議会		21,600	
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業・地域活動支援センターI型、II型事業）委託	特定非営利活動法人 陽だまりの会	随意契約 (第2号)	30,300	
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターI型事業）委託	社会福祉法人わらし べ会	随意契約 (第2号)	23,000	(1)
	社会福祉法人でいい 共生舎		19,800	
	社会福祉法人やなぎ の里		19,800	
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターIII型事業）委託	一般社団法人野の花 会	随意契約 (第2号)	15,300	
枚方市障害者地域生活支援事業（地域活動支援センターIII型事業）委託	特定非営利活動法人 ひまわり七宝	随意契約 (第2号)	7,500	
障がい者福祉システム運用保守委託	富士通(株) 関西支社	随意契約 (第2号)	2,772	(2)
障がい者福祉システムの令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託	富士通(株) 関西支社	随意契約 (第2号)	11,467	
令和3年度税制改正による他課用賦課マスター変更に伴う障害福祉システムの改修委託	富士通(株) 関西支社	随意契約 (第2号)	1,930	
枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業）委託	枚方市社会福祉協議会等 計222事業者	随意契約 (第2号)	289,177	(3)
枚方市障害者地域生活支援事業（通学支援事業）委託	株式会社ケアライフ等 計45事業者	随意契約 (第2号)	11,966	
旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託	社会福祉法人わらし べ会	随意契約 (第3号)	1,174	(4)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）委託

① 概要

ア) 事業内容

現行の障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）については平成 7 年に政府の障害者対策推進本部によって策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」に記載された施策の一つである「地域で共に生活するために」として障害のある人が地域で生活できる体制づくりのため、身体障害者を対象とした「市町村障害者生活支援事業」、知的障害者と障害児を対象とした「障害児（者）地域療育等支援事業」及び精神障害者を対象とした「精神障害者地域生活支援事業」の 3 つの支援事業が開始され、平成 12 年には社会福祉法において第 2 種社会福祉事業に「身体障害・知的障害・障害児の相談支援事業」が法制化された。

枚方市においては、平成 12 年度以降、身体障害者地域生活支援センターとして社会福祉法人わらしへ会及び特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかたに、知的障害者地域生活支援センターとして社会福祉法人枚方市社会福祉協議会及び社会福祉法人あい共生舎に、精神障害者地域生活支援センターとして特定非営利活動法人陽だまりの会、社会福祉法人やなぎの里に、それぞれ委託を開始した。平成 15 年には従前の措置制度から支援費制度へ変更がなされ、身体障害と知的障害の障害福祉サービスの利用等について、各障害種別への専門的な対応を行うこととなった。

平成 18 年には支援費制度に代わる障害者自立支援法が施行され、精神障害も福祉サービスに包含され、障害種別を問わないサービス体系に移行、相談支援事業についても同様の取扱いとなつた。また、法改正に伴い、これらの 6 法人の事業所は障害者地域生活支援事業における地域活動支援センター I 型及び II 型に位置づけられることとなり、また、自立支援協議会の構成員として互いに連携し、主たる障害種別を中心とした各々の強みを活かした活動を行い、バランスの取れた相談支援体制を維持している。なお、自立支援協議会とは、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、地域の障害者支援の関係機関との連携を強化し、情報交換を行うために設置され、相談支援事業所管理者、学識経験者、および障害者関係等の各団体から推薦された者で委員が構成される団体である。

これらの 6 法人は、その後、障害者総合支援法が施行されるなど複雑化する障害福祉制度についての変遷にも精通しており、市内事業者のリーダーシップをとるに足る存在となっている。

また、令和 3 年度に公募された一般社団法人野の花会についても自立支援協議会構成員と密接に関わり、有機的に市内相談支援事業体制の底上げに貢献しているところである。

一方、特定非営利活動法人ひまわり七宝については昭和 52 年より福祉作業所として、福祉作業所運営補助を受け活動をしてきたが、障害者自立支援法施行に伴い、平成 23 年度までに新体系の事業形態への移行が必要となり、地域活動支援センターⅢ型への移行を選択した。当該Ⅲ型センター事業は、法改正に伴う小規模作業所の受け皿の側面があり、指定サービス事業所への移行が可能となれば契約を変更していくが、変更についての希望はないまま現在に至っている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型事業）委託	特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた	27,700 千円
	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	21,600 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	令和 3 年度 支出額と同額	令和 3 年度 支出額と同額
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
過去の契約金額等を基に算定	専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、契約者以外にない	

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型事業）委託	特定非営利活動法人陽だまりの会	30,300 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	30,300 千円	30,300 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
過去の契約金額等を基に算定	専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、契約者以外にない	

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型事業）委託	社会福祉法人わらしへ会 社会福祉法人あい共生舎 社会福祉法人やなぎの里	23,000千円 19,800千円 19,800千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	令和3年度 支出額と同額	令和3年度 支出額と同額
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
過去の契約金額等を基に算定	専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、契約者以外にはない	

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）委託	一般社団法人野の花会	15,300千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	15,300千円	15,300千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
過去の契約金額等を基に算定	専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、契約者以外にはない	

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（地域活動支援センターⅢ型事業）委託	特定非営利活動法人ひまわり 七宝	7,500千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	7,500千円	7,500千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
過去の契約金額等を基に算定	専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、契約者以外にはない	

② 監査の結果及び意見

ア) 公募時の仕様書における契約期間の記載について【意見38】

枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）委託について、令和2年12月に公募を実施し、2団体が応募し、障害者地域生活支援事業者選定審査会における審査を経て、一般社団法人野の花会（以下「野の花会」という。）が受託者に選定された。

募集要項によれば、事業委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの単年度となっている。

令和3年度については適正な契約手順で契約が締結されており問題はない。

しかし、複数年契約を前提とした公募条件になつてないにもかかわらず、令和4年度に一者随意契約として野の花会と本契約を締結している。

その随意契約理由としては、「地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う施設です。Ⅲ型の事業内容は創的活動、生産活動、社会との交流促進等であり、Ⅲ型の業務従事者については、講習、研修の受講等の要件が設けられています。これらの専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、これまでの実績を鑑み、Ⅲ型は特定非営利活動法人ひまわり七宝及び野の花会以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により令和4年度の随意契約を締結する。」としている。

地方公共団体の契約は最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法施行令第167条の2では、一定の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされている。その要件の1つに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しない場合」（以下「2号随契理由」という。）がある。

なお、2号随契理由に関しては、以下の最高裁判所の判例において、競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定することが契約の性質に照らし又は目的を達成する上でより妥当であり、地方公共団体の利益の増進につながる場合は、2号随契理由に該当し、2号随契理由に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等を考慮し、合理的な裁量に基づいて判断すべきものとして、2号随契理由の解釈について、地方公共団体の契約担当者に一定の裁量権を認めている。

【最高裁判所判決（昭和 62 年 3 月 20 日）の裁判要旨】

- 一 普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令（昭和 49 年政令第 203 号による改正前のもの）167 条の 2 第 1 項 1 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。
- 二 地方自治法施行令（昭和 49 年政令第 203 号による改正前のもの）167 条の 2 第 1 項 1 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。

（出所：裁判所のホームページ）

本業務の令和 3 年度の公募時の審査においては 2 団体が応募し、両団体とも事業実施の適格性があるとされ、比較優位であった野の花会が選定されている。前述のとおり、公募時の仕様書には次年度以降の契約については特に記載しておらず、また、事業の実施に当たっての施設物件について枚方市内に所在し、障害者が容易に訪問可能な交通アクセスの整った立地条件であること以外の記載はない。

令和 4 年度の契約締結に当たり、2 号随契理由として、「これらの専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、これまでの実績を鑑み、野の花会以外にはない」と記載しており、実績経験を強調しているが、野の花会はわずか 1 年の実績経験しかなく、また、業務条件を満たす事業者が他に存在しない旨の記載があるが、前年度の審査を受けた 2 団体とも事業実施の適格性があるとされており、事業実施可能団体は 1 団体ではない。さらに比較優位で同団体が選定されているが、当時の優位性が長期に継続する保証はない。

したがって、令和 4 年度の本業務の契約締結に当たって地方自治法の趣旨に照らせば、事業実施の適格性を有する 2 団体が存在するため、再度公募の実施を検討すべき案件であったと考えられる。

一方で、障害者への支援業務の受託者が毎年度変更になれば、混乱を招く要因となるため、そのような事態は避ける必要がある。また、本事業に関しては「①概要 ア) 事業内容」に記載のとおり、複雑な制度変遷があるため、他の委託契約と同一に論ずることはできない。

しかし、公募に当たって、あたかも単年度契約であるかのような仕様書を作成することは、取引業者を公平に取り扱うという使命を有する地方公共団体としては問題がある。

したがって、もともと翌年度以降公募する意思がないのであれば、募集要項に安定的な事業運営の実施を前提に複数年の契約継続を明記すべきであったと考えられる。

イ) 隨意契約の継続について【意見39】

「①概要 ア) 事業内容」に記載のとおり、事業実施に当たって複雑な制度の変遷があるが、枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）は枚方市社会福祉協議会など9団体と随意契約を締結し、実施している。

令和4年度の随意契約理由書によれば、2号隨契理由は【表56】のようになっている。

【表56】令和4年度の随意契約理由書の要約

事業名	2号隨契理由
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業・地域活動支援センターI型事業）委託	これらの専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、これまでの実績を鑑み、特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会、特定非営利活動法人陽だまりの会以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により令和4年度の随意契約を締結するものです。
枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターI型事業）委託	これらの専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、これまでの実績を鑑み、社会福祉法人わらしへ会、社会福祉法人でい共生舎、社会福祉法人やなぎの里以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により令和4年度の随意契約を締結するものです。
枚方市障害者地域生活支援事業（地域活動センターII型事業・III型事業）委託	これらの専門的かつ総合的な業務条件を満たす事業者は、これまでの実績を鑑み、II型には特定非営利活動法人陽だまりの会、III型は特定非営利活動法人ひまわり七宝、一般社団法人野の花会以外にはないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により令和4年度の随意契約を締結するものです。

(出所：随意契約理由書より監査人作成)

令和3年度に公募された枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）の野の花会を除き、他の団体は、長期間に渡り契約先が変更されずに、毎年度、2号随契理由で契約を継続している。公募が実施された相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業以外に、障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センター）について事業実施が可能で同事業の受託を希望する団体が存在しないのであれば、何ら問題はない。しかしながら、事業実施が可能で同事業を受託したいという団体が存在するか否かの確認について、長期間実施されていない。

今後は取引業者を公平に取り扱うという使命を有する地方公共団体として定期的に同事業の受託者の公募を実施し、複数年契約を前提とした契約を締結することを検討する必要がある。

また、事業受託者が適切な事業運営を行っているかについて、毎年審査会等を開催して、定期的に検証する仕組みを構築する必要がある。

ウ) 決算未到来の法人の財務状態確認資料について【意見40】

枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）委託（令和3年度）の公募において2団体が応募している。応募時の提出書類に決算書があるが、野の花会は令和2年10月28日に設立されており、提出日現在、決算期（3月31日）を迎えていないので、これが提出されていない。そのため、所管課は直近設立で決算書一式、財産目録等の提出が不可能な団体として、設立時の財産目録の提出を求めたが、当該法人については一般社団法人につき、設立時に財産目録の作成義務がないため、福祉事業所の指定申請の際の予算書の提出のみを求めるにとどめたとのことである。

また、審査集計表の採点項目において「過去3年間の経営成績が安定しているか」について確認することになっているが、この審査項目は新設法人を想定したものとはなっていない。

障害者地域生活支援事業（相談支援事業・地域活動支援センターⅢ型事業）委託は、枚方市にとって継続的に実施すべき重要な事業であるため、受託者の事業運営能力は当然として、事業規模に見合う運転資金の保有は必須事項である。たとえ設立時に財産目録の作成義務がない法人であろうと、申請日に近い時点の財産目録又は貸借対照表等の提出を求めるべきである。設立後間もない事業者については確実な資金を保有していることの確認として、金融機関の預金残高証明書の提出を求めることが考えられる。

また、審査集計表の採点項目については、新設法人等についても応募を認めるのであれば「経営成績及び財政状態は事業を実施できるレベルにあるか」等に改正する必要がある。

エ) 相談記録等の把握について【意見41】

枚方市障害者地域生活支援事業（相談支援事業）委託において受託団体に寄せられる相談は様々なものがあり、地域の特性やその時代特有の問題点から生じる相談事項も少なくないと考えられる。

しかし、障害者福祉施策の大枠は厚生労働省などの政府機関が決定し、その施策を地方公共団体が実施する仕組みとなっており、全国一律で実施されるため、必ずしも地域の特性を反映するものとはなっていない可能性がある。

相談事業に寄せられる具体的な障害者の悩み及びその対応策は、今後の障害者福祉の施策を考えていく上で非常に有効な情報が含まれていると考えられる。所管課が具体的な障害者の相談内容及びその対応を把握できる機会は、同事業受託者との会合や受託者の施設への訪問時における相談事項の閲覧のことである。限られた人員で日々多くの業務を抱え、困難を伴うと考えられるが、相談事業に寄せられる具体的な障害者の悩み及びその対応を所管課が十分把握することは今後の地域の障害者福祉の立案に大きく寄与すると考えられる。

相談事項を閲覧するために受託者の施設への訪問回数を増やす、又は、相談記録の写しを提出させる等により、相談記録の閲覧の機会を増やすことが強く望まれる。

(2) 障がい者福祉システム運用保守委託他

① 概要

ア) 事業内容

障がい者福祉システム運用保守委託における保守対象は「障がい者福祉システム MCWEL」であり、保守内容はパッケージ開発部門より提供される機能の適用作業、課題対応（Q A対応、障害対応）、定期報告及び年次処理(住民税当初課税データセットアップ)を実施する内容となっている。

障がい者福祉システムの令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託は、令和 3 年度の報酬改定に伴い、現在運用中の障がい者福祉システムにおいて、国から示される障がい者自立支援給付審査支払等、システムの改修対応を適切かつ円滑に実施する内容となっている。

令和 3 年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託は、令和 3 年度税制改正に伴い、市民税課からの税情報を取り込むため、他課用賦課マスタ変更の変更箇所に対応させ、適正な事務処理を行うための改修作業を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和 3 年度支出額		
障がい者福祉システム運用保守委託	富士通(株) 関西支社		2,772 千円		
契約方法	予定価格	契約額			
随意契約（第 2 号）	2,772 千円	2,772 千円			
契約期間	契約保証金				
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除				
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由				
契約先事業者からの見積りによる	構築、環境設定、データ移行作業等を行ったシステム業者構築業者しか保守対応できないため				

契約名	契約先		令和 3 年度支出額		
障がい者福祉システムの令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託	富士通(株) 関西支社		11,467 千円		
契約方法	予定価格	契約額			
随意契約（第 2 号）	11,467 千円	11,467 千円			
契約期間	契約保証金				
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除				
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由				
契約先事業者からの見積りによる	システム改修はシステム導入業者以外ではできない				

契約名	契約先		令和 3 年度支出額		
令和 3 年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託	富士通(株) 関西支社		1,930 千円		
契約方法	予定価格	契約額			
随意契約（第 2 号）	1,930 千円	1,930 千円			
契約期間	契約保証金				
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除				
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由				
契約先事業者からの見積りによる	システム改修はシステム導入業者以外ではできない				

② 監査の結果及び意見

ア) 再委託承諾申請の提出及び承諾について【監査の結果20】

障がい者福祉システム運用保守委託において、(株)さくらコーポレーション(以下「さくらコーポレーション」という。)を再委託先とする再委託承諾申請書が受託者である富士通(株)から提出され、所管課において承諾されている。

しかし、スポット的な発注となった障がい者福祉システムの令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託及び令和3年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託については、さくらコーポレーションの職員が業務に従事しているにもかかわらず、再委託承諾申請書が提出されておらず、また、当然、承諾の決裁も存在していない。

受託者が再委託を行う場合、必ず、再委託承諾申請書を提出させ、これを承諾する必要がある。

イ) 誓約書（作業従事者用）の入手について【監査の結果21】

障がい者福祉システムの令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託においては、個人情報仕様書を添付しているが、再委託先であるさくらコーポレーションの従業員の誓約書（作業従事者用）が入手されていない。なお、障がい者福祉システム運用保守委託及び令和3年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託については再委託先の従業員の誓約書（作業従事者用）が入手されている。

これについて所管課は「さくらコーポレーションの職員についても誓約書は必要と認識しておりましたが、富士通株式会社の職員の誓約書のみの提出を受けた際、的確に追加の提出依頼を行えていませんでした。」と回答している。

しかし、最近、他の地方公共団体において受託者の関係社員が個人情報の入ったUSBメモリを紛失した事案もあり、作業従事者の自覚を促す意味から、当該委託業務に従事する全ての従業員から誓約書を入手する必要がある。

(3) 枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業・通学支援事業）委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業）は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加の促進に資することを目的とするものであり、障害者等の公共交通機関の利用を含めた移動のサポートを実施するものである。

枚方市障害者地域生活支援事業（通学支援事業）は、ひとりで通学が困難な児童・生徒を対象として、通学ガイドを派遣し、当該児童・生徒の通学のために必要な支援を行うものである。

上記 2 業務とも、当該事業を実施可能な事業者が受託を希望すれば、全ての事業者と契約をしている。ただし、実施実績に対してあらかじめ定められた対価が支払われるため、多数の事業者と契約していても余分な負担は生じない。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業）委託	枚方市社会福祉協議会等計 222 業者 (支払実績 1,000 千円以上の 契約先は 53 事業所)	289,177 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	（予算額） 336,931 千円	利用実績払い (利用者にサービスを提供した時間に応じて、最初の 1 時間までは 1,800 円、それ以後は 15 分ごとまでにつき 450 円を加算した額を基準として算定した額から、利用者負担額を差し引いた額を支払う。)
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
前年度の利用実績等を基礎に算定	委託先を障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等に限定しており、その委託料も定額の単価に基づく実績払いとしていることから、競争入札に適さない	

契約名		契約先	令和3年度支出額
枚方市障害者地域生活支援事業（通学支援事業）委託		ケアライフ等計45事業者 (支払実績1,000千円以上の 契約先は1事業所)	11,966千円
契約方法	予定価格	契約額	
随意契約（第2号）	（予算額） 11,974千円	利用実績払い (利用者にサービスを提供した時間に応じて、最初の1時間までは1,800円、それ以後は15分ごとまでにつき450円を加算した額を基準として算定した額から、利用者負担額を差し引いた額を支払う。)	
契約期間		契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日		契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由	
前年度の利用実績等を基礎に算定		委託先を障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等又は特定非営利活動法人、社会福祉法人に限定しており、その委託料も定額の単価に基づく実績払いとしていることから、競争入札に適さない	

② 監査の結果及び意見

ア) 保険証書の確認について【意見42】

枚方市障害者地域生活支援事業（移動支援事業・通学支援事業）の仕様書第2章8(3)に「任意保険もしくは共済に加入しなければならない。」とされているが、補償範囲や保険金額について特に明記していない。

仕様書に遵守すべき事項として記載している以上、重要事項といえるので、最低限の保険の補償範囲や保険金額を仕様書に明記しておく必要がある。

また、各施設が利用者に配布する重要事項説明書には、加入している保険の保険会社名、保険名及び補償の概要についての記載はあるが、保険金額についての記載がない。所管課では、各施設から保険に加入している旨の確認書及び重要事項説明書を入手しているが、仕様書に適合する保険に加入しているかを確認するため、保険証書の写しも提出させるべきである。

なお、受託者の事業規模等が異なる等の理由から、一律に事前に明記することが困難なのであれば、保険証書の写しを提出させ、受託者の事業規模等に見合った保険内容となっているかを所管課でチェックする仕組みを構築する必要がある。

(4) 旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託

① 概要

ア) 事業内容

旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託については、枚方市が障害者優先調達推進法の施行に伴う「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めていることから、枚方市自立支援協議会就労支援部会で受託者が調達可能者とされたことにより、枚方市が所有する旧枚方市立くすの木園敷地の除草作業を委託したものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託	社会福祉法人わらしへ会	1,174千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第3号）	1,174千円	1,174千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第6号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	障害者就労施設等からの物品等の調達を進めているなかで、枚方市自立支援協議会就労支援部会で受託者が調達可能者とされたため	

② 監査の結果及び意見

ア) 作業実施報告書の記載内容の充実について【意見43】

旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託に係わる作業実施報告書を閲覧したところ、作業前、作業中、作業後の写真が看板とともに掲載されているが、作業前及び作業中の看板の文字が不鮮明で非常に読みづらいものとなっている。もっと鮮明に記入する必要がある。

また、各写真の横に作業実施日、作業名、作業場所、作業実施団体を記載する様式となっているが、除草面積が約923m²と広く、また、複雑な形状となっているにもかかわらず、作業を行った場所を記載していないので、どの地点で作業を実施したかを記載せらるよう指導されたい。

イ) 見積書の内訳書の入手について【意見44】

旧枚方市立くすの木園敷地除草作業委託に係わる見積書を入手しているが、内訳書が添付されていない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約は、高齢者雇用の促進や障害者の自立を目的とするものであるが、受託者に唯一性があるという訳ではない。よって、経済合理性の確保にも一定の配慮が必要であり、所管課における積算の実施や相見積もりの徴取により、契約金額の妥当性を検証する必要がある。

よって、受託者から作業工程別等の詳細な見積内訳表を入手するとともに、相見積もり入手するなどして、契約金額の妥当性を検証する必要がある。

6. 環境部循環型社会推進室東部資源循環センター

(旧:施設管理室東部清掃工場担当)

【概要】

① 東部資源循環センターの事務分掌

枚方市事務分掌規則は、東部資源循環センターの事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 東部清掃工場の改良及び維持管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿及び汚泥を除く。)の処分に関すること。
- (3) 資源ごみ等のリサイクル処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設の公害防止に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
- (6) ごみの計量記録に関すること。
- (7) 東部清掃工場周辺地域との連絡調整に関すること。
- (8) 最終処分場の維持管理に関すること。

なお、令和4年度の組織再編により、組織の名称が東部清掃工場担当から東部資源循環センターに変更されているが、施設の名称については、東部清掃工場から変更はない。

② 委託契約の状況

東部資源循環センターにおける令和3年度の主な委託契約の状況は、【表57】のとおりである。

【表57】主な委託契約（東部資源循環センター）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
枚方市東部清掃工場運転 管理等業務委託	川重環境エンジニア リング株	随意契約 (第2号)	385,440	
広域廃棄物埋立処分場焼 却灰処分委託	大阪湾広域臨海環境 整備センター	単価契約 (相手方特定)	68,226	(1)
枚方市東部清掃工場溶融 飛灰処分委託	三菱マテリアル株 直島製鍊所／ 藤定運輸株	単価契約 (見積合せ)	26,747	(2)
令和3年度大阪湾広域廃 棄物埋立処分場等への焼 却残渣、溶融残渣等及び不 燃物(ビン・ガラスくず等) の搬出・搬送委託	都市クリエイト株	単価契約 (見積合せ)	21,616	
令和2年度枚方市東部清 掃工場 保安警備業務委 託(3年契約)	株エーティーエヌ	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	14,703	
令和3年度枚方市東部清 掃工場各種分析委託	株エヌ・イー・サポー ト	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	11,550	
令和2年度枚方市東部清 掃工場清掃業務委託(3年 契約)	株サービスルーター	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	9,240	(3)
令和3年度枚方市東部清 掃工場公害分析計保守点 検委託	中外テクノス株 関西支社	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	5,456	(4)
令和3年度一般廃棄物最 終処分場浸出水等搬送業 務委託	武田興業株	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	5,280	
令和3年度東部清掃工場 ごみ質分析委託	野村興産株 ヤマト環境センター	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	5,038	
令和3年度枚方市東部清 掃工場粗大ごみ処理施設 高圧受変電設備点検業務 委託	大阪電気保安 協同組合	指名競争入札	858	(5)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センターに、東部清掃工場から排出される焼却灰や破碎の不燃物等の残渣の埋立処分を委託するものである。大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿 2 府 4 県 174 団体が出資した廃棄物の埋立てを目的とした団体であり、一般廃棄物の残渣の最終処分を行える処分場は、近隣では当該施設しかなく、また、処分量により金額が異なることとなるため、相手方を特定した単価契約を締結している。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託	大阪湾広域臨海環境整備センター	68,226 千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約 (相手方特定)	11,110 円/1 トン当たり	11,110 円/1 トン当たり
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	免除（ただし、契約規則の根拠条項は明確でない。）	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
大阪湾広域臨海環境整備センターの定める価格による	一般廃棄物の残渣の最終処分を行える処分場は、近隣では当該施設しかないことによる	

② 監査の結果及び意見

ア) 契約保証金の免除に係る決裁について【監査の結果22】

本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センターの定める契約書の様式により契約を締結しており、契約書においては契約保証金に係る記載がなく、回議書においても契約保証金についての言及がないまま、契約保証金が免除されている。

当該契約は相手方を特定した単価契約であるため、枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 7 号の「単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。」ないしは第 8 号の「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に該当するものと考えられ、契約保証金を免除することは規則の範囲内であり問題はない。

しかし、枚方市契約規則第43条第1項は契約保証金を免除することがあるという規定であり、契約保証金は徴取することが原則で、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、受託者からの申請に基づき、東部資源循環センターにおいて決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。

(2) 枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託

① 概要

ア) 事業内容

東部清掃工場の灰溶融炉から排出される溶融飛灰（焼却灰の溶融処理の過程で発生する飛灰）について、従前は大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立処分していたが、再利用可能な金属類が含まれていることから、平成26年度より、溶融飛灰から金属類を回収・再利用を行う処理（山元還元という）を専門業者に委託することとした。

本業務は大きく、東部清掃工場から排出される溶融飛灰を収集・運搬する業務と、自社工場内で収集した溶融飛灰から金属類を回収・再利用処理を行う業務の2つに区分される。

これらの業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定される【表58】に記載する2区分（収集運搬業及び処分業）の許可を受けていることが必要となる。

【表58】本業務の履行に必要となる廃掃法上の許可

業務内容	廃掃法上の許可
溶融飛灰を収集・運搬する業務	本業務履行に要する第14条第1項に基づく産業廃棄物（種類：「汚泥・ばいじん」）収集運搬業の許可
溶融飛灰から金属類を回収・再利用処理を行う業務	本業務履行に要する第7条第6項に基づく一般廃棄物（種類：「汚泥・ばいじん」）処分業の許可

（出所：指名競争入札補足説明書をもとに監査人作成）

そして、指名競争入札補足説明書においては、「A方式」として、指名業者単独で入札することを基本としているため、入札参加資格として、【表58】に記載する廃掃法における2区分ともに許可を受けていることが求められる。

ただし、指名業者が2区分のいずれかの許可を受けていない場合には、「B方式」として、業務提携企業と共に入札金額を積算し、応札することも認めている。この場合には、収集運搬業を担当する者が本業務履行に要する収集運搬業の許可を受けていること、有効利用分の処分業を担当する者が本業務履行に要する処分業の許可を受けていることが求められる。

また、この業務を実施できる収集運搬業者、処分業者は少なく、かつ処分費の抑制が見込まれることから、契約の安定性を確保するため複数年契約（3か年）とし、処分量により金額が異なることとなるため、単価契約によっている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先 ^(注)	令和3年度支出額
枚方市東部清掃工場溶融飛灰 処分委託	処分業務：三菱マテリアル㈱ 直島製錬所 収集運搬業務：藤定運輸㈱	26,747千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約（見積合せ） 不調による随意契約	処分料 37,301円 /1トン当たり 収集運搬料 11,000円 /1トン当たり	処分料 37,300円 /1トン当たり 収集運搬料 11,000円 /1トン当たり
契約期間	契約保証金	
自 令和2年4月1日 至 令和5年3月31日	契約規則第43条第1項第7号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
参考見積りに基づき積算した金額による	郵便による見積合せを実施したもの不調となつたため	

(注)指名競争入札補足説明書における「B方式」の入札者が落札したため、枚方市は、収集運搬業を担当する者（藤定運輸㈱）、処分業務を担当する者（三菱マテリアル㈱）のそれぞれと契約を締結している。

② 監査の結果及び意見

ア) 契約書及び仕様書における提出書類の不備について【監査の結果23】

約款第9条第3項に基づき、受託者は、業務責任者及び業務履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名を東部資源循環センターに通知しなければならないとされているが、業務責任者等届が提出されていない。

また、同じく約款第3条に基づき、受託者は、契約の締結後すみやかに、仕様書に基づいて、契約金額内訳書及び工程表を作成し、東部資源循環センターに提出しなければならないが、これらの書類の提出もされていない。

さらに、枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託仕様書 12. 提出書類では、受託者は、「業務計画書（目的）、委託期間、委託内容、搬送経路図、使用する車両リスト、安全衛生について、業務従事者名簿、緊急連絡体制表等、再利用に関するフロー」を提出することとされている。このうち、搬送経路図、使用する車両リスト、業務従事者の記載を兼ねた連絡体制図（緊急含む）、再利用に関するフローは提出されていたものの、明確に業務計画書と記載された一連の資料としては整えられていなかった。

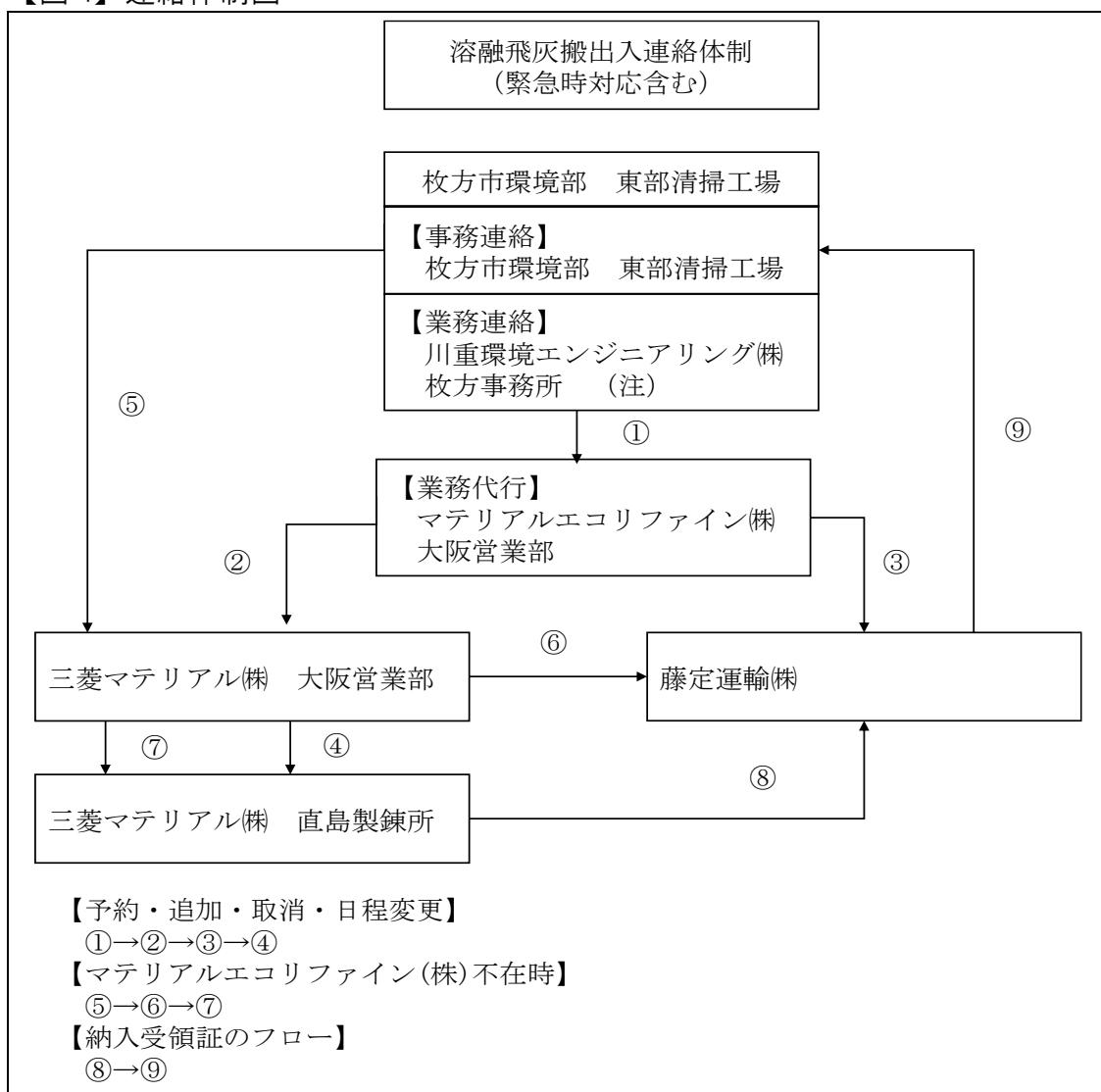
約款や仕様書で提出を求めているものについては入手するよう改め、入手する必要がないのであれば、実態に合わせ仕様書を変更する必要がある。

なお、東部資源循環センターは、当該事案について、監査の期間中に必要な書類を入手しており、改善がなされている。

イ) 再委託の承諾について 【監査の結果24】

受託者より提出された連絡体制図（【図4】参照）では、マテリアルエコリファイン株が業務代行として記載されている。

【図4】連絡体制図



注1: 連絡体制図より、担当者名、電話番号、ファックス番号は除いている。

注2: 川重環境エンジニアリング株は、東部清掃工場運転管理等業務の受託者である。

(出所: 連絡体制図をもとに監査人作成)

マテリアルエコリファイン株は三菱マテリアル株の子会社であるが、藤定運輸株への収集運搬指示や結果の報告など、一連の作業の指示、連絡調整業務を行っており、本業務実施においては、重要な立場にあると考えられるが、契約書においては、契約当事者にはなっておらず、再委託の承諾の手続も実施されていない。

約款第7条では、「受注者は業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、また請け負わせてならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」とされているため、必要な手続を行うことが求められる。

なお、東部資源循環センターは、当該事案について、監査の期間中に必要な書類を入手し、手続を実施しており、改善がなされている。

ウ) 委託料の支払方法について【監査の結果25】

指名業者である三菱マテリアル株は、収集運搬業の許可を受けていないため、当該許可を受けている藤定運輸株を収集運搬業者とし、指名競争入札補足説明書における「B方式」により入札に参加している。「B方式」の場合、それぞれの業者と契約を締結するものとしているため、処分業務については三菱マテリアル株と、収集運搬業務については藤定運輸株と、それぞれ契約を締結している。

そして、委託料の支払については、「B方式」の場合、指名競争入札補足説明書において、それぞれの業務の受託者に直接支払うことが明記されている。

しかし、令和元年度以前における本業務と同種の契約では、枚方市と三菱マテリアル株、藤定運輸株の三者で覚書を締結し、処分料、収集運搬料は三菱マテリアル株に支払い、収集運搬料を三菱マテリアル株から藤定運輸株に支払うことになっていた。

一方、令和2年度以降の契約締結に当たり、入札・契約事務を所管する契約課において、契約上、それぞれの契約相手方に支払うべきところ、覚書をもって一括して支払うことは明瞭性を欠くと判断され、それぞれの業者に直接支払うように変更した。

この結果、令和2年度以降の契約においては、従前のような、「処分料、収集運搬料を一括して支払う」という覚書が存在しないこととなったが、契約課と東部資源循環センターの連携が十分でなかったため、東部資源循環センターでは本契約においても、従来どおりの覚書が締結されているものと誤認していた。

そのため、毎月末締めで翌月に支払われる委託料について、契約の開始した令和2年4月1日から監査の時点に至るまで、三菱マテリアル株から処分料と収集運搬料を合算した金額で請求を受け、支払を行っている。（当然ながら、枚方市は藤定運輸株への支払を行っていない。）

令和2年4月から令和4年7月までにおいて、本来、枚方市が藤定運輸株に直接支払うべきであった金額は、14,465,880円である。

この点、東部資源循環センターに対して、三菱マテリアル(株)から藤定運輸(株)への支払の状況について確認を求めたところ、三菱マテリアル(株)から藤定運輸(株)への支払を行っていると回答を得たとのことであった。

また、今回の指摘を受け、東部資源循環センターでは、三菱マテリアル(株)から藤定運輸(株)への支払を証する書類として、令和2年4月分から令和4年10月分までの藤定運輸(株)から三菱マテリアル(株)への請求書等の提出を受け、確認が行われている。

このように、実質的な問題はないことが確認できたが、この支払方法は、契約書と合致していないこととなるため、枚方市、三菱マテリアル(株)及び藤定運輸(株)の三者で協議し、11月分から適正に行うことである。

なお、平成4年度中に灰溶融炉が休止されることに伴い、当該委託業務は、令和4年度末をもって終了する。しかし、廃掃法の規制等により、今後、同様の契約形態が発生する場合には、契約手続等に与える影響に留意されたい。

(3) 令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3年契約）

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、東部清掃工場内の各施設と空調機器等の清掃業務である。清掃場所は、管理棟、工場棟及び破碎棟の事務室、会議室、トイレ、守衛室、計量棟、建物周囲などがある。清掃は日常清掃については年末年始と祝祭日を除く月曜日から金曜日の毎日、定期清掃については窓ガラス、床、吸排気口などの項目により、祝祭日に年1回又は2回の頻度で実施される。業務引継ぎの効率性や複数年契約によるコスト圧縮のため、3年間の複数年契約によっている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託（3年契約）	(株)サービスルーター	9,240千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	29,717千円	27,720千円
契約期間	契約保証金	
自 令和2年4月1日 至 令和5年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
国土交通省の建築保全業務積算要領を基準とし、積算を行っている	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 清掃業務の実施確認及び仕様書への明記について【監査の結果26】

本業務は仕様書において日報や報告書の提出を求めておらず、清掃の実施を確認し得る証跡が残されていない。また、清掃の立会や検査も実施していないため、確認が何も行われていない状況である。日常清掃については、職員が勤務している間に行われるため、実質的に確認されているといえなくはないが、定期清掃は祝祭日に実施することとしているため、確認する職員が出勤していない場合がある。

日常清掃については、清掃箇所、清掃実施者を記載した日報を提出させ、仕様書で求める日常清掃がなされていることを確認すべきである。また、定期清掃は作業への立ち合い、又は清掃実施後に検査を行うことなどにより、仕様書で求める定期清掃がなされていることを確認すべきである。

また、仕様書には検査の実施方法についてあらかじめ明記するよう改めるべきである。

(4) 令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、東部清掃工場に設置されている公害分析計（煙道用排出ガス測定装置）の保守点検業務委託である。公害分析計は、煙突入口 1号炉に 3 基、2号炉に 3 基、焼却炉バグフィルター出口 1号炉に 1 基、2号炉に 1 基、溶融炉バグフィルター出口に 2 基設置されている。公害分析計のメーカーは、京都電子工業製と堀場製作所製の 2 種類である。点検には、2 週間に 1 回の日常点検と 1 か月・3 か月及び年に 2 回実施する焼却炉の定期補修工事時に実施する定期点検がある。また、委託料には交換用の消耗品の購入も含まれており、仕様書に一覧が記載された消耗品の納入が求められている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託	中外テクノス(株)関西支社	5,456千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	6,010千円	5,456千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
国土交通省労務費単価とメーカー単価に基づき算定	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 点検項目明確化の必要性について【意見45】

本委託業務における点検項目について、仕様書では次のように記載されている。

【仕様書（抜粋）】

8. 各分析計保守点検内容
 - (1) 公害分析計の日常点検は2週間に1回、定期点検（1か月・3か月及び年に2回実施する焼却炉の定期補修工事時の点検）について計画的に実施すること
 - (2) 公害分析計の点検方法については、機器取扱説明書の記載事項を原則とすること。
 - (3) (省略) 消耗品・試薬及び標準ガス灯の交換時期
 - (4) (省略) 点検日程
 - (5) (省略) 作業連絡
 - (6) 煙道2か所の排ガスサンプリングプローブの点検を月1回行うこと。なお、場所によっては安全帯を使用すること。
 - (7) (省略) 記録方法
 - (8) (省略) トラブル発生時
 - (9) (省略) 定期交換部品の初期不良

（下線は監査人が追加。）

仕様書の(2)及び(6)が点検方法についての記載であるが、具体的な点検項目や点検方法の記載がない。(2)の公害分析計については、「機器取扱説明書の記載事項」を原則とすると記載されているが、機器取扱説明書を確認したところ、点検項目は膨大であり、(1)で求める頻度ごとに点検項目が整理されているわけではなく、頻度が異なる点検も多数記載されている。

一方、業務開始時に提出させる業務計画書においても具体的な点検項目や点検方法についての記載はなく、東部資源循環センターと受託者との間で、点検項目、点検方法の合意も行っていない。

この結果、仕様書の(6)において、排ガスサンプリングプローブの点検については、月1回と明記されているが、それ以外の点検項目については、頻度の記載がなく、2週間に1回の日常点検並びに1か月・3か月及び年2回の定期点検でどのような点検項目を実施すべきか、判然としない状況となっている。

一方、東部資源循環センターは、点検業務終了後に提出される現地作業報告書（「ウ）現地作業報告書における点検種別の記載について【監査の結果28】」（135ページ参照）によって、点検項目、点検方法の確認を行っているとのことである。

しかし、この現地作業報告書においても、機器取扱説明書で記載されているほど詳細な項目の記載はなく、機器取扱説明書が求める点検項目が網羅されていることが確認できない。さらに、当該委託業務は毎年度、一般競争入札により委託を実施しているが、他の年度における他の受託者からの報告書と比較したところ、報告項目が相違しており、受託者によって点検項目が異なっている可能性がある。

なお、仕様書については、事細かに点検項目、方法を記載する方法もあるが、要求水準を示すことで、必要な点検項目や方法について、業者に一任することも考えられる。

東部資源循環センターによると、当該業務における必要な要求水準は次の事項とのことであった。

- ・ゼロガスとスパンガスで測定機器の校正作業が行われているか
- ・部品が交換されているか
- ・機械に要求する流量のガスが流れているか

「機器取扱説明書の記載事項」を原則とするといった抽象的な記載でなく、点検の頻度ごとに、具体的な点検項目と点検方法を記載するか、求める要求水準を記載するよう改めるべきである。

イ) 工程表における点検実施日の記載について【監査の結果27】

日常点検については、仕様書上2週間に一度実施することとされているが、契約締結後に提出された工程表上、実施日が月に1回分しか記載されていない（【表59】参照）。

【表 59】工程表における点検実施日の記載（抜粋）

業種	種別	4月	5月	6月
公害分析計点検	日常点検	7日(木)	7日(金)	1日(火) 29日(火)
	1か月点検	20日(火)	<u>18日(火)</u>	15日(金)
	3か月点検		<u>18日(火)</u>	
	定期補修 工事点検			

(下線は監査人が追加。)

1か月点検は4週目に行う2週間点検実施と合わせて行い、3か月点検は日常点検と1か月点検実施に合わせ、実施することとなっているとのことであり、実際には実施しているが、工程表上、記載していないだけのことであった。

しかし、【表 59】の5月 18 日のように、3か月点検は1か月点検と同日に実施している場合にも記載しており、整合性を欠く。

工程表上、日常点検の実施日も明確に記載しておくべきである。

ウ) 現地作業報告書における点検種別の記載について【監査の結果28】

「ア) 点検項目明確化の必要性について【意見 45】」(132 ページ参照)で述べたとおり、現状のように要求水準を示す方式を探らなければ、2週間に1回の日常点検並びに1か月・3か月及び年2回の定期点検のそれぞれにおける点検項目を明確化する必要がある。その上で、点検業務終了後に提出される現地作業報告書においてそれぞれの点検項目に対する実施結果を明確に把握できるようにする必要がある。

この点、受託者が点検業務終了後に提出している現地作業報告書の内容を確認したところ、次のような状況となっていた。

具体的には、現地作業報告書は次のような様式となっている。

【現地作業報告書（一部抜粋）】

現 地 作 業 報 告 書		引当No.			
		Job No.	2020-0604-14-0150		
お客様名	枚方市 様			ご承認印	
ご担当名	枚方市東部清掃工場 様				
お電話	072-858-6962				
業務名	枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検				
下記の通りご報告申し上げます。ご確認のうえ、ご承認くださいます様お願い申し上げます。					
作業種類	該当	作業種類	該当	運転状況	
日常点検		6ヶ月点検		1号炉：稼動中 <input checked="" type="checkbox"/> · 停止中 <input type="checkbox"/>	
1ヶ月点検		1年点検		2号炉：稼動中 <input checked="" type="checkbox"/> · 停止中 <input type="checkbox"/>	
3ヶ月点検		緊急点検		溶融炉：稼動中 <input checked="" type="checkbox"/> · 停止中 <input type="checkbox"/>	
	分析計名称	型式名	製造番号	製造年月	結果
煙突入口	1号: NOx・SO2・CO・O2計	ENDA-5610	44287310211	2007.9	レ
	1号:HCL・ばいじん計	HL-36N/HD-26	DMF77A50/EXB87818	2007.10	レ
	2号: NOx・SO2・CO・O2計	ENDA-5610	44287310212	2007.9	レ
	2号:HCL・ばいじん計	HL-36N/HD-26	DMF77A51/EXB87819	2007.10	レ
焼却BF出口	1号: NOx・CO・O2計	ENDA-5420	44287310011	2007.10	レ
	2号: NOx・CO・O2計	ENDA-5420	44287310012	2007.10	レ
溶融出口	Nox・SO2・CO・O2計	ENDA-5610	4393272001	2007.7	レ
	HCL計	HL-36N	DMF77821	2007.7	レ
(結果) レ: 正常 ×: 特記有り					

そして、日常点検と1か月点検が同日に実施された場合は、両方の「該当」欄に○を付すこととなっているが、日常点検に○が付されていないものがあった。

また、日常点検及び1か月点検を兼ねる場合の3か月点検の現地作業報告書において3か月点検のみに○が付され、日常点検と1か月点検の実施が確認できないものや、6か月点検の現地作業報告書において6か月点検のみに○が付され、日常点検と1か月点検、3か月点検の実施が確認できないものがあった。

定期点検は日常点検を実施した上でないと実施できないものであり、日常点検及び定期点検を兼ねる場合の日常点検は、必ず実施されているとのことであったが、そもそも、日常点検、1か月点検、3か月点検、6か月点検で実施すべき事項が仕様書上明確にされていないため、実施すべき点検項目とその結果すら明確でない。

よって、仕様書における点検項目を明確化した上で、現地作業報告書を日常点検及び定期点検で実施した項目とその結果がわかるような様式に改めるべきである。

(5) 令和3年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、東部清掃工場における粗大ごみ処理施設の高圧受変電設備の年一度の定期点検業務である。過電流継電器、高圧地絡継電器、不足電圧継電器、漏電警報機に係る外観点検、清掃、増締、絶縁抵抗測定、遮断速度測定試験、動作特性試験など（機器により異なる）の業務である。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設高圧受変電設備点検業務委託	大阪電気保安協同組合	858千円
契約方法	予定価格	契約額
指名競争入札	1,015千円	858千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年12月13日 至 令和4年3月11日	契約規則第43条第1項第6号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
参考見積りに基づき積算した金額による	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 仕様書上の資格者の記載について【意見46】

枚方市東部清掃工場運転管理等業務委託において、電気主任技術者の資格を有する者が配置されているため、本業務の実施に当たっては、法令上、有資格者の配置が必須となるものではないが、東部資源循環センターでは、業務の信頼性を確保するために、業務着手時に業務従事者の名簿を入手し、従事者の資格保有状況を確認している。さらに、業務責任者については、資格証明書の写しも入手している。

一方、仕様書には業務従事者の資格の必要性について記載されていなかった。資格者のいない事業者が当該業務を受託すること、もしくは無資格者が当該業務に従事することを避けるため、要求する資格について仕様書に明記する必要がある。

7. 都市整備部施設整備室

【概要】

① 施設整備室の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、施設整備室の事務分掌について次のとおり定めている。

施設整備室 施設計画課（旧：総務・計画担当）

- (1) 市有建築物(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る教育機関に係る施設を含む。以下同じ。)の新設並びに改良工事の計画及び調整に関すること。
- (2) 市有建築物の定期点検の調整に関すること。
- (3) 市有建築物の建築物に係る定期点検の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 公共施設等の整備に係る PFI 事業の計画及び調整に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (5) 小中学校体育館空調設備整備 DBO 事業者選定審査会に関すること。

施設整備室 建築課（旧：建築担当）

- (1) 市有建築物の新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行(建築設備及び土木に係るものにあっては、別に定めるものに限る。)に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に係る PFI 事業の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 禁野小学校設計施工(DB)事業者選定審査会に関すること。

施設整備室 設備課（旧：設備担当）

- (1) 市有建築物の建築設備に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 市有建築物の建築設備に係る定期点検の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 公共施設等の建築設備の整備に係る PFI 事業の実施に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。

施設整備室 施設管理課（旧：管理担当）

- (1) 市有建築物の土木に係る新設、改良、災害復旧及び補修工事の設計及び施行に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る学校用地及び学校関連用地の管理に関すること。
- (3) 市有建築物の環境整備に関すること。

なお、施設整備室の各課は、令和 3 年度においては、施設整備室の「担当」という位置づけであったが、令和 4 年度の組織再編によって施設整備室に属する 4 つの「課」として位置づけられることとなった。

② 委託契約の状況

施設整備室における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表60】のとおりである。

【表60】主な委託契約（施設整備室）

(単位：千円)

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (特別管理産業廃棄物)処理委託(施設整備室)	中間貯蔵・環境安全事業(株)	随意契約 (第2号)	121,565	
令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託 (その1～その4)	その1 (株)創建社ディーアンドアール設計	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	14,857	(1) (2)
	その2 コンストラクションインベストメントマネジャーズ(株)		13,708	
	その3 (有)ネオジオ		17,883	
	その4 (有)ネオジオ		20,496	
	合計		66,946	
学校空調設備保守点検業務委託 (その1～その4)	その1 (株)サーモビルダー	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	9,421	(1) (3)
	その2 (株)サーモビルダー		8,250	
	その3 (株)サーモビルダー		8,250	
	その4 不二熱学サービス(株)		13,860	
	合計		39,781	
(仮称)枚方市総合文化芸術センター建設工事工事監理業務委託	(株)日建設計	随意契約 (第2号)	38,868	
高陵小学校校舎等解体撤去工事設計委託	(株)栄和設計事務所	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	17,600	
学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託(R3-1)	(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	随意契約 (第2号)	8,628	(4)
令和3年度学校整備計画実施設計委託(建築)	(株)阿波設計事務所	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	8,605	(1)
令和3年度市有建築物保全計画に伴う改修工事実施設計委託(建築その2)	(株)can-archi design system	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	6,921	(1)
樟葉西調理場ドライ化改修工事設計委託	(株)小笠原設計	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	7,230	(1)

(注)項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 施設整備室における共通的事項

① 概要

施設整備室において監査の対象とした委託業務において、共通的に見受けられた事項について、本項において取り上げることとし、個別の委託業務に対する監査の結果及び意見については、(2)以下で取り上げることとする。

【表 61】は、次に述べる施設整備室において共通する意見を整理したものである。

【表 61】施設整備室における共通事項

件名	ア) 再委託	イ) 履行確認
令和3年度学校トイレ改修他実施設計委託（後述(2)）	※	該当
学校空調設備保守点検業務委託（後述(3)）	—	該当
令和3年度学校整備計画実施設計委託（建築）	該当	該当
令和3年度市有建築物保全計画に伴う改修工事実施設計委託（建築 その2）	該当	該当
樟葉西調理場ドライ化改修工事設計委託	該当	該当

(注) ※：再委託に関する個別的な意見を記載している（後述の【意見 49 及び 50】参照）。

② 監査の結果及び意見

ア) 再委託承諾申請書の提出漏れについて【監査の結果29】

改修工事に係る実施設計委託業務において、アスベスト調査が含まれており、受託者は専門業者に再委託しているが、再委託承諾申請書が提出されないまま再委託により業務が実施されているものが見受けられた。

約款における再委託に関する条項においては、仕様書において指定した軽微な部分に関するものについて再委託承諾申請手続は不要とされているが、仕様書を確認しても、当該調査業務について軽微な部分として指定する記載はなく、本来的には再委託承諾手続が必要であったと考えられる。

【約款（建築設計）（抜粋）】

（一括再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（以下略）

（下線は監査人が追加した。）

この点、枚方市として、再委託を禁止する主たる部分や再委託の承諾を要しない軽微な部分について明確な定義がなく、施設整備室としては、設計業務に付随する調査業務は軽微な部分に該当し、承諾を要するものではないと考えていたとのことである。

他市においては、主たる業務、従たる業務、軽微な業務に分けて、従たる業務は再委託可能にする場合における詳細なガイドラインを作成している例もあるが、枚方市においてそのようなガイドライン等はなく、明確に区分されていないため、調査業務についても受託者が他の業者に再委託しているのであれば、再委託の承諾手続が必要と考えられる。

今後、再委託の承諾における具体的な業務の区分方法について、枚方市全体として検討する必要があるが、付随する調査業務であったとしても軽微な部分として仕様書で指定されていない場合は、再委託承諾手続を実施する必要がある。

なお、今回の指摘を受けて、施設整備室では、令和4年度におけるアスベスト調査等の業務については、再委託承諾手続を行っており、改善されている。

イ) 履行確認手続の明確化について【意見47】

施設整備室においては、委託業務の完了に際して、完了届、仕様書における提出物の内容及び提出状況を確認した上で、完了検査を行い、履行確認を実施しているが、当該確認作業を実施した証跡が残されておらず、事後的に当該確認作業が実施されたことを疎明する資料が保存されていない状況が確認された。

当該事象が発生した主な要因としては、そもそも履行確認に係るマニュアルや手順書等が存在しておらず、どのような確認手続を実施すべきか、またどのような記録を作成すべきか等の手續が明確に決まっていないことが考えられる。

また、ルールが存在しないことから、履行確認手続は調査職員や検査職員の判断で実施され、属人的なものとなるリスクも存在する。

委託業務の内容により確認すべき内容は異なると考えられるため、全ての委託業務において統一的なチェックリストを作成することが困難であることは理解できる。しかし、後述の「(4)学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託(R3-1)」では、履行確認のチェックリストを作成し、確認の証跡が残されており、他の委託業務においても参考とすべき事例もあった。

このような事例を参考に、履行確認に係る最低限実施すべき手続を明確化し、その手続を実施した証跡を残すことにより、施設整備室における全ての委託業務について、事後的に履行確認を適切に実施したことが確認できるよう、改善する必要がある。

(2) 令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、学校トイレの改修における実施設計を委託するものであり、委託内容は次のとおりである。

1. 現地調査
 - ・現地状況の調査と把握及び既設図面との照合
 - ・設計で撤去となる建材について、有資格者にてアスベストの含有調査を行い、報告書を提出すること
2. 工事部分の現況写真の撮影
 - ・各工事部分の現況について各方向から撮影すること
 - ・隠ぺい部分（天井内、人孔内等）についても必要箇所は全て開け、十分調査、写真撮影すること。必要箇所の設備の仕様、配線、配管の種類等必ず現況確認すること
3. 工事部分の設計及び設計図書の作成
 - ・改修内容については「学校トイレ改造他実施設計委託 工事一覧」による
 - ・改修トイレのレイアウトについての提案を行うこと。レイアウトの決定にあたっては、調査職員及び学校関係者と十分協議のこと
4. 「実施設計チェックリスト」、「図面作成チェックリスト」による確認
 - ・設計、積算の内容について十分な確認を行うことを目的として、「実施設計チェックリスト」（建築・電気設備・機械設備）、及び「図面作成チェックリスト」（建築）を活用し検証すること。その上で、チェックリストを提出すること
5. 打合せ簿の作成等
 - ・諸官庁等の事前打ち合わせ及び議事録の作成、本市調査職員との打ち合わせ議事録の作成、必要申請書類の作成及び提出

イ) 委託契約の概要

令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託のうち、（その3）及び（その4）の概要は次のとおりである。

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託（その3）	（有）ネオジオ	17,883千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	23,876千円	17,883千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年6月30日 至 令和4年2月18日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
官積算	—	

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託（その4）	(有)ネオジオ	20,496千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	23,184千円	20,496千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年6月30日 至 令和4年2月18日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
官積算	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 予算の見積り方法について【意見48】

令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託（その1～その4）に対する予算である学校園施設改善事業経費の予算額は、小学校費トイレ改善事業経費（実施設計委託料）19校分73,440千円及び中学校費トイレ改善事業経費（実施設計委託料）11校分54,000千円の合計127,440千円が計上されている。

一方、決算額を確認したところ、小学校費トイレ改善事業経費（実施設計委託料）41,850千円及び中学校費トイレ改善事業経費（実施設計委託料）25,095千円の合計66,946千円が計上されており、予算額と決算額の差額は60,494千円（予算比△47.4%）と大きく乖離している状況が確認された。

当該事象が発生した要因としては、予算については概算の工事費用に一律8%を乗じて計算していたことによるものである。この8%という率は枚方市教育委員会が作成している「枚方市学校整備計画」において設計委託費を工事費の8%としていることから、当該係数を利用したものであるが、当該係数については過去より見直しがなされておらず、建築資材相場や人件費等の物価変動が反映されないまま利用されていると考えられる。

これらの乖離を防止するため、令和4年度の予算については、概算工事費用に発注時に使用する設計委託料算定式を用いて算出し、精度を上げる手法で改善に向けて取り組んでいるとのことである。

今後とも、前年度実績を加味するなどして算定した適切な係数を使用することにより、精度の高い予算を策定する必要があると考えられる。

イ) 受託者の業務履行能力の確認について【意見49】

令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託（その3）及び（その4）において、再委託理由が「業務量が多い為」となっている再委託承諾申請書が、それぞれ2

件ずつ受託者から提出され、施設整備室により承諾されているものが見受けられた。

再委託に関して、業務の一部について受託者の能力を超える専門技術が必要である旨の理由による承諾の申請であれば理解できるが、「業務量が多い」との理由は、そもそも落札業者の規模では委託業務を適切に実施できない状況にあったのではないかとの疑義が生じる。

落札業者の適切性の判断について、契約課では入札要件に従って判断しているが、委託業務の発注に際して、会社の規模、業務の履行可能性等まで考慮した入札要件を定めていないことがあるため、会社の能力を超えた業務内容の契約が締結される可能性がある。

実際、（その3）及び（その4）は、一般競争入札の結果、「①概要 イ) 委託契約の概要」に記載したとおり、同一の事業者が落札しているが、どちらか一方であれば、再委託を行わなくても履行が可能であるが、2つの業務を並行して履行することができないという状況であった可能性もある。

この点、例えば、同日に開札する競争入札の案件で落札者を決定する順序をあらかじめ決めておき、先に落札者となった者のその後の入札を無効とするなどの対応も考えられる。

今後、受託者の業務履行能力を超える契約の締結を防止する手法及び審査基準の策定等について発注担当部署と契約課の間で協議し、検討する必要がある。

ウ) 再委託割合に係る承諾基準について【意見50】

令和3年度学校トイレ改造他実施設計委託（その3）及び（その4）における再委託承諾申請書については、（その3）が8件、（その4）が6件提出され、承諾されているが、その再委託の業務予定量が合計で80%となっており、業務の大部分が再委託されている状況が確認された。

他市においては、契約金額に対して50%以上に相当する業務の再委託は再委託を禁止する主たる業務に該当するなどといった定量的な基準を設けている例があるが、枚方市では、約款において、全部を一括で再委託することを禁止しているものの、それ以外に再委託の割合についての要件は記載されていない。

このため、極端な例ではあるが、全部を一括するのでなければ、委託業務を分散することにより業務全体の99%を再委託しても承諾されることになり、当該禁止事項は形骸化している可能性がある。

よって、受託者が再委託承諾申請書を作成する際の再委託金額や理由などの記載要領及び枚方市における審査基準の策定等について検討する必要がある。

(3) 学校空調設備保守点検業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務の具体的な業務内容は、次のとおりである。

1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検 年 4 回
2. フィルター清掃 年 2 回
3. 空調設備保守点検 年 1 回
4. 空調機器の異常が認められた場合は、その都度現場にて不具合内容の確認、調整等を行い正常な状態へ回復させる。
5. 不具合内容の確認を行った結果、部品交換など修理が必要な場合は、不具合内容の報告及び修理対象機器のメーカー名、形式など修理依頼に必要な情報の提供を行うこと。
6. 一次対応においての軽微なもの（ネジの交換、部品交換を要しない軽易な調整等）は、本委託内容に含むものとする。

イ) 委託契約の概要

学校空調設備保守点検業務のうち、（その 1）の概要は次のとおりである。

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
学校空調設備保守点検業務委託（その 1）	（株）サーモビルダー	9,421 千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	15,108 千円	9,421 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 2 号により免除 (本来は第 1 号 【監査の結果 30】参照)	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
参考見積比較	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 契約保証金免除条項について【監査の結果 30】

学校空調設備保守点検業務委託（その 1）において、契約保証金を枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 2 号により免除しているが、受託者から提出された書類は同項第 1 号の履行保証保険証書であることから、本来は、第 1 号による免除とすべきであった。

契約課において、落札決定後に落札者に対して契約保証の種類を確認し、契約書（案）を作成した後、実際の提出書類によりその妥当性を確認することになっている。しかし、落札者から回答があった契約保証の種類と落札者から提出された契約保証の種類が異なっていることが契約課において看過され、誤った免除条項が記載されたまま契約が締結されていた。

今後、確認作業の手順の有効性を検証するとともに、確認手順を周知徹底することにより、適切な契約書が作成されるよう改善が必要である。

【枚方市契約規則（抜粋）】

第43条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

以下略

イ) 定期点検報告事項の対応管理について【意見51】

本業務に含まれている定期点検業務が実施された後に、受託者から点検結果が報告されることになっているが、施設整備室においては、担当者が結果報告を確認した上で、早急に対応すべき項目、当期中でなく来期に補修すればよい項目等に区分し今後の対応方法を決定している。しかし、各検出事項について決定した対応方法について、記録を残すこととしているが、一部記録漏れがあったため、定期点検における報告事項について、網羅的かつ適切に対応されたかどうか事後的に確認ができない状況となっていた。

その主な要因は、定期点検における報告事項については緊急性が低いものが多いこと及び緊急性が高いものについては、随時連絡が入っており早急に対応している場合がほとんどであり、重要視されていなかったことであると考えられる。

今後、定期点検における報告事項についても緊急対応時と同様に管理台帳に漏れなく記載することにより、網羅的かつ適切に対応がなされたことを事後的に確認できるようにすべきである。

(4) 学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託 (R3-1)

① 概要

ア) 事業内容

本業務の具体的な内容は、次のとおりである。

1. 調査確認業務
2. 土地表題登記業務
3. 地目変更登記業務
4. 建物登記業務
5. 書類作成・申請業務
6. 報告業務（完了後の登記完了証及び登記事項証明書の添付）
7. 境界確定業務（復元・測量）
8. 境界標埋設業務
9. その他

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
学校園敷地等に係る調査・測量・登記関係業務委託 (R3-1)	(公社)大阪公共嘱託登記土地 家屋調査士協会	8,628千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	8,628千円	8,628千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月9日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除 (ただし、契約書には記載なし。)	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
一者見積	経験及び知識を特に必要とするため	

② 監査の結果及び意見

ア) 受託者様式による契約条項の検証について【意見52】

本契約においては、枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用しているが、枚方市契約規則第38条第1項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていなかった。

確かに、枚方市契約規則第38条第1項では、契約の性質又は目的により該当のない事項については省略することができるとされているが、契約保証金は地方自治法施行令第167条の16第1項の規定により、徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第43条の該当号を明記しておくべきである。

8. 土木部みち・みどり室

【概要】

① みち・みどり室の事務分掌

枚方市事務分掌規則は、みち・みどり室の事務分掌について次のとおり定めている。

みち・みどり室 道路公園管理課

- (1) 道路、公園及び河川の境界明示、占用許可及び管理に関すること。
- (2) 法定外公共物の境界明示、使用許可及び管理に関すること。
- (3) 開発事業等に伴う道路及び公園に係る指導及び関係部課との連絡調整に関するこ
と。
- (4) 市道路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (5) 道路の区域決定及び供用開始に関すること。
- (6) 私道の市道化の促進及び寄附収受に関すること。
- (7) 国又は大阪府の管理する公園、河川及び水路に係る連絡調整に関すること。
- (8) 緑化の推進及び緑地の保全に関すること。
- (9) 廃自動車認定審査会及び花と緑のまちづくり事業選定審査会に関すること。

みち・みどり室 維持補修課

- (1) 道路、公園及び河川の維持補修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 交通安全施設及び法定外公共物の維持補修に関すること。

みち・みどり室 工事委託課

- (1) 道路、公園及び河川の維持補修（委託して実施するものに限る。）に関すること。
- (2) 道路、公園、河川及び法定外公共物の災害復旧に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (3) 私道の舗装に関すること。
- (4) 公園の経営に関すること。
- (5) 市民の森管理事務所に関すること。

なお、道路公園管理課、維持補修課及び工事委託課は、令和3年度までは「課」ではなく、みち・みどり室の中にある「維持緑化担当」と「整備管理担当」という形であったが、令和4年度の組織再編で「課」として位置づけられている。

② 委託契約の状況

みち・みどり室における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表62】のとおりである。なお、所管課の欄には、令和4年度における名称を記載している。

【表62】主な委託契約（みち・みどり室）

(単位：千円)

所管課	契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
道路公園管理課	令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託	枚方市菊花展実行委員会	随意契約 (第2号)	7,263	(1) (2)
	枚方市保存樹林保全業務委託	大阪府森林組合三島支店	随意契約 (第2号)	6,820	(1) (3)
	枚方市プレーパーク運営委託	ひらかたプレーパーク実行委員会	随意契約 (第2号)	1,619	(1) (4)
維持補修課	中部別館施設総合管理委託	㈱大庫ビルサービス	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	15,642	(1) (5)
工事委託課	枚方市公園点検・清掃業務委託	(公社) 枚方市シルバー人材センター	随意契約 (第3号)	49,776	(1) (6)
	北部地区街路樹管理委託	鉢花造園	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	23,224	(1) (7)
	令和3年度道路照明灯点検委託	伸栄開発㈱大阪支店	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	15,636	(1)
	公園等草刈作業委託 (北部A地区)	㈱西川造園	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	15,237	(8)
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託	中間貯蔵・環境安全事業(㈱)	随意契約 (第2号)	11,026	(1)
	八田川他除草委託	㈱中央土木	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	7,353	(1)
	楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託	荏原実業(㈱)	随意契約 (第2号)	2,304	(9)
	香里こもれび水路他清掃委託	(一財) 大阪府管更生技術機構	指名競争入札	2,090	(1)

(注) 項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) みち・みどり室における共通的事項

① 概要

みち・みどり室において監査の対象とした委託業務において、共通的に見受けられた事項について、本項において取り上げることとし、個別の委託業務に対する監査の結果及び意見については、(2)以下で取り上げることとする。

【表 63】は、次に述べる道路公園管理課、維持補修課及び工事委託課の3課に共通する監査の結果及び意見を整理したものである。

【表 63】みち・みどり室における共通事項

契約名	契約書の契約保証金根拠記載		再委託承諾申請	検査調書	検査台帳	検査結果通知書
令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託	有	契約規則第43条第1項第8号により免除	有	有	無	有
枚方市保存樹林保全業務委託	有	契約規則第43条第1項第8号により免除	無	有	無	有
枚方市プレーパーク運営委託	有	契約規則第43条第1項第6号により免除	無	無	無	無
中部別館施設総合管理委託	有	契約規則第43条第1項第1号により免除	有	無	無	無
枚方市公園点検・清掃業務委託	無	標準の契約書は使用していない。	無	無	無	無
北部地区街路樹管理委託	有	契約規則第43条第1項第1号により免除	有	有	無	無
令和3年度道路照明灯点検委託	有	契約規則第43条第1項第1号により免除	無	有	無	無
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託(処理料金)	無	標準の契約書は使用していない。	無	無	無	無
八田川他除草委託	有	契約規則第43条第1項第1号により免除	有	有	有	有
香里こもれび水路他清掃委託	有	小切手	無	有	無	有
監査の結果及び意見	(1)(2)ア)、(4)(2)ア)		(1)(2)イ)	(1)(2)ウ)、エ)		

(出所：監査人作成)

(注) 着色した部分が監査の結果及び意見に関連する部分である。

② 監査の結果及び意見

ア) 受託者様式による契約条項の検証について【意見53】

枚方市所定の約款ではなく、受託者が作成した契約書を使用している枚方市公園点検・清掃業務委託及びポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託(処理料金)において、枚方市契約規則第38条第1項に列挙された契約書の記載事項のうち、契約保証金についての条項が置かれていなかった。

確かに、枚方市契約規則第38条第1項では、契約の性質又は目的により該当のない事項については省略することができるとしているが、契約保証金は地

方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定により、徴収が原則とされるものであり、免除する場合には、枚方市契約規則第 43 条の該当号を明記しておくべきである。

イ) 再委託の承諾通知について【監査の結果31】

【表 63】の「再委託承諾申請」が有となっている業務においては、受託者からみち・みどり室に再委託承諾申請書が提出されていたものの、みち・みどり室では申請に対する承諾を口頭により行っており、書面による承諾の通知が行われていなかった。

約款では、「指示及び協議の書面主義」についての規定が置かれており、再委託の承諾は書面により行う必要がある。

みち・みどり室においては、再委託の承諾手続が適正に行われていることについて、記録として残す対応を検討する必要がある。

ウ) 検査結果通知書の交付漏れについて【監査の結果32】

委託業務の履行確認については、約款等の規定に基づき、完了検査を行い、その審査結果を受託者に通知することになっている。

本来であれば、再委託の承諾通知と同様に、検査結果通知書を作成して書面による通知を行うべきところ、当該手続を失念している契約が【表 63】のとおり相当数見受けられた。

約款に基づき、検査結果についても、書面による通知を行う必要がある。

エ) 委託検査調書に添付するチェックリストについて【意見54】

枚方市では、工事請負契約に関しては、請負工事検査規程に基づき、履行確認に当たって、検査台帳や工事検査調書を作成することになっているが、委託業務に関しては、検査に係る規程が策定されておらず、検査に当たって作成すべき統一的な書式が整備されていない。

この点、みち・みどり室では、委託業務に関しても、工事請負契約に準じて検査台帳や委託検査調書を作成しているが、簿冊には委託検査調書 1 枚だけが保管されており、検査台帳は添付されていなかった。また、検査台帳には検査内容を記載する欄があるが、「洗浄化設備点検管理一式」など、漠然とした記載があるだけで、全ての契約において何をどのように点検したのかがわからない状況が見受けられた。

委託業務は工事請負と異なり様々な業務内容があることから、定型的かつ統一した検査様式が定めにくいくことについては、一定の理解はできる。

しかし、みち・みどり室が、委託業務の履行確認を適切に実施したことの説明責任を果たすためには、業務の内容は違っても共通の検査項目を設定したチェックリストを作成し、記録として残すことが求められる。

また、委託内容の品質管理を適切に行うためには、工事の考查項目別運用表（土木工事）に準じて、検査様式を定めることは必要と考える。

この点、案件によっては、これまで工事に準じて品質管理の考查はしていたこともあると聞き及んでいる。

みち・みどり室においては、こうした点も考慮に入れながら、委託検査調書に添付するチェックリストの整備運用を図る必要がある。なお、みち・みどり室は既に改善の取組を始めている。

(2) 令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、枚方市菊花展及び菊づくり連続講座の開催、並びに菊花展で展示する菊栽培を行い、枚方市の市花「菊」を育てるることを通じて、緑や花に対する市民意識の高揚を図り、緑豊かなまちづくりに貢献することを目的とし委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
令和3年度枚方市菊花展運営及び菊づくり普及事業委託	枚方市菊花展実行委員会	7,263千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	7,263千円	7,263千円
契約期間		契約保証金
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
契約先事業者からの見積りによる		菊展示及び菊づくりの普及、展示品に調和させた独自制作品となる菊屋形等の伝統文化物の取扱いができるのは上記者以外にいないため

② 監査の結果及び意見

ア) 菊花展運営及び菊づくり普及事業の様々な連携について【意見55】

枚方市では、「市の花」である菊について毎年10月から11月にかけて「ひらかた菊フェスティバル」の一環として菊花展を開催しており、菊花展の運営及び菊づくり普及事業を枚方市菊花展実行委員会に委託している。

「ひらかた菊フェスティバル」の最近の入場者数の推移は【表 64】のとおりである。

【表 64】ひらかた菊フェスティバルの来場者数

年度	菊花展・市民菊人形展 来場者	枚方宿街道菊花祭 来場者数	合 計	備 考
R1	約 30,000 人	約 10,000 人	約 40,000 人	
R2	約 17,000 人	約 8,000 人	約 25,000 人	コロナ禍により 出展数減少
R3	約 20,000 人	約 8,000 人	約 28,000 人	コロナ禍により 出展数減少

(出所：みち・みどり室資料)

みち・みどり室では、ひらかた菊フェスティバルの来場者数についてコロナ禍により減少傾向にあるものの、菊花展において実施したみどりに関するアンケート調査の結果から、普段の生活の中で、市民が「菊」にふれあう機会として菊花展が認知され一定の貢献をしていると分析している。

一方、みち・みどり室では、枚方市菊花展実行委員会の委員の高齢化や菊花展への出品・表彰に重点を置いた運営について、若い世代への周知や伝承に少なからぬ影響を及ぼすかもしれないという危機感を持っている。令和 3 年度の事務事業実績測定調書においても、「菊文化を知る機会や菊づくりを継承する場が少なく、菊づくりの担い手が高齢化し、継承者が不足している。」という課題認識である。

この点、みち・みどり室では、「市の花」である菊の認知度を高め、様々な観点で有効活用するため、現在、教育委員会や商工会議所等との連携を模索している。

例えば、商工会議所との連携では、令和 4 年度の菊花展の実施に当たり、11 月に実施される商工会議所青年部の全国大会で来場した方に菊花展の菊を鑑賞する動線を設定し、菊を全国に向けて情報発信する取組を行っている。また、教育委員会との連携では、学校園による菊花展への出展に際して、教育の一環で菊と触れ合う機会を提供することを検討している。

このように、菊花展と連動させた菊の認知度を高める取組は一定の評価がされるところであるが、「市の花」である菊の情報発信と有効活用は更なる改善の余地があるものと思われる。今後、枚方市がより一層の市の財産である菊を活用するためには、庁内の関係所管課との連携を図る戦略を打ち立てるだけでなく、民間の知見を取り入れることも求められる。

枚方市では、現在、「枚方市公民連携プラットフォーム」において、市の花「菊」の発信について幅広い世代に菊や菊人形の歴史・文化を発信できる新たなイベントやイメージ戦略等の手法について、提案を公募している。

「菊」事業は観光や教育等を含めた枚方市全体として取り組むべきものであるが、今後、こうした民間の知見も活用して、庁内の関係部署が情報共有・連携を行い、提案内容の実現に向けた検討や調整を円滑に進めることを検討されたい。

(3) 枚方市保存樹林保全業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、枚方市が指定した保存樹及び保存樹林のうち、枚方市保存樹林実態調査で倒木等の危険性があると判定された危険木について、森林環境譲与税を活用し、所有者の委任を得て、伐採、剪定等を実施し健全化を図ることを目的として委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市保存樹林保全業務委託	大阪府森林組合三島支店	6,820千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	6,820千円	6,820千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年9月21日 至 令和4年3月15日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	市指定の保存樹林の伐採、剪定に当たり、専門的な知識や技術が必要であり、市の保存樹林の状況を熟知し保存樹林の施工実績を持つ上記の者以外には適正な履行が行えないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 一者随意契約の手続について【意見56】

大阪府森林組合三島支店へ委託している本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としている。その理由は、本業務を実施する前に保存樹林実態調査を同一事業者と随意契約していることもあり、上記の随意契約理由に記載のとおり、本業務についても、随意契約によることとしたものである。

本業務の契約に際しては、当初から同事業者を前提にした手続を進めたものと思われる。みち・みどり室では、大阪府近辺の事業者の調査などはしておらず、本業務を実施できる他の事業者はないとの認識だったとのことである。

確かに、森林関係の事業者はそれほど多いわけではなく、本業務を実施可能な事業者はかなり限定されるということは理解できる。

しかし、本業務を実施可能な事業者の調査は実施すべきであり、その結果として他に実施できる事業者はいないことを確認して、随意契約の手続をする余地はあったと思われる。

例えば、大阪府三島地域の森林関係の団体でいえば、大阪府島本町と京都府大山崎町にまたがる天王山周辺の森林所有者・ボランティア・地域住民・企業・行政等の多様な関係者が参加した天王山周辺森林整備推進協議会がある。

このように、随意契約（第2号）を適用する場合は、当初からその事業者ありきではなく、少なくとも他に実施できる事業者がいないことを確認した上で、実施することを検討されたい。

(4) 枚方市プレーパーク運営委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、子育て環境の充実と地域の活性化を図るために、子どもたちが創造や工夫により自ら遊び場を作る「子どもの冒険遊び場」として、まちなかにある斜面林という立地条件を活かし、香里ヶ丘地区の桑ヶ谷の緑地において市民活動団体に委託するとともに、協働してプレーパーク事業を実施するものである。

(活動団体)	ひらかたプレーパーク実行委員会
(活動場所)	桑ヶ谷公園隣接緑地 (約1.3ヘクタール)
(活動内容)	プレーパークの実施 <ul style="list-style-type: none">・1回につき2~3時間、1回/月、年に12回程度の開催・木材を利用したブランコや竹細工、ツリーテラスづくりなどを実施

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市プレーパーク運営委託	ひらかたプレーパーク実行委員会	1,619千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	1,619千円	1,619千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年5月12日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第6号により免除 (本来は第8号【監査の結果33】参照)	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	UR都市機構が所有していた緑地を枚方市が引き継いでおり、上記者以外に定住促進の子育て環境の充実と地域の活性化を図る全国でも事例が少ないプレーパークの運営を安全確実に実行できないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 契約書における契約保証金の記載について【監査の結果33】

本契約における契約書の鑑には、「契約規則第43条第1項第6号により免除」と記載されているが、本契約金額は1,619千円であり、第6号の要件である「契約金額が1,300,000円」を超えている。

一方、みち・みどり室によると、枚方市契約規則第43条第1項第8号「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」を適用し、契約保証金を免除したとのことであった。

しかし、約款の第4条「契約の保証」においては、枚方市契約規則第43条第1項第8号に相当する免除事由が明記されていないため、契約書の鑑には「契約規則第43条第1項第8号により免除」と明記すべきである。

イ) ひらかたプレーパーク実行委員会の履行確認について【監査の結果34】

本業務の履行確認については、ひらかたプレーパーク実行委員会の会員名簿や規約は入手しているが、これまで、収支決算報告書は入手していなかった。みち・みどり室では、委託料を全4回の部分払い実施しており、イベントの回数や支出項目など同委員会からの請求における出来高内訳書の内容について、見積書との整合性は確認しているが、同委員会の支出と収支決算報告書の内容との整合性を確認していなかった（今回の監査を受けて、後日、収支決算報告書を入手している）。

また、受託者の完了届はあるものの、みち・みどり室において検査調書や検査台帳は作成されていなかった。さらに、書面による検査結果通知書も受託者に交付していなかった。

このように、みち・みどり室において、本業務の履行確認が適切に行われているとはいえない実態が見受けられた。

この点、枚方市では、令和3年度から内部統制のリスク評価を行っているが、みち・みどり室においては、契約事務におけるリスク評価シートの項目についてどのように取り扱えば良いか、必ずしも明確な意識付けがあったとは思われず、今回の契約事務の不備について把握しているわけではなく、特段の記載もされていなかった。

内部統制のリスク評価の趣旨や手続の理解と習熟はこれからだと思われるが、みち・みどり室において適切な運用が行われるよう、関係所管課の意思疎通を円滑にして内部統制の運用に実効性が上がるように対応する必要がある。

ウ) 枚方市プレーパーク運営事業の今後の展開について【意見57】

枚方市プレーパーク運営事業は、平成30年度から実施しており、令和3年度の事務事業実績測定調書においても一定の評価を受けている。この事業が「めざす姿、あるべき姿」は、子どもが自らの創造や工夫により自由に遊べる場所が身近にあり、市民団体と行政が協働して世代間の交流につながっている状況である。

利用者アンケートによる満足度も高く、令和3年度の事務事業実績測定調書におけるアウトカム指標である「満足と回答した人数の割合」が目標の65%に対して100%の実績であり、154%の達成度となっている。その分析について、「普段の公園ではできないような自然の遊び場を提供していることに加え、遊びの内容が自然素材を活用したものであることが利用者の評価を高めたと考えられる。」としている。そして、今後の取組方針も「今後も新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組みながら、事業の実施や広報活動を行っていく。」としている。

このように、本事業は一定の評価を受けて、更なる事業展開も考えられるところである。その際に重要なのは、運営主体の体制強化と関連する他の所管課との連携である。

前者はひらかたプレーパーク実行委員会の組織体制の課題である。現状では同委員会は任意団体であり、委員長の属人的な能力によるところが大きく、ともすれば組織的な脆弱性が否めない。プレーパーク運営が地域活動・ボランティアを中心とした市民団体による自主的な市民活動だとしても、みち・みどり室は本業務の履行確認や横浜市など他都市のプレーパーク運営状況の情報発信を通じて、同委員会が新たな人材育成を行い自立できるよう、同委員会の組織体制の強

化に向けた対話をより一層促進することが求められる。そして、第二、第三の委員会活動が出現するよう、地域の団体や市民等との積極的な連携を推進することが必要と考える。

後者は関連する他の所管課との更なる連携である。プレーパークは学校施設以外で子どもが自分の責任で遊ぶことを前提にした自由な遊びができる場所であり、子育て環境の充実だけでなく教育的な効果が期待できるものである。この点、みち・みどり室も子どもの教育を所掌する教育委員会との連携を模索しているが、現時点では実施できていない。

プレーパークは、子どもの健全な育成はもちろんのこと、子どもを通じた地域のコミュニケーションや公園利用の活性化を促進する拠点となるなど、市民と行政の協働による活動のみならず、子どもの教育促進の効果が期待できるものである。この点、横浜市では、市内に24のプレイパークを運営しており、「プレイパーク運営支援要綱」を策定して複数の所管部局が連携して当該事業を継続的に実施している事例がある。(横浜市では、「プレイパーク」と称している。)

枚方市においても、こうした取組も参考にして、教育委員会学校教育部や市民活動課など子どもの教育や市民活動支援を所管する他の所管課と連携して、本委託事業の今後の展開の可能性を検討されたい。

(5) 中部別館施設総合管理委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、土木部中部別館における施設総合管理を委託するものである。令和3年度から3年間の契約となっており、以下の項目を対象としている。

清掃／警備／電気工作物管理／冷暖房設備点検／防災設備点検／受水槽清掃・点検／エレベーター点検／自動扉点検／衛生管理

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
中部別館施設総合管理委託	株大庫ビルサービス	15,642千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	20,282千円	15,642千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年3月12日 至 令和6年3月31日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
みち・みどり室の設計書による	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 個人情報仕様書の不必要な条項について【意見58】

みち・みどり室では、本業務の契約に際して、通常の仕様書の他に、個人情報仕様書を添付している。

個人情報仕様書については、コンプライアンス推進課が参考例を示し、各所管課に通知しているが、個人番号（マイナンバー）を取り扱わない業務については、必要のない規定を削除するように指示している。

この点、施設の総合管理を委託する本業務においては、およそ個人番号（マイナンバー）を取り扱うことは想定できないが、必要のない規定が削除されないまま残っている状況となっていた。

具体的には、個人情報の保護に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第10条の規定による再委託の許諾を得ようとする場合の規定が置かれていた。

不必要的条項を置くことにより、受託者に対しても誤解を与えかねないため、みち・みどり室においては、参考例をそのまま使用するのではなく、内容をよく吟味し、本業務に即した内容に修正した上で、仕様書に添付すべきであった。

イ) 履行確認の不備について【監査の結果35】

本業務については、次のとおり、履行確認に際して、いくつかの不備が認められた。今後の改善方法を検討し、速やかに対応する必要がある。なお、今回の監査の指摘を受けて、みち・みどり室は既に改善に向けた取組を始めている。

1) 部分払の検査について

みち・みどり室では、本業務の支払に35回の部分払（契約期間3年間における月払）を取り入れており、受託者から毎月末締めで請求書が提出されている。

この点、仕様書において、請求に先立って提出を求める書類について、特段の記載がなく、請求書が添付されているだけで出来高の確認をした書類がない。

部分払であっても毎月の業務の履行確認として、出来高検査は必要であることから、みち・みどり室は仕様書に出来高検査に関する事項を明記して、受託者に必要な書類の提出を求めた上で、出来高検査調書を作成する必要がある。

また、その前提として、現状では業務別の履行確認の方法が明らかにされておらず、仕様どおりに履行されていることを確認できているか、記録されていない。

このため、業務別の履行確認の方法を明らかにして、その手続を実施するとともに、出来高検査調書に添付することを検討されたい。

2) 再委託先の点検報告書の確認について

受水槽の清掃・点検業務について、再委託先の点検報告書が添付されているが、再委託先名や実施担当者名の記載がなく、再委託先の点検結果を確認した受託者の実施担当者名も記載されていなかった。

これでは、受託者が再委託先の点検結果をどのように確認したかについて、明示されていないことになり、適切ではない。

受託者に対して再委託先の点検の実施担当者名を明記するとともに、再委託の点検内容をどのように確認したのか、記録を残すよう指示する必要がある。

3) モニタリング手続について

仕様書では、業務責任者はみち・みどり室が実施するモニタリング手続への協力をすることになっているが、そもそもみち・みどり室では当該モニタリング手続の具体的な内容について定めていなかった。

よって、仕様書においてモニタリング手続の定義や範囲を明らかにして、モニタリング手続を実施する必要がある。

なお、みち・みどり室は原則として、毎月定例会議を受託者と実施しているので、この会議でモニタリング手続と出来高検査と併せて実施することが効率的だと考えられる。

4) 業務別従業員の確認について

仕様書には、受託者の業務別従業員であることを確認できる証明書等を携帯させる旨、規定されている。本業務では再委託先を含めて多くの業務別従業員が業務を実施しているが、みち・みどり室は受託者も含めて施設に入りする業務別従業員について特段の確認をしていなかった。これでは、みち・みどり室として事故等が発生した際に誰が担当したかなどを確認する方法がなく、管理責任を問われるリスクが考えられる。

受託者の業務別従業員を確認する方法として、来訪者記録などで施設に入りする業務別従業員を把握するとともに受託者を通じて業務別従業員の管理についてモニタリングする必要がある。

5) 不適合箇所のフォローアップについて

電気工作物管理業務においては、再委託先が点検した際に施設の不具合が生じた場合、再委託先が「不適合箇所一覧表」を作成して、受託者を通じてみち・みどり室に報告している。例えば、電気工作物の A 接種地の測定抵抗値が法定基準値を超えており、電気事故(漏電・停電等)の発生の恐れがあり、早急に改修を依頼しているが、みち・みどり室ではこれに対してどう対応したかについてフォローアップされていない。

定例会議を通じて、その対応策を検討した結果を記録に残すなどのフォローアップが適切に行えるように留意する必要がある。

(6) 枚方市公園点検・清掃業務委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、みち・みどり室の職員による定期的な維持管理に加え、増大し多様化する市民要望にきめ細やかに対応するため、管理の一部であるゴミの清掃、雑草の除去及び便所等便益施設の清掃並びに各種施設の点検を公益社団法人枚方市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）委託するものである。対象公園は 160 か所である。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
枚方市公園点検・清掃業務委託	(公社) 枚方市シルバー人材センター	49,776 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 3 号）	1,032 円/1 時間	1,032 円/1 時間
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 7 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	高齢者の雇用促進、健康維持、生きがいの充実、地域社会に貢献する理念により事業を行う者と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき実施するため	

② 監査の結果及び意見

ア) シルバーとの単価契約について【意見59】

1) シルバーの単価と最低賃金価格の差について

シルバーとの契約は単価契約であり、過去 5 年間の推移は【表 65】のとおりである。

【表 65】シルバーとの単価契約の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
① 清掃単価	920 円	940 円	960 円	1,012 円	1,032 円
② 配給単価	836 円	854 円	872 円	920 円	938 円
③ 大阪府 最低賃金	858 円	883 円	909 円	936 円	963 円
比率②/③	97.4%	96.7%	95.9%	98.3%	97.4%

注 1. 各単価は時間当たりの単価であり、このうち、清掃単価はシルバーの事務費（配給単価の約 1 割）を含んでいる。

注 2. 配給単価はシルバーに登録している会員の報酬単価である。

注 3. 各年度の単価は前年 8 月の見積依頼時点のものである。

(出所：みち・みどり室提出資料より監査人作成)

シルバーとの単価契約の推移を見ると、清掃単価はシルバーの事務費（配給単価の約 1 割）を含んでいるため、各年度とも大阪府最低賃金価格を上回っている。しかし、シルバーの会員への配給単価は、各年度とも大阪府最低賃金価格を下回っていることが見て取れる。つまり、シルバーの会員が受け取る報酬は大阪府最低賃金価格を下回っている。

この点、シルバーの会員は、請負・委任契約に基づいて業務を行うことになるため、雇用を前提とした労働関係の法律等（最低賃金法等）は適用されない。シルバーの配給単価は最低賃金制度の枠外であることから、シルバーの会員が受け取る報酬が大阪府最低賃金価格を下回ること自体は、法的に問題ではない。しかし、最低賃金制度の枠外であったとしても、高齢者の労働の対価として最低賃金価格を下回るのは高齢者の労働意欲はもちろん、正当な労働の対価として妥当かという点からすれば、疑義があることも否めない。

また、令和 4 年 1 月に厚生労働省職業安定局長通知「シルバー人材センターとの契約等における適正な価格転嫁について」が発出されている。令和 5 年 10 月からインボイス制度が施行されるが、シルバーの会員はインボイス制度導入後も免税事業者であることが想定されている。その中で免税事業者である会員が受け取る配分金が最低賃金を下回ることが危惧されており、インボイス制度の導入や近年の最低賃金の上昇傾向を踏まえた適正な価格設定を地方公共団体に要請している。

みち・みどり室では、こうした状況について課題認識を持っており、令和 4 年度では、清掃単価 1,060 円、配給単価 963 円でシルバーと合意しており、大阪府最低賃金価格 964 円を若干下回っているものの、ほぼ同じ金額まで引き上げている。

本業務に限らず、今後もシルバーとの単価契約を継続するのであれば、最低賃金制度を考慮に入れ、シルバーと交渉することを検討されたい。

2) シルバーとの単価契約の見直しについて

みち・みどり室においては、毎年、シルバーから見積書の提出を受け、公園点検・清掃に係る年間予算を踏まえて交渉のうえ、清掃単価を決定し、単価契約を締結している。令和 3 年度では、当初の見積では清掃業務について時間当たり 1,034 円の見積であったが、予算の制約を勘案して 1,032 円になった経緯がある。

一方、みち・みどり室は、単価契約に際して、シルバーから年間計画表の提出を受け、予定価格は 1,032 円 × 44,675 時間 = 46,104,600 円であるが、実績は 48,233 時間、49,776,456 円であった。本業務は単価契約であるから、時間数の変動により、毎年、委託料も変動することになる。令和 3 年度においては、みち・みどり室の予算総額 350,810 千円の中で調整を行い、予算超過分を補う手続を余儀なくされ、予算調整の負荷が掛かっていることになる。

このように、本業務は予算の枠内で調整して実施されているが、みち・みどり室とシルバーの間における契約単価については、従来から口頭での交渉となつておらず、その経過を記録したものがない。また、交渉の結果作成されたシルバーの見積書には日付も入っておらず、形式的なものになっている可能性がある。さらに、シルバーの年間計画における計画時間数について検討した記録もない。

また、本来であれば、限られた予算の中で、本業務において点検・清掃の対象とする公園や業務の内容について、具体的な実行計画を策定して、直営とのバランスを考慮して委託すべきところ、そのような実行計画が明確でないため、みち・みどり室において、シルバーの年間計画表の内容についての妥当性を検証することができない状況にある。

以上のことから、今後もシルバーと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく契約をするのであれば、予算制約の中で公園の維持管理における優先順位を踏まえ、委託する公園の選定方針を決めて、委託する業務量についてシルバーと交渉することを検討されたい。

その際、実質的には予算の制約があることから、公園の維持管理の業務量を決定した上で、シルバーと単価契約から総価契約への変更の交渉の可能性も検討されたい。

(7) 北部地区街路樹管理委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、枚方市北部地区の街路樹について、通行環境を確保するため樹木の管理委託をするものであり、対象路線は 28 か所、対象樹木は 1,641 本となっている。街路樹の春季及び秋季の剪定、枝葉の処分などを毎年行っている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
北部地区街路樹管理委託	鉢花造園	23,224千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	36,773千円	23,224千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年2月25日	契約規則第43条第1項第1号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
設計書による	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 街路樹維持管理計画の策定の必要性について【意見60】

みち・みどり室では、市内を5つのブロックに分けて街路樹の維持管理を実施しており、本業務は、北部地区の街路樹を対象とするものである。

そして、本業務では、北部地区の街路樹の剪定や処分について毎年、「北部地区街路樹管理委託数量計算書」を作成し、路線別・樹種別に剪定方法や剪定の程度を一覧にしており、この計算書に基づき、春季と秋季の年2回実施している。

本業務は、毎年、街路樹の枝葉が伸びたものを剪定するものであり、どちらかといえば、街路樹の成長に応じて市民の通行に支障が出ないようにすることに主眼が置かれている状況にとどまっているものと思われる。

現に、毎年同じ路線、同じ樹木の剪定等を実施しているに過ぎず、どの路線のどの樹木を優先的に実施するかについての方針等はない状況にある。

しかしながら、本来であれば、街路樹の景観や市民の安全安心の観点だけでなく、中長期的な視点による維持管理費の削減の観点から、限られた予算の中で剪定等を行う路線や樹木に優先順位を付けて維持管理を行うための方針を策定し、その方針に基づき、剪定等を計画的に実施することが必要と考える。

この点、枚方市では、既に公園や道路・橋脚の長寿命化計画を策定していることから、これらの計画に準じて街路樹維持管理計画の策定を行うべきである。

その際、現在は同様の委託業務が5つのブロックで実施されているが、これを大きなロットで実施する包括委託の可能性も考えられるところであり、芦屋市や府中市などで検討されている包括委託の手法などを参考にして、効率的な委託の方法を併せて検討する余地もある。

また、枚方市では、既に道路アダプト事業において、市道の清掃活動及び植栽の維持管理、支障箇所の通報活動を地域が行い、枚方市が清掃道具の貸与や廃棄物の処理を行う活動を推進している。市内の街路樹といつても大小様々な樹木

があり、枚方市が管理する道路を市民が道路の里親となり管理を行い、市民や事業者と枚方市がパートナーシップを組み、街の美観を守れるよう、市民等とのさらなる連携も視野に入れて検討されたい。

(8) 公園等草刈作業委託（北部 A 地区）

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、公園等の除草を行うことにより、樹木の育成を助け市民生活に快適な住環境を提供することを目的とし業務委託するものである。対象公園は 27 か所、除草面積は 208,144 m² となっている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
公園等草刈作業委託（北部 A 地区）	（株）西川造園	15,237 千円
契約方法	予定価格	契約額
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	23,039 千円	15,237 千円
契約期間		契約保証金
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 11 月 24 日	契約規則第 43 条第 1 項第 1 号により免除	
予定価格積算方法		一者随意契約の場合の理由
設計書による		—

② 監査の結果及び意見

ア) 制限付き一般競争入札（業務希望型）の仕様の見直しについて【意見 61】

所管課は、公園等草刈作業を 5 つのブロックに分けて委託しており、本業務は北部 A 地区のものである。本業務の入札に際しては 66 者の応札があり、その多くは最低制限価格 13,823 千円を下回り失格となっている。

そして、【表 66】のとおり、除草、樹木剪定等、本業務と同種の業務においても、概ね同様の傾向を示している。

【表 66】過去 3 年間の公園等草刈作業委託等の入札の状況

令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
名称	入札業者数	失格数	名称	入札業者数	失格数	名称	入札業者数	失格数
除草								
公園等草刈作業委託（南部 A 地区）	67	47	公園等草刈作業委託（南部地区）	66	6	公園等草刈作業委託（南部地区）	66	52
公園等草刈作業委託（南部 B 地区）	67	40	小規模公園草刈作業委託（北部地区）	66	5	小規模公園草刈作業委託（北部地区）	63	12
小規模公園草刈作業委託（北部地区）	8	0	小規模公園草刈作業委託（中部地区）	66	6	小規模公園草刈作業委託（中部地区）	63	50
小規模公園草刈作業委託（中部地区）	63	37	小規模公園草刈作業委託（南部地区）	8	0	小規模公園草刈作業委託（南部地区）	64	16
小規模公園草刈作業委託（南部地区）	7	0	公園等草刈作業委託（中部 A 地区）	66	2	公園等草刈作業委託（中部 A 地区）	64	54
公園等草刈作業委託（中部 B 地区）	67	37	公園等草刈作業委託（中部 B 地区）	66	20	公園等草刈作業委託（中部 B 地区）	64	49
公園等草刈作業委託（中部 B 地区）	68	37	公園等草刈作業委託（北部 A 地区）	66	19	公園等草刈作業委託（北部 A 地区）	66	47
公園等草刈作業委託（北部 A 地区）	68	41	公園等草刈作業委託（北部 B 地区）	67	5	公園等草刈作業委託（北部 B 地区）	64	52
公園等草刈作業委託（北部 B 地区）	68	34	八田川他除草委託	62	30	八田川他除草委託	61	12
八田川他除草委託	66	19						
計	549	292	計	533	93	計	575	344
樹木剪定								
公園等夏季剪定作業委託（北部 A 地区）	41	22	公園等春季剪定作業委託（北部地区）	50	8	公園等春季剪定作業委託（北部地区）	51	10
公園等夏季剪定作業委託（北部 B 地区）	42	14	公園等夏季剪定作業委託（北部地区）	47	23	公園等夏季剪定作業委託（北部地区）	46	21
公園等春季剪定作業委託（北部 A 地区）	8	4						
公園等春季剪定作業委託（北部 B 地区）	8	0						
計	99	40	計	97	31	計	97	31
年間管理（除草、清掃、樹木剪定等一括）								
関西電力高圧線下緑地管理業務委託（その 1）	47	36	関西電力高圧線下緑地管理業務委託（その 1）	50	9	関西電力高圧線下緑地管理業務委託（その 1）	52	35
天野川緑道管理業務委託	47	27	天野川緑道管理業務委託	50	0	天野川緑道管理業務委託	50	27
枚方市駅前花壇他管理委託	47	21	枚方市駅前花壇他管理委託	51	5	枚方市駅前花壇他管理委託	50	45
計	141	84	計	151	14	計	152	107

(出所：みち・みどり室提出資料より監査人作成)

【表 66】のとおり、現状では、いずれの業務についても、入札業者数が相当に多く、競争過多になっている。

一方、過去の同種業務において、【表 67】及び【表 68】のとおり、品質に疑義がある案件も相当数あることであり、競争性と品質の確保のバランスが必ずしも良好な状況とはいえない実態が見受けられる。

【表 67】工程遅れの事例

項目	摘要
工程遅れ・指示全般	<p>令和 3 年度に、特に支障をきたしたものに関して下記のとおり改善指示を書面にて交わしているが、品質管理・工程管理とともに口頭での改善指示に関しては多数発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 7 月 12 日 業務着手後、作業巡回監督職員から事故を未然に防ぐため、数度にわたり口頭ではあるが、飛び石等飛散防止のための措置を講じるよう指示を出していた。改善措置について一定図るもののが不十分であり、市民から不十分であるとの通報もあったことから、打合せ簿において改善する指示・承諾を交わした。 ・令和 3 年 9 月 1 日 除草 2 回目工程において、地元要望もあり工程の遅れを口頭で指示していたが、2 回目工程期間内で完了しなかったため、打合せ簿において、工程調整の旨について指示・承諾を交わした。

(出所：みち・みどり室提出資料より監査人作成)

【表 68】工期遅れの事例

年度	実施箇所 公園数	1 回目 工程遅れ 箇所数	2 回目 工程遅れ 箇所数	3 回目 工程遅れ 箇所数	工程遅れ 箇所数計	(比率) 遅れ箇所数 ÷ 公園施工数
R1	509	1	132	83	216	42.4%
R2	530	7	22	143	172	32.5%
R3	541	0	78	124	202	37.3%
計	1,580	8	232	350	590	37.3%

(注) 実施箇所公園数=実施した全体公園数

○回目工程遅れ箇所数=工程期間内で完了しなかった公園数

遅れ箇所数計=年度毎の工程期間内で完了しなかった公園数合計

(比率)=全体数における遅れ箇所数の比率

(出所：みち・みどり室提出資料より監査人作成)

【表 68】より、工程進捗遅れが 3 割から 4 割生じており、常態化しているため、適度な競争性を確保しつつ、より良い品質を確保するため、本業務の仕様において、一定の制限を設ける必要があると思われる。例えば、業務の効率性の観点から契約内容を除草と樹木剪定を一体的に行うものとする、公園等草刈作業

において公園の規模に応じて実施体制（人数）や面積規模について相当の実績がある事業者を応札要件にするなど、一定の制限を設けることについて合理的な理由がある場合は許容できる余地があると考えられる。

みち・みどり室においては、こうした業務の実態を踏まえて、適度な競争性と品質の確保のバランスを図る観点から、必要に応じて本業務の仕様に一定の制限を設けるなどの方策を契約課とともに検討されたい。

(9) 楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託

① 概要

ア) 事業内容

本業務は、楠葉中央公園他 2 か所にある池の浄化設備の安全で正常な運転を確保するため、毎年委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
楠葉中央公園他浄化設備他点検管理委託	荏原実業(株)	2,304 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	2,304 千円	2,304 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 5 月 17 日 至 令和 4 年 3 月 15 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	浄化設備は、上記者の製作品等であり、独自の材質等のためプログラムの品質管理、定期点検を他者ではできないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 長期継続契約によるトータルコストの削減について【意見62】

みち・みどり室では、公園の更新や維持管理について、平成 25 年に策定された公園施設長寿命化計画に基づき、実施している。同長寿命化計画は安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減を目的に、予防保全の観点から策定されたものであるが、浄化設備等については、事後保全型の対象となっていることから、毎年実施しているとのことである。

一方、枚方市には翌年度以降にわたり契約を締結することが適切なものにつき、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、将来の負担を約束することなく複数年度契約を締結できる長期継続契約の制度があり、令和 3 年 9 月に枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を下記のとおり策定している。

【枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（抜粋）】

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定により定める長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

(2) 施設の維持又は管理、ソフトウェアの利用その他の役務の提供を受ける契約であつて、その役務の提供を欠くことで市の事務に支障を及ぼし、かつ、その役務の提供を必要とする期限を定めがたいもののうち、翌年度以降にわたって締結する必要のあるもの

本業務を毎年実施する必要があるのであれば、上記の条例にある「施設の維持又は管理であつて、その役務の提供を欠くことで市の事務に支障を及ぼすもの」に該当し、条例における長期継続契約の対象にすることは可能と考えられる。

その場合、現在の契約期間が 1 年間でなく年間契約になつてないので、長期継続契約の要件を整備する必要があるが、最長 5 年間の契約とすることで直接の経費のみならず事務手続に係る人件費を含むトータルコストの削減につながる可能性がある。

なお、枚方市においては、中部別館施設総合管理委託や枚方市駅南口エスカレーター保守点検委託など既に 3 年契約しているものもあり、一定のコスト削減は実施している。

これに対して、今回、みち・みどり室において、本業務とは別の案件であるが、長期継続契約に該当すると考えられる業務について調査した。

その結果、現時点では指定管理者制度に移行した案件などもあったため、【表 69】のとおり、従来の方法による契約額との比較によるコストの直接的な削減効果は約 120 千円と小さくなつたが、職員の人事費など間接コストを勘案するところ程度の効果は期待できるとしている。

【表 69】みち・みどり室による単年度契約と長期継続契約のコスト比較
(車塚公園水景施設機械設備保守管理委託の例)
(単位：円)

単年度契約（概算）		3 年長期（令和 5 年度～7 年度）（概算）	
令和 5 年度	1,909,780	令和 5 年度	1,909,780
令和 6 年度	1,486,600	令和 6 年度	1,486,600
令和 7 年度	1,624,600	令和 7 年度	1,624,600
諸経費等	715,500	諸経費等	606,700
消費税	573,648	消費税	562,768
合 計	6,310,128	合 計	6,190,448
削減額		119,680	

今後はこうした委託業務についても長期継続契約の対象にすることは可能と考えられ、みち・みどり室全体で人事費を含むトータルコストの削減効果が期待できるものを集約し、限られた予算を有効活用する手法を検討されたい。

9. 総合教育部おいしい給食課

【概要】

① おいしい給食課の事務分掌

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則は、おいしい給食課の事務分掌について次のとおり定めている。枚方市では、市立小学校においては全員に給食が提供されており、市立中学校においては選択制が採用され、希望者に給食が提供されている。同課は、こうした小中学校の学校給食について所管している。

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 調理員の技術指導等に関すること。
- (3) 共同調理場及び単独調理場に関すること。
- (4) 学校給食会に関すること。

② 委託契約の状況

おいしい給食課における令和3年度の主な委託契約の状況は、【表70】のとおりである。

【表70】主な委託契約（おいしい給食課）

（単位：千円）

契約名	契約先	契約方式	令和3年度 支出額	項目
小学校給食炊飯業務委託	(公財)大阪府学校給食会	随意契約 (第2号)	85,415	(1)
枚方市中学校給食炊飯業務委託	河内農産工業(株)	指名競争入札	52,903	(2)
枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託	(株)菜友	随意契約 (第2号)	11,573	(3)
学校給食ごみ資源化処理委託	(株)カンポ	単価契約 (見積合せ)	3,950	(4)
学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託	大阪瓦斯(株)	随意契約 (第2号)	496	(5)
第三学校給食共同調理場警備委託	セコム(株)	随意契約 (第6号)	273	(6)

（注）項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) 小学校給食炊飯業務委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市では、平成 13 年 9 月から、米飯の炊飯業務については、大阪府学校給食会を受託者とする一括した委託契約を行い、その受託者が選定し、監督を行っている「指定工場」において炊飯された米飯が、各小学校等に配られるという形になっている。

大阪府学校給食会は、学校給食用物資の受入団体として昭和 24 年に設立され、その後、平成 24 年 4 月からは公益財団法人に移行している。

令和 4 年度時点では、大阪府内で、全市町村が大阪府学校給食会を利用しているとのことであった。

なお、例えば、米飯のみ同会経由のものを用いることとするか、牛乳等も同会経由のものを用いることとするかは、市町村ごとに異なる。枚方市の場合、委託業務としては米飯の炊飯業務のみ実施している。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和 3 年度支出額
小学校業務炊飯業務委託	(公財) 大阪府学校給食会		85,415 千円
契約方法	予定価格		契約額
随意契約（第 2 号）	85,415 千円		85,415 千円
契約期間	契約保証金		
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 7 号により免除		
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由		
契約先事業者からの見積りによる	公益財団法人大阪府学校給食会は、16 か所の委託炊飯指定工場を有し、米飯の供給について豊富な実績があるとともに、不測の事態にも対応する能力を有しており、他の業者では本業務の適正な履行が確保できないため		

上表における契約金額は白米、混ぜご飯、炊き込みご飯といった種別ごとの、年間を通じた実施予定回数（令和 3 年度では白米が 91 回、混ぜご飯が 14 回、炊き込みご飯が 12 回）を算出し、それに各種別の単価を乗じる形で計算されている。

なお、大阪府学校給食会は、公益財団法人として運営されているため、同会が、米等を仕入れた「買入価格」に「保管、荷役、加工（副材料を含む。）、輸送及び事務に要する経費を加えた額」を算定し、それ以上に、利益を得ることは予定

されていないという前提で、価格（見積り価格）が決定され、これを前提として契約額が設定されている。

② 監査の結果及び意見

ア) 仕様書及び委託要領における指定工場の位置づけの明記について【意見63】

受託者の大阪府学校給食会は、全体では16か所の指定工場（それぞれ民間企業が営むものであり、実際の米の炊飯等を担当する場所）があり、そのうち2か所が枚方市の業務を担っている。当該2か所の指定工場（いずれも運営者は株式会社）で炊飯された米が、枚方市が指定する納入先45か所（市内の小学校44校及び第一学校給食共同調理場）に納入される。なお、「米」の産地や銘柄については、地産地消の観点等を考慮し、枚方市学校給食会が選定することになっている。

大阪府学校給食会が、この契約に基づいて行うことになる業務は、精米の検収・保管作業、炊飯作業、配送・回収作業、食缶の洗浄・滅菌保管作業等であるところ、これらの大部分は、大阪府学校給食会から発注を受けた指定工場が担う形となっている。

しかし、この点について、仕様書等において、「指定工場」という用語自体が記載されておらず、受託者である大阪府学校給食会が各指定工場を通じて業務を履行するという基本的な業務分担関係が、仕様書等に明記されていない状況となっている。

すなわち、「仕様書」の「3. 委託業務内容」の記載では「別紙『枚方市小学校給食炊飯業務委託要領』を遵守し、枚方市教育委員会（以下発注者）の指示に従い、以下の内容を実施すること（以下略）」といった形の仕様となっているが、一見すると、単純に受託者が全ての業務を履行するかのように見えるものとなっている。また、これに基づき作成された「枚方市小学校給食炊飯業務委託要領」では、個別的な業務内容が示されているが、同要領にも、「指定工場」という用語は記載されていない。

しかし、この契約は、契約締結当初から、枚方市と受託者の共通認識として「指定工場」を用いて米の炊飯を行うことが当然に予定されているものであり、基本的には「再委託」の関係であると思われる。

つまり、契約締結段階で、再委託の手法が用いられることが当初から予定されている契約であるといえるため、そのことを仕様書等で明記し、受託者として大阪府学校給食会が担う責務は何であり、指定工場が担う責務は何であるのかといった役割分担の関係も、可能な限り具体的に明記することが必要である。例えば、受託者としての大阪府学校給食会は、指定工場が行っている炊飯・配缶等の業務を、全体的に指導ないし監督する立場に立ち、日々の炊飯については指定工

場が責任を持ってそれを担うものというのであれば、例えば、どのような形で日々の巡視・巡回を行っているかなど、大阪府学校給食会が行っている業務を具体的に特定して明記する必要がある。

イ) 指定工場における衛生責任者の把握の必要性について【意見64】

本業務の仕様書では、「炊飯工場には、専属の衛生責任者を配置すること。」、「炊飯委託に係る一連の問題が発生した場合、衛生責任者は速やかに委員会へ報告し、対応出来るようにしておくこと。」、「衛生責任者は、普段から所轄の保健所の指導を受けるとともに、各学期に1回以上従事員に対し、衛生教育を行うこと。」という文言が存在している。なお、「委員会」とは、教育委員会のことである。

また、「炊飯工場」とは指定工場を指しており、指定工場の内部で衛生責任者を配置することを想定した仕様書になっているが、現在の実務としては、特に配置された衛生責任者の氏名を枚方市（教育委員会）が把握することはなく、大阪府学校給食会としても年1回程度の巡視の点検時に、それを把握するという運用になっているようである。

しかし、給食が実際に炊飯される工場で、その衛生に責任を持つ立場の者の氏名や衛生教育の実施状況については、届出を受けて、枚方市が直接把握しておくことが望ましいため、今後、仕様書を変更するなどして、対応されたい。

なお、現在の仕様書には、衛生責任者を務めるに当たって、必要な経験年数・資格等についても、特に明記がないが、必要に応じて、これについても明記しておくことが望ましい。

ウ) 指定工場に対する立ち入りなどの検査に関する規程について【意見65】

本業務の仕様書及び委託要領等には、枚方市が、指定工場の内部に立ち入って検査を行うといった内容は特に記載されていない。

この点、「給食」という食の安全に関する契約であるため、平常時及び問題が発生した時のいずれであっても、発注者である枚方市は、指定工場が行っている業務の履行体制等を確認できるような体制を構築することが望ましい。

エ) 指定工場の選定に係る承諾について【意見66】

本業務において、大阪府学校給食会が用いている「指定工場」は、近年、大きな変動はないようであり、同一の株式会社（2社）が指定工場として用いられるという状況が続いている。いわば、当然の再委託のような関係であり、毎年度、受託者から書面による提出はなされていない。

しかし、枚方市、大阪府学校給食会及び指定工場の三者間の関係について、枚方市が発注する業務の根幹的な履行体制に関わるものであるから、毎年度、用いられる予定の指定工場に関する情報（法人の名称・本店所在地、法人の代表者名、工場の所在地、衛生責任者の配置その他の業務の履行状況）について、年度開始当初に、受託者である大阪府学校給食会から届出を提出させ、おいしい給食課としてはそれを確認しておくことが妥当である。また、通常の委託・請負契約における再委託として扱い、反社会的勢力に該当しないことの誓約書の徴取も行うべきでないかと思われる。

(2) 枚方市中学校給食炊飯業務委託

① 概要

ア) 事業内容

前述のとおり、枚方市内の中学校（19校）では、選択制の給食が実施されている。中学校給食の炊飯業務については、市内全ての中学校の炊飯を同一の業者が炊飯し、ランチボックスに盛り付けを行い、各中学校に配送をした上で、生徒が食べた後のランチボックスを回収するといった業務を担っている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市中学校給食炊飯業務委託	河内農産工業(株)	52,903千円
契約方法	予定価格	契約額
指名競争入札	160,928千円 ^(※) (3年契約)	155,466千円 ^(※) (3年契約)
契約期間	契約保証金	
自 平成31年4月1日 至 令和4年3月31日	7,773千円	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
参考見積りに基づき積算した金額による	—	

(※) 予定価格は消費税率8%時の金額、契約額は消費税率10%への引上げに伴う変更契約による増額後の金額である。当初契約額は153,103千円である。

② 監査の結果及び意見

ア) 衛生責任者の配置に関する届出について【意見67】

本業務の仕様書では「①炊飯工場、専属の衛生責任者を配置すること。」、「②炊飯委託にかかる一連の作業で問題が発生した場合、衛生責任者は速やかに委員会へ報告し、対応できるようにしておくこと。」といった条項が存在している（枚方市中学校給食炊飯業務委託仕様書 12(5)）。すなわち、この仕様書では、衛生責任者については「配置」する義務だけが明記されているが、特に届出義務は明記されていない。

しかし、給食の炊飯業務の根幹を担っていることを考えると、衛生責任者の氏名等について、契約締結当初に、枚方市への届出を求める仕様に改めることが望ましい。

(3) 枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託

ア) 事業内容

枚方市的小中学校の給食について、栄養・食数・予約・学校給食費等に及ぶシステムを構築し、その運用を行うものである。小学校では全員給食が実施されているが、必要食数が変動することなどからその管理を行うために用いられている。また、中学校では予約制の給食が実施されているが、その食数管理等を行うとともに、給食費の管理等についてもこのシステムを通じて行われている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
枚方市学校給食システム管理運営システム運用業務委託	(株)菜友	11,573千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	69,442千円 (3年契約)	69,442千円 (3年契約)
契約期間	契約保証金	
自 令和3年10月1日 至 令和6年9月10日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	平成27年度に入札を行って決定した業者につき、令和3年9月30日に業務が終了するところ、利便性・使い勝手を考慮してカスタマイズしてきたものであるため等、また、小中学校の給食管理運用システムの運用業務を行える者は、この業者しか見当たらないため	

なお、上表における、令和3年度支出額の記載は、令和3年10月から令和4年3月までの業務委託に伴う金額を示している。令和3年度はこの業務委託契約に先立つ契約に基づき、4月分から9月分までに14,216千円を支払っており、この額と上表の令和3年度支出額との合計が、年間を通じた支出額となる。

契約の具体的な内容としては、全員給食制が導入されている市立小学校においては、在校する児童の数の増減や、学校行事等にあわせて、隨時、食数が変動するため、実績食数に合わせて、学校給食費を徴収するという部分について、シス

テムを通じて行っている。また、選択制の給食が導入されている市立中学校では、システムを通じて予約の受付や管理を行っている。また、献立等の管理も行っている。

これらについて「ASP/クラウド」に構築されたシステムを通じて、小学校・中学校・保護者・教育委員会（おいしい給食課）が相互にデータをやりとりすることで効率化が図られている。また、このシステムに関係する部分については「コールセンター」業務も提供されており、保護者などからの問合せがあれば、同社が直接対応する体制となっている。

② 監査の結果及び意見

ア) サービス品質保証協定の締結について【監査の結果36】

本業務の仕様書には「サービス品質保証協定」を締結するとされているが、実際には、枚方市と受託者との間で「サービス品質保証協定」が締結されていなかった。

「サービス品質保証協定」とは、IT サービス等の業務委託契約において、契約で定める役務（サービス）が提供されているといえる範囲を定量的な指標で示すことで、業務水準を明記しておくという重要な意味を持つ。例えば、処理速度や、システムダウンする可能性の上限時間等を定めること等を想定していると思われる。

今後は、漏れなく締結することとされたい。

イ) 個人情報保護に関する誓約書の提出について【監査の結果37】

本業務は、児童・生徒の氏名や連絡先などの個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報仕様書を添付して、契約が締結されている。しかし、当該仕様書の第 2 条第 1 項によれば、全体的な個人情報保護の履行について責任を持つ者（保護責任者）から誓約書（保護責任者用）を提出させることになっており、また、実際に個人情報の取扱い業務に従事する者からは誓約書（作業従事者用）を提出させることになっているが、いずれも、提出されていなかった。

今後は、受託者から漏れなくこれらの提出を受けるようにされたい。

なお、実際に提出を受けるべきだった部数は、誓約書（保護責任者用）が 1 名分と、誓約書（作業従事者用）が 12 名分となる。受託業者の中で、複数の部署に所属する、かなりの人数の者が分業により作業を行っていたようであり、個人情報保護の観点から、今後も、漏れなく誓約書を徴取することを意識するべきである。

(4) 学校給食ごみ資源化処理委託

ア) 事業内容

枚方市の学校給食関係施設（共同調理場 7 か所、単独調理場 22 か所）から排出される廃棄物のうち、廃プラスチック類について、委託業者が回収し、廃棄物として処理する作業を、委託により行っている。具体的には、枚方市の単独調理場・共同調理場を業者が巡回して手積み回収し、廃掃法その他の関係法令に基づいて、リサイクルを基本とした処理を行う。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
学校給食ごみ資源化処理委託	(株)カンボ	3,950 千円
契約方法	予定価格	契約額
単価契約（見積合せ）	248 千円/1 トン当たり	225 千円/1 トン当たり
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 7 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
参考見積り額の平均額の 1 割増し	—	

② 監査の結果及び意見

ア) 廃棄物の処理委託契約の場合の契約書のあり方について【意見68】

枚方市では、一般的な業務委託契約については、標準的な約款が準備されているが、産業廃棄物の収集運搬に関しては、受託者側が持ち込んだ契約書（ただし、各受託者は、公益社団法人全国産業資源循環連合会作成の標準様式を持ち込む）が用いられている。

産業廃棄物の収集・運搬・処分関係の委託契約については、全序的にこの契約書を用いることとされているが、【表 71】において、当該契約書と枚方市の所定の約款と比較して差異が生じているものを整理してみた。

【表 71】「契約書（約款）」と「産業廃棄物に関して用いている契約書」の内容面の主な比較

項目	契約書 (約款)	本件の 契約書
一般的な契約解除の場合や、契約期間中に破産等に至った場合の「違約金」に関する規定	あり	なし
受注者が反社会的勢力であった場合の契約解除及びその場合の「違約金」に関する規定	あり	なし
受注者が談合その他の不正行為を行った場合の契約解除及びその場合の「違約金」に関する規定	あり	なし

(出所：監査人作成)

【表 71】は一例であり、典型的な相違点を挙げた形になるが、例えば、地方公共団体が契約当事者となる場合において、本来はあるべき、契約の解除・違約金に関する言及が欠けている契約書である点に問題がある。この契約書によると、仮に、契約相手方が反社会的勢力であることが判明したといったような場合にも、明示的な解除条項がないため、解除することができず、また、解除に伴う違約金も請求できないような事態になる。また、受注者が談合その他の行為を行っていた場合についても、同様である。

今後は、産業廃棄物の収集・運搬・処分の標準的な契約についても、標準の委託契約書（約款）をベースにして、それと同程度の密度のある内容を備えたものに改訂する必要がある。

（5）学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託

ア) 事業内容

枚方市の給食調理場には、ガスヒーポン（ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン）が導入されている。

このうち、調理場ごとに、導入されている機器のメーカーが 2 社に分かれている（【表 72】参照）。このうち、以下では、大阪瓦斯株との保守点検委託契約を取り上げる。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先		令和3年度支出額		
学校給食単独調理場ガスヒーポン保守点検委託	大阪瓦斯(株)		496千円		
契約方法	予定価格	契約額			
随意契約（第2号）	496千円	496千円			
契約期間	契約保証金				
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第6号により免除				
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由				
契約先事業者からの見積りによる	上記業者の製品が設置されており、他の業者では保守点検業務や故障時の修理対応ができないため				

② 監査の結果及び意見

ア) 受託者様式の委託契約書の内容について【意見69】

【表72】のとおり、ヤンマーエネルギーシステムとの間では、枚方市所定の委託契約書（約款）を用いられている一方で、大阪瓦斯株式会社との契約では、同社が持ち込んだ契約書が用いられている。

【表72】枚方市教育委員会が給食施設に関して締結しているガス・ヒーポン保守点検契約

契約相手方	契約書のあり方	対象
ヤンマーエネルギーシステム(株)	枚方市所定の委託契約書（約款）	2校 (中宮小学校・さだ東小学校)
大阪瓦斯(株)	大阪瓦斯(株)が持ち込んだ契約書	5校 (西長尾小学校・小倉小学校・山田東小学校・牧野小学校・伊加賀小学校)

(出所：監査人作成)

大阪瓦斯(株)との間の契約書は、同社が、各顧客と締結する際の共通の契約書（いわゆる民々間で用いられる契約書）を枚方市との間でも用いて、締結したものであり、特に地方公共団体と締結するということについて意識したものにはなっていない。そのため、①違約金に関する規定、②受注者が談合その他の不正行為があった場合の契約解除等の規定について、特に定めが置かれていない。

このような問題点は、この契約に限らず、枚方市が締結する委託契約のうち、特に、受託者が持ち込む契約書を用いているケース全般で生じていると思われ

る。今後も、受託者側が定形の契約書（案）等を持ち込むことは、ありうると思われるが、その場面においても、枚方市として、必ず欠かすことができない条項については、漏れが生じないような取組が必要である。

この点、現在の体制では、各所管課が、契約の締結を行う度ごとに判断をすることが難しい面がある。よって、契約課が対応方針を整理し、庁内で周知する必要があると思われる。

(6) 第三学校給食共同調理場警備委託

ア) 事業内容

令和2年8月に「第三学校給食共同調理場」は閉鎖され、現在も、特に目的を持って使用されていない。ただし、現在も、用途廃止されたわけではなく、教育委員会が所管する教育財産のままとなっている。

このため、今後、用途・使用目的が決まるまでの間、特に、使用に供されていない施設ではあるが、警備のみは継続する必要がある。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
第三学校給食共同調理場警備委託	セコム(株)	273千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第6号）	273千円	273千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第6号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	施設に設置されている警備機材等をそのまま利用することで、工期の短縮・経費の削減等が見込める	

② 監査の結果及び意見

ア) 部分払における請求書受領時の履行確認について【監査の結果38】

本業務の仕様書では、「受注者は、警備報告を1月単位で翌月の10日以内においしい給食課へ提出すること」という定めがある（仕様書12⑦）。しかし、実際には、毎月提出されるべき警備報告（1日ごとに異常の有無や、異常があった場合の「処理内容」を記載したもの）について、受託者は作成しておらず、おいしい給食課はこれを受領していないままとなっていた。また、その様式についても特に指定していなかった。

その背景としては、基本的には業務の履行として機械警備がなされ、月初から月末まで警備 자체はなされていた場合で事故等が全く発生しなかった際には、事務処理が省略されていたのではないかと思われる。

しかし、部分払は、前金払とは異なり、特定の時期までの契約上の義務の履行がなされたことを前提に、その対価を支払うものである。上記のような仕様書の場合、部分払の前提として、当該月の警備報告を受領し、それを確認し、業務の履行を確認した上で、請求書に応じた支払を行う形をとるのが、本来のあり方である。今後は、確実に警備報告を受領するように改められたい。

なお、今後、仮に、複数月に一度の部分払を行う形に変更した場合であっても、当該月分の警備報告が全て提出されていることを前提に、それを確認した上で支払を行うことになる。

イ) 部分払のあり方について【意見70】

前述のとおり、本契約の年間の契約金額は 273,240 円であり、これにつき仕様書に「部分払 11 回、完了払い」との定めを設けて、毎月 22,770 円を支払っていた。

この形式をとったことについて、おいしい給食課によれば、①契約課から、警備委託業務は、部分払は、各月ごとに行うのが基本であるとの助言を受けていた、また、②契約の相手方からもそのような要望があったということを理由としていた。

確かに、警備に関する委託業務は、毎月、継続して警備が行われ、各月の履行が完了するごとに、委託料を支払うことにはすれば、受託している業者としては、その支払われる委託料を、人件費その他のコストに充てることが可能となる。その意味で、一般論としては部分払を行うことは受託者側への資金繰りに配慮するという性質を持っている。

しかし、本件のように、1 か月ごとの請求金額が数万円前後と、少額であり、また受託者がかなり大規模な警備会社の場合、少額の部分払を繰り返すことが、特段、受託者にメリットを生むとは思われない。

他方で、枚方市にとって、毎月の部分払の請求を受けて、それに対応する支出行為を行うための事務的な負担はかかることになる。

こうした点を鑑みると、契約期間が、会計年度全体（1 年間）に及ぶ委託契約の部分払においては、必ずしも、受託者の要望を聞き入れて、月 1 回（年 12 回）の部分払いとするのではなく、半年に一度や、四半期ごとに支払う方法を採用すること等を含め、受託者と協議することが望ましいといえる。

地方自治法上の原則としては、完了払いが原則であり、特に部分払いを行うのは、上記のとおり、受託者側の資金繰りに必要な範囲で配慮すれば足りるのであるから、硬直的に 1 か月に 1 回の部分払いを取り入れる必要はない。

同種の事案については、各所管課の支払行為等の事務負担量を軽減する観点から改善の余地はないか、枚方市全体として検討が必要であると思われる。

ウ) 部分払における請求書の枚数について【監査の結果39】

本業務では、受託者からの請求書が3枚（いずれも法人印の押印があるもの）提出されており、そのうち2枚はおいしい給食課で保管され、1枚は会計課で保管されるという扱いになっていた。

この点、契約課が作成し、受託者に配付している「提出書類一覧表」では、請求書は3部提出することとなっているが、「提出書類一覧表」の注書きには「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しを提出してください。」と記載されている。

この「提出書類一覧表」の注書きについては、令和3年3月までは「作成部数が複数枚の様式については、原本1部及び原本の写しでも可です。」と記載されており、令和3年4月に取扱いが変更されたものであるが、その周知が十分でなかったものと思われる。

請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、「提出書類一覧表」に記載の運用を徹底するか、提出を求める書類は原本1部のみとし、事務処理の必要に応じてコピーをとるといった運用の変更が必要である。

10. 学校教育部学校教育室教育研修課（旧：教育研修担当）

【概要】

① 教育研修課の事務分掌

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則は、教育研修課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 教職員の研修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 学校における情報化の推進に関すること。
- (3) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (4) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。
- (5) 理科教育振興法（昭和 28 年法律第 186 号）による教材に関すること。

なお、教育研修課は、令和 3 年度までは一つの「課」ではなく、学校教育室の中にある「教育研修担当」という形であったが、令和 4 年度の組織再編で「課」として位置づけられている。特に、枚方市の小中学校の教育現場にかかる ICT 機器関係を所管しており、そのための契約を所管している。

教育研修課における令和 3 年度の主な委託契約の状況は、【表 73】のとおりである。

【表 73】主な委託契約（教育研修課）

（単位：千円）

契約名	契約先	契約方式	令和 3 年度 支出額	項目
小中学校教育用 ICT 機器等整備事業に係る ICT サポート員業務委託	㈱エヌ・エス・ティ・エス	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	46,735	
GIGA スクールサポート業務委託	㈱NTT ドコモ関西支社	随意契約 (第 2 号)	6,013	(1)
学校ヘルプデスク運用委託業務	㈱エヌ・エス・ティ・エス	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	22,242	
枚方市立教育文化センター清掃維持管理委託	㈱エーティーエヌ	制限付き 一般競争入札 (業務希望型)	4,179	
子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託	㈱EDUCOM	随意契約 (第 2 号)	2,970	(2)
教育系ウイルス対策サーバ等設定業務委託	㈱ライオン事務器	随意契約 (第 2 号)	858	(3)

（注）項目欄には、以下に記載のある委託契約について、その番号を記載している。

(1) GIGA スクールサポーター業務委託

① 概要

ア) 事業内容

国（文部科学省）は、令和元年12月に「GIGA スクール構想」を打ち立て、学校現場における全国一律のICT環境の整備を掲げ、校内の通信環境の整備と、児童・生徒の1人1台の端末の整備のため、国からの予算措置等が行われ、令和2年度以降、全国でその取組が進められている。こうした、児童・生徒が学校で、1人1台の形で用いることとなるタブレット端末を、どのような形で調達するかについては、各地方公共団体により方法が分かれている。すなわち、賃貸借・リース等方式を用いて導入している場合と、売買により調達し、地方公共団体の備品として導入している場合に分かれる。

枚方市においては、令和2年度にタブレット端末（iPad）の賃貸借契約（5年間）に係る入札を行い、市立の小中学校に導入した。この賃貸借契約についても、株NTTドコモ関西支社との間で締結されたが、単純にモノとしてのタブレット端末（iPad）を貸借することを契約内容とするものであり、導入に当たっての設定行為はなされたが、この契約内容は保守業務を伴わないものであった。

また、タブレット端末は、基本的に、児童・生徒に1台ずつ貸与されるが、当該児童・生徒が卒業（又は転校等）した場合には、別の児童・生徒に貸与されることとなるため、各年度末において、相当の台数の「初期化」等の作業が必要となる。そのため、令和2年度末（令和3年3月頃）に一度目の「初期化」等の作業が必要となり、入札で契約締結した賃貸借契約を事後的に仕様の変更を行う「変更契約」の方法によってなされた。令和3年度末（令和4年3月頃）に二度目の「初期化」等の作業が必要となつたため、この際は、委託契約によってなされた。今回の監査対象として取り上げたのは、このうち、二度目の「初期化」等に係る委託契約である。

具体的には、枚方市立の小中学校では、1人1台という形でタブレット端末が利用されており、最終学年（小学6年生、中学3年生）の児童・生徒が3月下旬で卒業し、4月上旬から新しい児童・生徒が入学するに当たり、卒業した児童・生徒が使っていたタブレット端末（全学校の合計約7,000台）について、「初期化」及び「再キッティング」を行い、入学した児童・生徒に貸与できるよう準備するものである。なお、「初期化」とは、文字どおり、端末を全て初期の状態に戻す作業である。「再キッティング」とは、初期化された端末を一定の作業手順に沿って、新たに使えるようにセットアップする作業を指す。

なお、こうした作業のうち一部分については、必ずしも専門的な業者ではなく、一般人でも行うことができ、児童・生徒でも行うことができる部分もある。一般的にも、スマートフォン、タブレット端末については、マニュアル等を参照しな

がら、「初期化」、「再キッティング」する作業は、専門家でなくても可能である。

また、この作業は、Wi-Fi 環境が必要であり、タブレット端末の移動の負担を考慮すると、学校ごとに空き教室で行うことが最も効率的である。そのため、各学校では、別の委託契約により配置されている ICT 支援員 1 人のほか教職員数人を動員して行っているが、全面的に学校現場に委ねることもできないため、作業開始時の手順説明やトラブル対応を含め実作業とサポートの両方を委託契約により受託者に行わせるものである。

ただし、この作業自体が教職員の業務といい難いことや、ICT 支援員 1 人の作業としては過大であることから、安全・円滑な作業遂行の要請と委託に要するコストとのバランスを考えて、どこまでの作業を委託するかの模索が続けられている。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和 3 年度支出額
GIGA スクールサポーター業務 委託	(株)NTT ドコモ関西支社	6,013 千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第 2 号）	6,013 千円	6,013 千円
契約期間	契約保証金	
自 令和 3 年 12 月 9 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	契約規則第 43 条第 1 項第 8 号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	当該タブレット端末は、(株)NTT ドコモ関西支社が納入時に設定作業を行ったものであり、納入端末のシステム構成をはじめ MDM 管理ソフトの操作内容を熟知しているため	

② 監査の結果及び意見

ア) 契約締結後における業務履行方式の変更について【監査の結果40】

この委託契約に基づく業務の履行方式としては、【表 74】のとおり、2 つの方
式が併用されている。

【表 74】GIGA スクールサポーター業務委託の業務履行方式

	通常の方式	検証校での更新方式
対象となった小中学校	小学校 36 校・中学校 16 校	小学校 9 校・中学校 3 校
端末の初期化作業を行う者	受託者が支援をし、委託者（市=教育委員会）が端末初期化を行う。受託者は操作支援を行う。	
再キッティング作業を行う者	受託者が、教職員等のサポートやトラブル対応をはじめ、作業自体を行う。	各学校の教職員の指導のもと、卒業する児童・生徒が行う。 受託者は、各学校には派遣されない。 検証校方式を採用した学校で、不具合があった端末を 2 か所に集め、受託者が最終的な対応を行う。

(出所：監査人作成)

【表 74】のうち、「通常の方式」とは、受託者の従業員が、各小中学校に出向き、そこで作業を行うことにより、タブレット端末の更新等が行われるというものである。これに対して、「検証校方式」とは、児童・生徒の手も借りながら更新作業が進められるものである。具体的には、教職員が卒業予定の児童・生徒に対し、作業の指示を行い、各児童・生徒がその作業を行うという方式をとる。そのため「検証校方式」の場合、受託者からは従業員が学校に派遣されずに、不具合があったときのみ、受託者が、遠隔から「問合せ」対応を行う形が取られる。

この検証校方式を用いることは、契約締結後、教育研修課のアイディアとして提案されたとのことである。すなわち、再キッティング作業は、各学校の現場で、ある程度進めることができないかという発想のもと、契約締結後に教育研修課と受託者が協議を進め、各学校の希望調査も聞きつつ、試行的に行われた（全ての小中学校で一斉に行うのではなく、それを希望する小中学校でのみ取り入れられた）ものである。

このように 2 方式が併用されたのは、この検証校方式を行った場合、その作業がどの程度、円滑に行われるか未知数な面があったためであり、令和 4 年度以降の委託契約の発注形態の見直し（委託費用の軽減につながる）も視野に入れて、複数の方式を併用してみたというものである。このような背景があるため、もちろん、2 方式が併用されたこと自体は肯定的に評価できる。

しかし、このような方式は、契約締結時に取り交わした業務委託仕様書には、全く記載がなく、事後に仕様書の変更も行われていない。この 2 方式を併用するということは、契約締結後の双方間の協議によりなされたとのことであり、主としてメールのやりとりが用いられたということであるが、受託者が業務委託契約に基づいて提供しなければならない委託業務は何かという部分を少なくない範囲で変更しているものであり、契約当事者間で決定した事項を、書面により明確にしておく必要があったといえる。

なお、検証校方式は、小中学校の生徒・児童（卒業予定の小学校6年生及び中学3年生）が上記のような作業を行った場合に、うまく作業が進まない事例が生じたため、令和4年度においては採用されない予定である。

イ) 隨意契約（第2号）の要件充足について【意見71】

前述のとおり、枚方市のGIGAスクールに用いる端末（iPad）については、賃貸借契約の締結時に、（株）NTTドコモ関西支社が設定作業を行った上で、納入しており、それを前提として、本契約について、随意契約（第2号）としている。

しかし、iPadは、学校現場だけでなく、個人・会社・公共用に広く用いられている端末であり、導入時の初期設定を行った業者でなければ、「初期化作業」及び「再キッティング作業」が、絶対的に不可能であったとまではいえない。可能性としては、入札や、公募型プロポーザルの方法を用いることもあり得ると思われる。一般的に、地方公共団体における、パソコンやタブレットといったICT端末の「初期設定作業」は、詳細な作業内容を仕様書に記載すれば、当初の納入業者以外の業者に依頼することは可能であり、他の地方公共団体における事例もあると思われる。

この点、教育研修課の認識としては、①小学6年生・中学3年生が、3月上旬頃まで学校現場で使用していた端末を、新入生を迎える4月上旬の新年度が始まるまでに、約7,000台に及ぶ端末の初期設定作業等を進めるという重要なスケジュール上の要請があること、②学校現場の教職員の作業を補完しながら、多くの端末の作業を遅滞なく進めなければならない、という面を重視し、随意契約を選択したことであった。また、③全体として3万台を超える児童・生徒用の端末を管理するための「MDM管理ソフト」について、操作内容を熟知している必要があるということ等も、理由に挙げられていた。

しかし、こうした点のみで特定の1者への随意契約の理由となるものではなく、他の業者への発注の余地が全くないとまではいい切れないと考えられる。

こうした観点から、今後の発注方式について、委託業務の履行に不都合を生じない限り、競争入札（又は、事業者ごとに業務の方法に工夫の余地がある可能性があることを重視するのであれば公募型プロポーザル方式）によることも視野に、見直されたい。

ウ) 今後の学校現場のICT機器の更新や保守・運用の手法の検討について 【意見72】

GIGAスクール構想は、前述のとおり、国が「旗振り役」となって、端末の導入費用について国費が充当されたものであるが、今後の更新や保守・運用については、各地方公共団体に委ねられることになる部分が多い。

しかし、今後、学校現場へのICT機器の導入は不可避的な流れであり、「初期化」等の作業を委託するだけでも、少なからぬ額の支出を要し続けることになる。そうしたことを鑑みると、今後の更新時の契約においては、各年度における「初期化」等の保守も含めて提案を受ける方式や賃貸借の契約相手方（初期設定の相手方）以外に「初期化」等の作業を委託する方法など、中長期的視点から、より合理的な契約締結の方法を模索する必要がある。

(2) 子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市教育委員会では、平成27年度から「校務支援システム」を導入している。「校務支援システム」とは、児童・生徒の名簿を登録し、学籍管理・出欠席管理・成績管理等を行い、システムを用いて通知表、指導要録等を作成するものである。

今般、こうした「校務支援システム」側が有している情報と子ども未来部が所管する「子どもの育ち見守りシステム」との間で、情報の連携がなされることになり、それについて業務委託契約によりシステム改修作業が行われることとなった。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
子どもの育ち見守りセンター データ連携作業委託	(株)EDUCOM	2,970千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（第2号）	2,970千円	2,970千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年11月30日 至 令和4年3月31日	契約規則第43条第1項第8号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	枚方市では、(株)EDUCOMが開発した校務支援システムを導入している。子どもの育ち見守りシステムと、校務支援システムを連携するという作業は、(株)EDUCOM以外では適切、迅速に行えないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 著作権の帰属について【意見73】

本業務の仕様書では、「本システムに関する一切の著作権は発注者及び受注者双方にあるものとする」とされている（仕様書 10. 知的所有権等の(1)）。

しかし、この記載は、作業の委託契約に関する仕様としては、抽象的に過ぎるといえる。

本委託契約は、新規システムを導入するものではなく、同一の相手方（ただし、既存システムは賃貸借契約として締結されている。）との間で既に締結されている「校務支援システム」に新たに機能を付加するという性質のものであるから、それを明示した仕様が望ましい。つまり、(1)この契約により改修される前の、現に導入されている「校務支援システム」について著作権をどういう形で、どちらが有しているのか、双方の権利関係を明示して整理した上で、(2)今回の業務委託契約ではその一部に改修を加えるのであるから、改修がされた後の著作権の権利関係はどうなるのかを仕様書で記載しておくことが望ましい。

なお、既存の校務支援システム自体の契約（令和2年9月締結の「枚方市校務支援システム（仮想サーバ）賃貸借契約」）では、その仕様書において「本業務の履行過程で本業務のため新たに生じた著作物に関する著作権は、本市及び受託者の共有に属するものとする。ただし、パッケージソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く。」とされており、パッケージソフトウェアがベースとなっていることを明示した形で作成されていた。

それを前提とすると、この「子どもの育ち見守りセンターデータ連携作業委託」についても、既存のパッケージソフトウェアに改変を加える部分について、枚方市と受託者の共有になるという意味の記載が本来あるべき記載であり、こうしたことを明示しておくことが望ましい。

(3) 教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託

① 概要

ア) 事業内容

枚方市教育委員会では、教育系ネットワークにおいて、ウイルス対策ソフトウェアを導入しているが、本委託業務は、仮想基盤（Hyper-V）や、一部の個別の端末について、旧ソフト（ウイルスバスタークーポレートエディション XG）から、新ソフトウェア（Trend Micro ApexOne）へアップロードする部分を委託するものである。

イ) 委託契約の概要

契約名	契約先	令和3年度支出額
教育系ウイルス対策サーバ等設定作業委託	(株)ライオン事務器	858千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約(第2号)	858千円	858千円
契約期間	契約保証金	
自 令和3年7月8日 至 令和3年10月20日	契約規則第43条第1項第6号により免除	
予定価格積算方法	一者随意契約の場合の理由	
契約先事業者からの見積りによる	市立小中学校において、教育系ネットワークのウイルス対策サーバ(教育内部系、教育外部系)を新バージョンのソフトウェアにバージョンアップするという委託契約について、仮装基盤内のゲストOSへの更新・設定・動作確認等が必要であり、これについて、サーバ設定導入業者でしか、これを履行できないため	

② 監査の結果及び意見

ア) 個人情報保護に関する特記仕様書の締結について【意見74】

本業務では、仕様書で「機密保持」という項目が設けられており、そこには、(1)法令遵守、(2)秘密保持、(3)目的外使用及び第三者への提供の禁止、(4)複写及び複製の禁止、(5)保管場所、(6)提供資料の返還、(7)事故報告義務、(8)再委託の禁止又は制限、(9)損害賠償、(10)契約の解除、(11)外部記録の媒体の使用について、という各項目が設けられている。これらは、現行の「枚方市情報セキュリティポリシー」において、「情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない」とされており、仕様書は、基本的にこれに忠実に沿ったものとなっている。

他方で、本業務では、個人情報仕様書は締結されていない。

これは、現在の「枚方市情報セキュリティポリシー」では、「個人情報を取り扱う作業を委託する場合」に個人情報仕様書を用いることとなっており、その運用として、ウイルス対策サーバ等設定作業は、サーバ室で稼働しているウイルス対策ソフトウェアを更新したり、個別の小学校の端末のウイルス対策ソフトウェアを更新したりする作業であり、個人情報を直接的に取り扱う作業を含むものではないため、個人情報仕様書を用いる対象外としているとのことであった。

確かに、個人情報を直接的に取り扱う業務ではないという理由で、形式的に分類すれば、個人情報仕様書までは求めない分類ということになり、その区別も分からぬではない。ただし、本業務は、小学校の PC 教室に設置された、児童が授業で触れている PC に対して行う作業が含まれており、電子機器内には、個人情報を含む可能性がある様々なファイルが保存されている可能性が絶えず存在することを考えると、受託者の作業として、このような狭い区別をすることが妥当なのか、疑問が残る。

現に利用されている PC その他の ICT 機器の端末を受託者が稼働させて、広い意味でその端末を操作し、何らかの作業を行う場合には、業務自体では取り扱う可能性がなかったとしても、個人情報を含むファイルに接触する可能性があるものと考えて、個人情報仕様書を締結する対象とするべきではないかと考える。この点は、「情報セキュリティポリシー」の運用として、全般的に考え方を整理することが望ましい。

おわりに

私は、令和 2 年度から本年度までの 3 年間、枚方市の包括外部監査人を務めましたが、地方自治法では、包括外部監査対象団体は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない（第 252 条の 36 第 3 項）とされておりますので、本年度をもってその任を終えることになります。

この 3 年間、監査の対象とした事務の所管課その他関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な業務への対応が求められている状況であるにもかかわらず、ヒアリングや情報提供など、迅速かつ適切にご協力頂いたことに感謝いたします。

私が選定した監査テーマは【表 75】のとおりですが、いずれも、特定の所管課（室）の事務に対象を限定するのではなく、組織全体に共通する横断的なテーマを選定しました。これは、どの部署においても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務への対応に伴い、少なからぬ影響を受けていると考えられるため、特定の部署に包括外部監査への対応を求めることがないよう、配慮したことによるものです。

【表 75】令和 2 年度から令和 4 年度の監査テーマ

年度	監査テーマ
令和 2 年度	補助金等に係る財務事務の執行について
令和 3 年度	債権管理に係る財務事務の執行について
令和 4 年度	委託料に係る財務事務の執行について

【表 75】のとおり、3 年間を通じて、横断的なテーマを選定して、監査を実施しましたが、全ての事務に共通する課題として、同種事務であるにもかかわらず、事務手続等が全庁的に統一されていない面があることが浮き彫りになったと考えています。

この点、枚方市においては、地方自治法の規定の適用を受けるものではない、独自の制度として内部統制制度の運用を令和 3 年度から開始していますが、令和 2 年度の包括外部監査における監査の結果及び意見を参考として、補助金に関連する業務リスクの設定を行うなど、既に組織全体としての対応が開始されています。

今後、さらに内部統制が有効に機能するようになれば、組織全体としてリスクに対応することが可能になると考えられます。包括外部監査人としても、その一助とするため、令和 3 年度より、新たな取組として、監査報告後、職員向けの包括外部監査結果説明会を開催することといたしました。

一方、令和 2 年度包括外部監査における監査の結果及び意見に対する措置状況がホームページにおいて公表されていますが、総括意見 13 項目に対する意見への対応について、11 項目が「検討中」のままになっています。

**【表 76】令和 2 年度包括外部監査における総括意見に対する措置状況
(令和 3 年 4 月末現在)**

補助金のあり方等に関する事項	
効果的な補助金の交付について	検討中
補助依存度の高い事業の実施手法等の検討について	検討中
人件費に対する補助のあり方について	検討中
枚方市による任意団体事務局業務の取扱いについて	検討中
補助対象事業及び補助対象経費に関する事項	
補助対象経費の明確化について	検討中
補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて	検討中
実績報告の審査に関する事項	
実績報告における収支計算書に係る証憑書類の確認について	検討中
再補助先の実績報告等の入手及び暴力団排除のルール化について	検討中
補助事業における工事請負等に係る入札又は相見積りの実施について	検討中
補助金等の執行に係る統一的なガイドライン等の必要性について	検討中
補助金に係る情報公開に関する事項	
「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について	記載あり
「補助金チェックシート」の開示内容について	記載あり
負担金に関する事項	
負担金の見直しの必要性について	検討中

(出所：「令和 2 年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について 包括外部監査の意見に対する改善について」)

「検討中」の項目については、引き続き、措置完了まで進捗管理を行うことを強く要望いたします。

包括外部監査の最終的な目的は、枚方市において、監査の結果及び意見に対する措置が行われ、行政サービスの改善のために有効に活用されることといえます。監査の結果及び意見が、組織全体のガバナンス改革に活用されることを期待して、3 年間の包括外部監査の結びといたします。

以 上